雇用関係助成金支給要領

（Ｒ８．１０~~４~~．２２~~８~~）

目次

第１　共通要領

第２　各助成金別要領

１　雇用調整助成金

２　産業雇用安定助成金
(1) 産業連携人材確保等支援コース
(2) スキルアップ支援コース
(3) 災害特例人材確保支援コース
(4) 令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース

３　早期再就職支援等助成金
(1) 再就職支援コース
(2) 雇入れ支援コース
(3) 中途採用拡大コース

４　特定求職者雇用開発助成金
(1) 特定就職困難者コース
(2) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
(3) 中高年層安定雇用支援コース
(4) 生活保護受給者等雇用開発コース

５　トライアル雇用助成金
(1) 一般トライアルコース
(2) 障害者トライアルコース
(3) 障害者短時間トライアルコース
(4) 若年・女性建設労働者トライアルコース

６　地域雇用開発助成金
(1) 地域雇用開発コース
(2) 沖縄若年者雇用促進コース

７　人材確保等支援助成金
(1) 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース
(2) 中小企業団体助成コース
(3) 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

（Ｒ８．１０~~４~~．２２~~８~~）

(4) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
(5) 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）
(6) 外国人労働者就労環境整備助成コース
(7) テレワークコース

８　通年雇用助成金

９　65歳超雇用推進助成金
(1) 65歳超継続雇用促進コース
(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
(3) 高年齢者無期雇用転換コース

10　キャリアアップ助成金
(1) 正社員化コース
(2) 障害者正社員化コース
(3) 賃金規定等改定コース
(4) 賃金規定等共通化コース
(5) 賞与・退職金制度導入コース
(6) 短時間労働者労働時間延長支援コース

11　両立支援等助成金
(1) 出生時両立支援コース
(2) 介護離職防止支援コース
(3) 育児休業等支援コース
(4) 育休中等業務代替支援コース
(5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース
(6) 事業所内保育施設コース
(7) 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

12　人材開発支援助成金
(1) 人材育成支援コース
(2) 教育訓練休暇等付与コース
(3) 建設労働者認定訓練コース
(4) 建設労働者技能実習コース
(5) 人への投資促進コース
(6) 事業展開等リスキリング支援コース

第３　その他（廃止及び経過措置）

（Ｒ８．１０~~４~~．２２~~８~~）

第１　共通要領

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（「第２各助成金別要領」に定めがあるものに限る。「第１　共通要領」において「助成金」という。）の支給については、この要領の定めるところによる。

0100　趣旨
　0101　趣旨

0200　定義
　0201　事業主
　0202　中小企業事業主
　0203　常時雇用する労働者
　0204　実地調査
　0205　不正受給
　0206　電子申請

0300　支給要件
　0301　支給対象事業主等
　0302　不支給要件
　0303　国等に対する不支給
　0304　併給調整

0400　支給申請
　0401　支給申請期間
　0402　支給申請方法
　0403　支給申請の取下げ
　0404　申請書類等の保存

0500　支給要件の確認
　0501　不支給要件に該当しないことの確認
　0502　中小企業事業主であることの確認
　0903　労働保険事務組合の取扱い

0600　支給決定
　0601　支給決定
　0602　支給決定に係る事務処理
　0603　支給の方法
　0604　経理

0700　不正受給
　0701　不正受給した助成金の取扱い
　0702　不支給措置
　0703　事業主等への通知及び不服の申し出があった場合の対応
　0704　関係機関への情報提供
　0705　公表

0800　返還
　0801　返還
　0802　連帯債務

0900　雑則
　0901　代理人等の取扱い
　0902　社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合の申請に係る取扱い等

1000　委任
　1001　安定所長への業務の委任
　1002　不支給とした場合又は支給を取り消した場合の取扱い
　1003　電子申請の場合の取扱い

1100　附則
　1101　施行期日

0100　趣旨

0101　趣旨

助成金は雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定、職業能力の開発や向上を図るため、一定の要件を満たした事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）に対して、必要な助成を行うものである。

0200　定義

0201　事業主

この要領において「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいう。

0202　中小企業事業主

この要領において「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が３億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については１億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

主たる事業	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は下表のとおりである（日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分）。

業種	該当分類項目
小売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）

サービス業	大分類Ｇ（情報通信業）のうち 　中分類38（放送業） 　中分類39（情報サービス業） 　小分類411（映像情報制作・配給業） 　小分類412（音声情報制作業） 　小分類415（広告制作業） 　小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち 　小分類693（駐車場業） 　中分類70（物品賃貸業） 大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 　中分類75（宿泊業） 大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業） 　ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類Ｏ（教育、学習支援業）（中分類81，82） 大分類Ｐ（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Ｑ（複合サービス事業）（中分類86，87） 大分類Ｒ（サービス業〈他に分類されないもの〉）（中分類88～96）
卸売業	大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち 　中分類50（各種商品卸売業） 　中分類51（繊維・衣服等卸売業） 　中分類52（飲食料品卸売業） 　中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 　中分類54（機械器具卸売業） 　中分類55（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて

0203　常時雇用する労働者

この要領において「常時雇用する労働者」とは、２か月を超えて使用される者（実態として２か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び２か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいう。

0204　実地調査

この要領において「実地調査」とは、次のイからハのいずれかに該当するものをいう。

イ　雇保法第79条に基づく立入検査

ロ　助成金の支給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。65歳超雇用推進助成金については「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」（以下「機構」という。）と読み替えるものとする。以下同じ。）が事業主又は事業所の長（支店

長・工場長等。以下同じ。）の任意の協力の下に行う事業所訪問による調査

ハ　管轄労働局が社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者（助成金の支給要件として訓練の実施が要件となっている助成金に限る。なお、ここでいう訓練とは職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含む。ただし、事業主等が職業紹介事業者に委託する訓練や被保険者が自発的に行う訓練などで、事業主等が訓練を行う者を選択する余地のない訓練を除く。以下同じ。）の任意の協力の下に行う事務所等への訪問による調査

0205　不正受給

この要領において「不正受給」とは、事業主等が偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当する。ただし、支給申請書に事実に反する記載があった場合であっても、当該記載誤りが故意によらないものと認められる場合は不正の行為には該当しない。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいう。

なお、事業主等の代表者のほか、事業主等の役員、従業員、代理人その他当該事業主等の支給申請、申請書類の作成に関わった者が、偽りその他不正の行為をした場合には、当該事業主等が不正の行為をしたものとみなす。

また、この要領において「不正受給に関与」とは、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が故意に偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいう。

また、この要領において「不正受給に係る請求金」とは、①0801イ(ｲ)に基づき返還を求めた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３分（支給申請が行われた日が令和２年３月31日以前の場合は年５分）の割合で算定した延滞金、③当該返還を求めた額の２割に相当する額（当該額に対する延滞金が発生する場合はその額を含む。以下同じ）の合計額をいう。

0206　電子申請

この要領において「電子申請」とは、ハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）（以下、「雇用関係助成金ポータル」という。）又はe-Gov電子申請により行われた申請をいう。

0300　支給要件

0301　支給対象事業主等

助成金は、次のイからニまでのいずれにも該当する事業主等に対して支給する。

イ　雇用保険適用事業所の事業主（支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること）

ロ　助成金の支給又は不支給の決定に係る審査及び支給決定後においても適正支給のための調査に必要な書類等を整備、保管している事業主等

ハ　助成金の支給又は不支給の決定に係る審査及び支給決定後においても適正支給のための調査に必要であると管轄労働局の長（以下「管轄労働局長」という。65歳超雇用推進助成金については「機構の理事長」（以下「機構理事長」という。）と読み替えるものとする。以下同

じ。）が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査及び調査に協力する事業主等

ニ　「第２　各助成金別要領」に定めがある場合は、各助成金ごとに定める要件を満たす事業主等

0302　不支給要件

助成金は、0301の規定にかかわらず、次のイからワまでのいずれか（早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）については、トを除く。加えてヲのうち職業訓練実施支援に関する訓練に限る。）に該当する事業主等に対しては支給しない。

イ　偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、0702に定める助成金の不支給措置が取られている事業主等（「第２　各助成金別要領」で定める助成金以外のものについて、0702に定める不支給措置と同様の措置が取られている事業主等を含む。）

ロ　助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第２条第４項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。）の労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。以下同じ。）を納付していない事業主等（支給申請日の翌日から起算して２か月以内に当該労働保険料を納付した事業主又は納付の猶予期間内に支給申請を行う事業主であって猶予期間の終了日の翌日から２か月以内に当該労働保険料を納付した事業主を除く。）

ハ　助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。以下同じ。）を行った事業主等

ただし、「労働関係法令の違反を行った」とは、次の(ｲ)から(ﾊ)までのいずれかに該当する場合をいう。

(ｲ) 都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合

(ﾛ) 都道府県労働局職業安定部又は需給調整事業部若しくは運輸局の告訴又は告発により捜査機関から送検された場合

(ﾊ) (ｲ)及び(ﾛ)以外の者の告訴又は告発により捜査機関から送検されたことが明確な場合

ニ　風俗営業等関係事業主等（次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者をいう。）

(ｲ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第４項に規定する接待飲食等営業（同条第１項第１号に該当するものに限る。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第６項第１号、第２号若しくは第３号、第７項第１号、第９項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている事業所において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、次のa及びbのいずれかの助成金の支給を受けようとする事業主等。

したがって、次のa及びbの助成金について、①～③以外の業務（事務、清掃、送迎運転、調理など）に従事する者を対象労働者として助成金の支給を受けようとする事業主等は除く。

a　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、中高年層安定雇用支援コース、生活保護受給者等雇用開発コース、成長分野等人材確保・育成コース）

b　トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース）

(ﾛ) 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項に規定する接待飲食等営業（同条第１項第１号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主等であって、(ｲ)のa及びb以外の助成金の支給を受けようとするもの。

ただし、同条第４項に規定する接待飲食等営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業）を行っている事業主等であって雇用調整助成金の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。

ホ　暴力団関係事業主等（以下の(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者をいう。以下同じ。）

(ｲ)　暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下(ﾛ)、ヘ及び「0501のヘ」にて同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である事業主等をいう。

(ﾛ)　暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等

a　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等

b　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等

c　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等

d　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等

ヘ　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主等

ト　支給申請日又は支給決定日の時点で倒産（雇保則第35条第１号に規定する倒産をいう。）している事業主等（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）

チ　管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認や適正支給のための調査を行う際に協力すること、確認や調査に応じなければ事実を確認することが出来ないため不支給又は支給決定取消となること、確認や調査にあたり必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等（取引先、金融機関、税務署等）への照会を行う場合があり得ること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や管轄労働局長が求める書類の提出又は提示が指定期日までに行われない場合は不支給又は支給決定取消となること、助成金の不正受給が発覚した場合に0705によって行われる事業主名等の公表を行うこと及び0801による支給を受けた助成金の返還等について、承諾していない事業主等

リ　「支給要件確認申立書」（様式第１号）の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出していない事業主等

ヌ　本支給要領に従うことについて、承諾していない事業主等

ル　0902に定める不受理期間中に当該不受理措置を受けている社会保険労務士又は代理人による申請を行った事業主等

ヲ　訓練を行う者が申請事業主等の不正受給に関与していた場合は、不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して５年を経過するまで（ただし、支給を取り消した日から５年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）に、当該訓練を行う者が実施した訓練を行った事業主等（訓練を行う者が承諾書を提出している場合に限る。）。

なお、当該取扱いに係る訓練を行う者の承諾については、平成31年４月１日以降に提出された訓練計画に基づく申請（訓練計画がない場合は実施に基づく申請）から受理するものとし、「第２　各助成金別要領」にて別途定める。

ワ　支給申請書等に事実と異なる記載又は証明（軽微な誤り（労働局長が認めた場合に限る。）は除く。）を行った事業主等

0303　国等に対する不支給

国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く。）、独立行政法人通則法（平成11年法律第113号）第２条第４項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、助成金は支給しない。

0304　併給調整

イ　同一の事業主等による同一の行為を根拠として、同時に二つ以上の助成金を支給してはならない。

ロ　同一の事業主等による同一の経費又は賃金の支出について、同時に二つ以上の助成金を支給してはならない。

ハ　助成金間の併給調整については、イ及びロの規定によるほか、原則として別紙１、別紙２及び別紙３に掲げるところによる。

ニ　事業主等が助成金以外の補助金等を受給している場合には、当該補助金等と支給申請する助成金の支給する趣旨や目的、助成内容等が明らかに異なっているものや、以下の(ｲ)から(ﾊ)ま

でのいずれにも該当するものは併給調整を行わない。

(ｲ) 助成金と財源が異なるものであること

(ﾛ) 補助金等が助成金との調整を予定しておらず、併給を認めていること

(ﾊ) 助成金の助成対象について重複して助成を受けることが明確であって、当該助成を合算した額が自ら負担した経費又は賃金の額を超えることが見込まれるものでないこと

0400　支給申請

0401　支給申請期間

支給申請は、本支給要領の「第２　各助成金別要領」で規定している場合を除き、「第２　各助成金別要領」において各助成金ごとに定める日の翌日から起算して２か月以内に行わなければならない。ただし、郵送又は電子申請により支給申請を行う場合には、支給申請期間内に到達していなければならない。

なお、支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなす。

また、天災その他支給申請期間内に助成金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後１か月以内にその理由を記した書面を添えて申請することができる。

0402　支給申請方法

イ　助成金の支給を受けようとする事業主等は、支給申請書、「支給要件確認申立書」（様式第１号）（雇用関係助成金ポータルにより申請する場合を除く。）及び添付書類（電子申請を行う場合、原本の提出を求めている添付書類は、原本の写しを提出する。）を管轄労働局長に対して提出しなければならない。当該提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所（以下「安定所」という。）の長（以下「安定所長」という。両立支援等助成金については「雇用環境・均等部（室）長」と読み替えるものとする。以下同じ。）を経由して行うことができる。

ロ　助成金の支払い先となる銀行等の口座（以下「支払先口座」という。）がハローワークシステム（助成金事務処理）（「31860支払方法・受取人住所届変更」）に記録されていない事業所の事業主等（65歳超雇用推進助成金の支給を受けようとする事業主等を除く。）又は初めて雇用関係助成金ポータルにより支給申請を行う事業所の事業主等は、上記の添付書類に加えて、原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類を添えて支払方法・受取人住所届（帳票種別32850）を提出しなければならない（なお、通帳の写し等については、口座番号に誤り等がないことが確認できれば、その場で返却して差し支えない。）。事業主等が当該届を記載するにあたっては、支払方法として振込を選択し、振込先の口座として事業主等が主に事業の用に供する口座を選択しなければならない。

支払先口座がハローワークシステム（助成金事務処理）（「31860支払方法・受取人住所届変更」）に記録されている事業所の事業主等は、記録済みの支払先口座以外の口座へ助成金の支払いを希望する場合、当該届を再度提出することにより、支払先口座を変更することができる。

当該届の提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

ハ　事業主等は、イ及びロの添付書類以外の書類であって、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を、管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示しなければならない。当該提出又は提示について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

ニ　管轄労働局長は、支給申請書等が提出されたときは、以下の事項について確認を行った上で当該支給申請書等を受理する。なお、支給申請書等の提出において、郵送又は電子申請により受理する場合には、労働局への到達日が支給申請期間内でなければならないことに留意する。

(ｲ) 支給申請期間内に提出されていること

(ﾛ) 所要の事項が記載されていること

(ﾊ) 所要の添付書類が添付されていること

また、ロに基づいて、支払方法・受取人住所届の提出があった場合には、当該届の内容をハローワークシステム（助成金事務処理）（「31850支払方法・受取人住所届入力」又は「31860支払方法・受取人住所届変更」）に記録する。

ホ　ニ(ﾛ)又はニ(ﾊ)の事項について不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める（電子申請における修正指示を含む。）。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は原則１か月以内に補正を行うよう書面又は電子申請における修正指示により求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る助成金は支給しない。ただし、当該期限は支給申請期間末日の翌日以降に設定しなければならない。

ヘ　支給申請の前に計画届等の手続きが必要な助成金については、その手続きを「第２　各助成金別要領」において定める。

ト　事業主等が支給申請書等を提出する際、代表者名等氏名の記載欄については、旧氏で記載することができるものとする。また、事業主等の労働者で旧氏記載を希望する者がいた場合は、支給申請書等の氏名欄において、旧氏で記載することができるものとする。なお、本取り扱いは電子申請による場合も同様とし、支給申請前の計画届等の手続きにおいても適用する。

審査における労働者名の確認については雇用保険被保険者台帳により確認することとし、雇用保険適用時から助成金申請時の間で氏を変更したこと等により確認が取れない場合は、生年月日等との突合や必要に応じて事業主等に聴取することにより確認する。

その他、訓練を行う者による届出、報告、証明等に係る氏名記載欄についても同様に旧氏で記載することができるものとする。

0403　支給申請の取下げ

イ　事業主等が管轄労働局長に対し、支給申請の取下げを申し出たときは、管轄労働局長がこれを認めた場合に限り、取下げを行うことができるものとする。

ロ　管轄労働局長は、支給申請の取下げを申し出た事業主等に対して、提出された支給申請書等の書類を返却しないことができる。

0404　申請書類等の保存

事業主等は、0402イからハまでに基づき提出又は提示した書類等の原本（原本を提出した場合はその写し。電子情報を含む。）及び「第２　各助成金別要領」に定めがある場合はその書類等を、支給決定日の翌日から起算して５年間保存しなければならない。

このため、社会保険労務士又は代理人が支給申請等を行った場合は、事業主等に対して、提出した書類の写しを提供すること。

0500　支給要件の確認

0501　不支給要件に該当しないことの確認

管轄労働局長は、支給申請を行った事業主等が0302で規定する不支給要件に該当しないことを、次のイからワまでに定める方法により確認する。

イ　偽りその他不正行為により助成金の不支給措置が取られている事業主等でないこと及び不支給措置がとられている事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。ただし、偽りその他不正行為に関与した者に限る。）が含まれていないことの確認

0702に定める不支給措置期間中に支給申請が行われたものでないこと及び支給申請後、支給決定日までに新たに不支給措置がとられたものでないことを「支給要件確認申立書」（様式第１号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）及び共働支援システム上の「不正受給事業主等・役員一覧表」により確認する。

ロ　助成金の支給に係る事業所において、労働保険料を納付していないことの確認

支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度に係る労働保険料について、未納となっている事業主でないことを「支給要件確認申立書」（様式第１号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）（「31553特開金支給要件照会」もしくは「31620一般助成金支給要件照会」）又は労働保険適用徴収システムにより確認する。なお、二元適用事業主の場合は、労災保険料についても確認すること。

一括有期事業を行う事業主の労災保険料が未納である場合は、一括されている事業全てについて労災保険料が未納であるものとして取り扱う。継続事業の一括の認可を受けた事業主の労働保険料が未納である場合は、一括されている事業全てについて労働保険料未納であるものとして取り扱う。

ハ　助成金の支給に係る事業所において、労働関係法令の違反を行った事業主等でないことの確認

支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間において次の(ｲ)から(ﾊ)までのいずれかに該当する事業主等でないことを「支給要件確認申立書」(様式第１号)、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）及び労働基準部又は運輸局より提供を受けた「送検処分された事業所に係る情報」により確認する。

(ｲ)　都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合

(ﾛ)　都道府県労働局職業安定部若しくは需給調整事業部又は運輸局の告訴又は告発により捜査機関から送検された場合

(ハ)　(イ)及び(ロ)以外の者の告訴又は告発により捜査機関から送検されたことが明確な場合

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ただし、上記に該当しない場合であっても、支給申請後、支給決定を行おうとする日までに新たに送検が行われた場合は、本不支給要件に該当するものとして取り扱う。

ニ　風俗営業等関係事業主等でないことの確認

「支給要件確認申立書」（様式第１号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）、法人ベース・レジストリ（デジタル庁が運営する、商業法人登記情報を閲覧することができるサービスをいう。以下同じ。）及び登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。なお当該システムは令和８年中に廃止予定。以下同じ。）により確認するほか、必要に応じ、事業内容が確認できる書類（定款、開廃業届、会社概要パンフレット等）により確認する。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ホ　暴力団関係事業主等でないことの確認

「支給要件確認申立書」（様式第１号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）により確認する。

管轄労働局又は安定所の窓口における対応、労働者からの内部通報等により暴力団関係事業主等でないことについて、疑義が生じた場合、管轄労働局は警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行う。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ヘ　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属していないことの確認

「支給要件確認申立書」（様式第１号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）により確認する。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ト　倒産した事業主等でないことの確認

支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主でないことを「支給要件確認申立書」（様式第１号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）、法人ベース・レジストリ、登記情報連携システム及び「官報情報検索サービス」により確認する。

なお、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った事業主について、事業活動を継続する見込みがあるか否かの確認は、法人ベース・レジストリ、登記情報連携システムにより確認するほか、必要に応じ、再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画をいう。）又

は更生計画（会社更~~正~~生法第２条第２号に規定する更生計画をいう。）の認可の決定が確定したことを示す書類（裁判所が事業主の申請に応じて発行する認可確定証明書）により行う。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

チ　管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認や適正支給のための調査を行う際に協力すること、確認や調査に応じなければ事実を確認することが出来ないため不支給又は支給決定取消となること、確認や調査にあたり必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等（取引先、金融機関、税務署等）への照会を行う場合があり得ること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や管轄労働局長が求める書類の提出又は提示が指定期日までに行われない場合は不支給又は支給決定取消となること、不正受給が発覚した際の事業主名等の公表を行うこと及び0801による支給を受けた助成金の返還等について、承諾している事業主等であることの確認

「支給要件確認申立書」（様式第１号）により確認する。なお、雇用関係助成金ポータルによる電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータル上で該当項目にチェックが入っていることにより確認する。

リ　「支給要件確認申立書」（様式第１号）の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出している事業主等であることの確認

「支給要件確認申立書」（様式第１号）の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類の提出の有無により確認する。

ヌ　本支給要領に従うことについて、承諾している事業主等であることの確認

「支給要件確認申立書」（様式第１号）により確認する。なお、雇用関係助成金ポータルによる電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータル上で該当項目にチェックが入っていることにより確認する。

ル　不正受給に関与したことにより助成金の不受理措置が取られている社会保険労務士又は代理人でないことの確認

共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」により確認する。

ヲ　訓練を行う者が不正受給に関与していたかの確認

共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」により確認する。

なお、訓練を行う者が不正受給に関与していた場合は、不支給とした日又は支給決定を取り消した日の前日以前のいずれかの日に0302のヲの事業主等が、訓練計画を提出済であった場合（訓練計画がない場合は実施済であった場合）は、不支給としない。

ワ　支給申請書等に事実と異なる記載又は証明を行っていない事業主等であることの確認

支給申請書、「支給要件確認申立書」（様式第１号）及び添付書類並びにその他審査に必要な書類を確認する。

0502　中小企業事業主であることの確認

中小企業事業主の判定は、「第２　各助成金別要領」において各助成金ごとに定める日における、資本金等の額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により行う。

ただし、会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定する会社をいう。）又は士業を規定する法律に基づく法人（弁護士法（昭和24年法律第205号）、税理士法（昭和26年法律第237号）、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）その他士業を規定する法律の規定により設立される法人をいう。）以外の事業主等（例：個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合又は社会福祉法人）であって、資本金等を有しない事業主等にあっては、常時雇用する労働者の数により判定する。

資本金等の額又は企業全体で常時雇用する労働者の数の確認は、以下により行う。

イ　資本金等の額の確認

(ｲ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「資本金の額又は出資の総額」が0202に定める額を超えている場合は、ロにより常時雇用する労働者の数の確認を行い、各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」も0202に定める数を超えている場合は、中小企業事業主以外の事業主であると判定する。

(ﾛ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「資本金の額又は出資の総額」が0202に定める額以下である場合は、原則、法人ベース・レジストリ、登記情報連携システムにより確認を行う。

(ﾊ) 常時雇用する労働者の数の確認により中小企業事業主であることが確認された場合は、資本金等の額については確認を要しない。

ロ　常時雇用する労働者の数の確認

(ｲ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」が0202に定める数を超えている場合は、イにより資本金等の額の確認を行い、各助成金ごとに定める書類に記載されている「資本金の額又は出資の総額」も0202に定める額を超えている場合は、中小企業事業主以外の事業主であると判定する。

(ﾛ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」が0202に定める数以下である場合であって、申請事業主の被保険者数が0202に定める数以下である場合は、中小企業事業主であると判定する。

各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」が0202に定める数以下である場合であって、申請事業主の被保険者数が0202に定める数を超えている場合は、当該被保険者数と常時雇用する労働者の数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数が0202に定める数以下である場合に、中小企業事業主であると判定する。

なお、上記の被保険者数の確認は、雇用保険適用事業所台帳により行うが、申請事業主が複数の事業所を有する場合は、事業主から全ての事業所の事業所番号を申告させた上で確認を行う。

(ﾊ) 資本金等の額の確認により中小企業事業主であることが確認された場合は、常時雇用する労働者の数については確認を要しない。

0600　支給決定

0601　支給決定

イ　管轄労働局長は、支給申請を行った事業主等が支給対象事業主等に該当するか否か及び不支

給要件に該当するか否かの判定を行う。

この判定は、事業主等が提出した支給申請書及び添付書類（必要に応じて提出させた書類を含む。）のほか、事業主等からの直接確認、事業所の実地調査等により確認した事項に基づいて行う。

ロ　管轄労働局長は、支給対象事業主等に該当し、かつ、不支給要件に該当しないと判定された事業主等について、支給額の算定を行った上で、支給決定を行う。また、支給対象事業主等に該当しない又は不支給要件に該当すると判定された事業主等については、不支給決定を行う。

0602　支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給決定又は不支給決定を行ったときは、事業主等に対し、支給決定通知書又は不支給決定通知書により通知する。また、雇用関係助成金支給台帳（ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31600一般助成金支給記録」）の支給台帳を利用すること。）に所要事項を記載するとともに、当該支給申請書その他の関係書類を保管する。

なお、事業所の移転等により管轄労働局が変わった場合においては、当該支給申請書その他の関係書類を移転先の労働局に移管するとともに、移転先の労働局において支給決定を行い、支給決定情報をハローワークシステム（助成金事務処理）（「31600一般助成金支給記録」）に入力する。

0603　支給の方法

イ　助成金の支払いは、ハローワークシステム（助成金事務処理）に記録されている、事業主等の支払先口座（65歳超雇用推進助成金の支払いについては、支給申請書等に記載されている事業主等が主に事業の用に供する口座）に対して行う。代理受領は原則として認められない。

ロ　助成率を設けている助成金の端数処理については、100円未満切り捨てとする。

0604　経理

イ　助成金（特定求職者雇用開発助成金及び65歳超雇用推進助成金を除く。）の経理については、雇用安定等給付金経理要領（平成15年２月14日付け職発第0214002号、最終改正：平成30年３月30日付け職発0330第49号「「雇用安定等給付金経理要領」」）によるものとする。

ロ　特定求職者雇用開発助成金及び65歳超雇用推進助成金の経理については、「第２　各助成金別要領」にて別途定める。

0700　不正受給

0701　不正受給のあった助成金の取扱い

事業主等が助成金の不正受給を行った場合、管轄労働局長は当該不正受給に係る助成金については不支給決定又は支給決定取消を行い、既に支給した助成金については0801イ(ｲ)により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３分（支給申請が行われた日が令和２年３月31日以前の場合は年５分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の２割に相当する額の合計額の請求の手続きを行う。加えて、個別の助成金について、「第２　各助成金別要領」に定めがある場合は、その額の請求の手続きを行う。

また、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与していた場合、管轄労働局長は0802により社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者に対しても不正受給により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３分（支給申請が行われた日が令和２年３月31日以前の場合は年５分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の２割に相当する額の合計額の請求の手続きを行う。

0702　不支給措置

不正受給を行った事業主等に対しては、0701により不正受給に係る助成金について不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して５年間（平成31年３月31日以前の支給申請である場合は３年間。以下「不支給措置期間」という。）助成金を支給しない。

また、不正受給を行った事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。ただし、偽りその他不正行為に関与した者に限る。）が他の事業主等の役員等となっている場合（平成31年３月31日以前の支給申請である場合を除く）は、役員等となっている他の事業主等に対しても、同様に同期間助成金を支給しない。

なお、不支給措置期間を経過しても、不正受給に係る請求金及び0801イ(ニ)により返還を命じた額が全額納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、当該額が全額納付される日まで不支給措置期間を延長する。

0703　事業主等への通知及び不服の申し出があった場合の対応

イ　事業主への通知

管轄労働局等は、0701により不正受給に係る助成金について不支給決定又は支給決定取消を行ったときは、当該不正受給を行った事業主等に対し、不支給決定通知書又は支給決定取消通知書によりその旨を通知するとともに、不支給措置期間通知書により不支給措置期間には当該事業主等に係る助成金を支給しないこと及び当該不支給措置期間に申請が行われた助成金を支給しないことを通知する。

ロ　不服の申し出があった場合の対応

雇用関係助成金は支給申請者の申し込みに対する行政庁の承諾により成立する贈与契約であり、原則として民法が適用され、支給・不支給の決定、支給決定の取り消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不支給決定又は支給決定取消に対し、事業主等から不服の申し出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

0704　関係機関への情報提供

0701により不正受給に係る助成金について不支給決定又は支給決定取消をした場合は、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31831不正処分記録登録」）に登録した上で、当該不正受給を行った事業主等の名称、法人番号、適用事業所名、適用事業所番号、不正受給に関与した役員等名（役職、性別及び生年月日を含む。）、不正受給に係る助成金名及び不支給措置期間を、社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、事務所の名称（法人等の場合は法

人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容を、訓練を行う者が不正受給に関与していた場合は、訓練を行う者の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容を労働局内の助成金関係各部及び管下の公共職業安定所に情報提供するとともに、共働支援システム上の「不正受給事業主等・役員一覧表」や「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」に記入する。

0705　不正受給事案の公表

イ　個別の助成金について「第２　各助成金別要領」に定める場合を除き、不正受給が次のいずれかに該当する場合は、管轄労働局長はロ及びハの定めるところにより公表するものとする。

ただし、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与した場合であって、事業主等が当該不正受給について関与していないことが明らかな場合は、事業主等については公表しないことができる。

(ｲ) 事業主等が不正受給を行った場合であって、次のいずれかに該当するとき

a　一の事業主等に対する、不正受給を理由とした支給決定取消額及び不正受給を理由とした不支給決定に係る支給申請額の合計額が100万円以上の場合であって、当該不正受給に係る額の返還を命じた日から起算して１か月以内に、不正受給に係る請求金が全額納付されないとき

b　不正の態様・手段、組織性等から判断して、管轄労働局長が特に重大又は悪質であると認めるとき

(ﾛ) 社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与したとき

ロ　イにより管轄労働局長が公表する事項は次のとおりとする。

(ｲ) 事業主等が不正受給を行った場合

a　不正受給を行った事業主等の名称、代表者及び役員等（不正に関与した役員等に限る。）の氏名並びに事業概要

b　不正受給に係る事業所の名称及び所在地

c　不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況

d　不正の行為の内容

(ﾛ) 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与した場合

a　不正受給に関与した社会保険労務士又は代理人の氏名、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）及び所在地

b　不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況

c　不正の行為の内容

(ﾊ) 訓練を行う者が不正受給に関与していた場合

a　不正受給に関与した訓練を行う者の名称（法人等の場合は法人等名及び代表者名を含む。）及び所在地

b　不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況

c　不正の行為の内容

ハ　イにより管轄労働局長が公表する期間は次のとおりとする。

(ｲ) 公表は、不支給決定又は支給決定取消を行った日から起算して５年が経過する日までの間行うものとする。

ただし、当該期間を経過しても不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、全額納付したことを管轄労働局長が確認した日までの間公表するものとする。

(ﾛ) イ(ｲ)aに該当するものとして管轄労働局長がロ(ｲ)の事項を公表した場合であって、不正受給に係る請求金が全額納付された場合は、(ｲ)にかかわらず、当該全額納付されたことを管轄労働局長が確認した日以降においては、ロ(ｲ)a（事業概要を除く。）及びbの事項を取り消すことができる。

0706　支給決定取消に係る事務処理

不正受給を行った事業主等について、支給決定後に事業所の移転等により管轄労働局が変わった場合においては、当該支給申請書その他の関係書類を移転先の労働局に移管するとともに、移管先の労働局において0701から0705までに定める手続きを行う。

0800　返還等

0801　返還

イ　助成金の支給を受けた事業主等が次の(ｲ)から(ﾆ)までのいずれかに該当する場合は、管轄労働局長は当該事業主等に対して、当該(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる額について返還することを命ずるとともに、当該事業主は当該額について返還する義務を負う。

(ｲ) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合

当該事業主に支給した助成金の全部又は一部

(ﾛ) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

(ﾊ) 「第１　共通要領」及び「第２　各助成金別要領」に規定されている事業主等に対する義務が履行されなかった場合

当該事業主に支給した助成金の全部又は一部

(ﾆ) その他「第２　各助成金別要領」により各助成金ごとに定める場合

「第２　各助成金別要領」により各助成金ごとに定める額

ロ　助成金の支給を受けた事業主等がイ(ｲ)に該当する場合は、管轄労働局長は当該事業主等に対して、イ(ｲ)に基づき返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年３分（支給申請が行われた日が令和２年３月31日以前の場合は年５分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の２割に相当する額の合計額について納付することを命ずるとともに、当該事業主は当該合計額について支払う義務を負う。加えて、個別の助成金について、「第２各助成金別要領」に定めがある場合は、その額についても支払う義務を負う。

ハ　助成金（65歳超雇用推進助成金を除く。）の返還金等の債権に係る事務については、債権管理事務・徴収関係事務取扱要領により行う。

二　65歳超雇用推進助成金の返還金等の債権の発生通知及び調査確認等の事務については、「第２　各助成金別要領」にて別途定める。

0802　連帯債務

イ　連帯債務

社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が、不正受給に関与していた場合は、申請事業主等と連帯して、不正受給に係る請求金を支払う義務を負う。

ロ　連帯債務の承諾

(ｲ) 社会保険労務士又は代理人は、「支給要件確認申立書」（様式第１号）にて、不正受給に関与していた場合は、不正受給に係る請求金の返還等に対して申請事業主等と連帯して債務を負うことを承諾する旨を記載する。

(ﾛ) 訓練を行う者の連帯債務の承諾については、「第２　各助成金別要領」にて別途定める。

0803　支給決定された助成金の返還

イ　事業主等が、管轄労働局長に対し支給決定された助成金の返還を申し出たときは、管轄労働局長がこれを認めた場合に限り、返還を行うことができるものとする。

ロ　管轄労働局長は、支給決定された助成金の返還を申し出た事業主等に対して、提出された支給申請書等の書類を返却しないことができる。

0900　代理人等

0901　代理人等の取扱い

イ　事業主が会社の従業員等に提出行為を行わせる場合の取扱い

(ｲ) 従業員が、支給申請等に係る手続きのうち、提出行為のみ行う場合（意思決定の主体とならない場合）

支給申請事業主の事業所における従業員が、支給申請書の提出のみ行う場合、代理人ではなく、いわゆる使者であることから委任状の提出は不要である。

ただし、使者が行うことのできる手続きは、支給申請者である事業主の意思を伝達することに限られることに留意すること。

なお、支給申請書等を対面で受理する際は、当該使者が支給申請事業主の事業所の従業員であることについて、社員証等身分を証明できるものの提示を求めることにより確認すること。（当該使者の承諾を得て写しを保管することが望ましい）

(ﾛ) 従業員に、支給申請等に係る手続きのうち、提出行為以外も行わせる場合（意思決定の主体となる場合）

支給申請事業主の事業所における従業員が、単に支給申請書等の提出を行うことだけでなく、支給申請書等の内容面に係る修正を行う場合には、事業主が0901ロの(ｲ)のcに規定する手続きを行ったこと及び当該従業員が正当な権限のある代理人であることについて、0901ロの(ｲ)のcの規定により確認すること。

(ﾊ) 事業所の長が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合（上記(ﾛ)の例外）

事業主が法人である場合であって、当該法人の役員（代表者以外の者に限る。）又は当該支給申請事業所の長（支店長、工場長等営業所や支店の営業・事業の主任者であることを示す名称が付された者に限る。）が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合は、委任状の提出は不要である。

なお、支給申請書等を対面で受理する際は、当該代理人が当該法人の役員又は当該支給申請事業所の長であることについて、社員証等身分を証明できるものの提示を求めることにより確認すること（当該代理人の承諾を得て写しを保管することが望ましい）。

ロ　事業主が会社の従業員以外の者に提出代行等を行わせる場合の取扱い

(ｲ) 社会保険労務士又は代理人が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合

a　社会保険労務士が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合

社会保険労務士が、社会保険労務士法第２条第１項第１号の２又は第１号の３に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出を行う場合には、支給申請書等に事業主の記載、社会保険労務士の住所及び連絡先番号を記載させることに加え、社会保険労務士法施行規則（昭和４３年厚生省・労働省令第１号）第１６条から第１６条の３までの規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記載しなければならない。なお、当該支給申請等に係る支給決定通知等については、社会保険労務士ではなく、支給申請者である事業主に直接通知すること。

b　弁護士が支給申請等に係る手続きを代理する場合

弁護士が支給申請等に係る手続きを代理する場合には、社会保険労務士法（昭和４３年法律第８９号）第２７条（業務の制限）の適用を受けずに、代理人として支給申請等に係る手続きを行うことが可能である。

c　支給申請事業主の事業所の従業員以外の代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合

社会保険労務士法第27条において、社会保険労務士でない者の業務の制限が規定されており、同条の適用除外となっている者（弁護士等）以外の者が支給申請等に係る手続きを行っている場合には、同条違反の可能性があること。

なお、同条違反の可能性がある場合は、管轄労働局労働基準部監督課に情報提供を行うとともに、本省職業安定局雇用保険課助成金企画総括係に報告すること。

同条に違反していない代理人が申請を行う場合、代理人は、支給申請書等に代理人の氏名、住所及び連絡先電話番号を記載するとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

支給申請書等の受理に当たっては、管轄労働局長は正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状（原本）の提出を求めることとする（0901イ(ﾊ)の場合を除く）。

加えて、支給申請書等を対面で受理する際は、当該代理人（使者がいる場合は使者を含む。）が委任状に記載された代理人であることについて、社員証等身分を証明できるものの提示を求めることにより確認すること（当該代理人の承諾を得て写しを保管することが望ましい）。

支給申請書等を郵送受理又は電子申請による受理を行い、郵送又は電子申請した当該代理人（使者がいる場合は使者を含む。）が委任状に記載された代理人であることを確認する必要がある場合、管轄労働局長は社員証等身分を証明できるものの提出又は提示を求めることができること（当該代理人の承諾を得て写しを保管することが望ましい）。

また、当該支給申請書等に係る支給決定通知等については、代理人ではなく、支給申請者である事業主に直接通知すること。

ハ　社会保険労務士又は代理人が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合の承諾

社会保険労務士又は代理人が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合は、平成31年４月１日以降の支給申請時に提出された「支給要件確認申立書」（様式第１号）の「社会保険労務士又は代理人記載欄」に関する事項（雇用関係助成金ポータルにより申請する場合は該当する項目）に承諾していることを確認する。

当該事項に承諾がない場合は、社会保険労務士又は代理人が事業主等に代わって行う申請は受理できないこと。

ニ　社会保険労務士又は代理人が支給申請等の氏名欄に旧氏記載を希望する場合は旧氏で記載することができるものとする。本取り扱いは電子申請による場合も同様とし、支給申請前の計画届等の手続きにおいても適用する。

0902　社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合の申請に係る取扱い等

社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、不支給決定又は支給決定取消を行った日から起算して５年間（以下「不受理措置期間」という。）は雇用関係助成金に係る当該社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は当該代理人が行う申請を受理しないこととし、不受理措置期間通知書によりその旨通知する。

また、不受理措置期間を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、不正受給に係る請求金が全額納付される日まで当該社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は当該代理人が行う申請を受理しない。

不正受給に関与していた社会保険労務士又は代理人であるか否かの確認は、共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」により確認する。

なお、社会保険労務士が不正受給に関与していた場合は、管轄労働局より全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会に対し、不正の内容や調査の協力状況等について情報提供する。

0903　労働保険事務組合の取扱い

労働保険事務組合は、徴収法第33条第１項の規定に基づき、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項を処理することができるが、当該事項には、助成金に係る事務手続等は含まれていないため、事業主は、労働保険事務組合に助成金に関する申請等を委託することができない。

1000　その他

1001　安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0400、0500及び0700に係る業務（両立支援等助成金に係るものを除く。）の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長（65歳超雇用推進助成金については「都道府県支部長」と読み替えることとする。）に行わせることができることとする。

1002　不支給とした場合又は支給を取り消した場合の取扱い

0700、0800及び0900に規定する取扱いは、不支給決定又は支給決定取消を行った場合であっても、継続して実施するものとする。

1003　電子申請の場合の取扱い

社会保険労務士が「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出を電子申請により行う場合、「提出代行等に関する証明書（様式第２号）」を提出しなければならない。

1100　附則

1101　施行期日

イ　雇用関係助成金支給要領は平成25年５月16日から施行する。

ロ　平成25年９月30日付け職発0930第２号「雇用安定事業の実施について」による改正は、平成25年10月１日から施行する。

ハ　平成26年２月28日付け職発0228第４号、能発0228第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年３月１日から施行する。

ニ　平成26年３月31日付け職発0331第13号、能発0331第５号、雇児発0331第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年４月１日から施行する。

ホ　平成27年１月30日付け職発0130第４号、雇児発0130第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年２月１日から施行する。

ヘ　平成27年３月31日付け職発0331第２号、能発0331第12号、雇児発0331第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年４月１日から施行する。

ト　平成27年４月10日付け職発0410第２号、能発0410第２号、雇児発0410第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年４月10日から施行する。

チ　平成28年２月10日付け職発0210第３号、能発0210第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年２月10日から施行する。

リ　平成28年４月１日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年４月１日から施行する。

ヌ　平成28年６月23日付け職発0623第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年６月23日から施行する。

ル　平成28年10月19日付け職発1019第１号、能発1019第１号、雇児発1019第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年10月19日から施行する。

ヲ　平成29年３月31日付け職発0331第７号、能発0331第２号、雇児発0331第１８号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年４月１日から施行する。

ただし、0503リに定める規定の施行期日及び0305ハの併給調整に係る別紙１、別紙２については、追って通知する。

ワ　平成29年４月28日付け職発0428第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年５月１日から施行する。ただし、0305ハの併給調整に係る別紙１、別紙２については、追って通知する。

カ　平成29年８月30日付け職発0830第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年10月１日から施行する。ただし、0305ハの併給調整に係る別紙１、別紙２については、追って通知する。

ヨ　平成29年９月15日付け職発0915第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年９月15日から施行する。ただし、0305ハの併給調整に係る別紙１、別紙２については、追って通知する。

（Ｒ８．１０~~４~~．２２~~８~~）

タ　平成29年10月20日付け職発1020第27号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年10月23日から施行する。

レ　平成30年１月18日付け職発0118第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年１月18日から施行する。

ソ　平成30年３月31日付け職発0331第２号、雇均発0331第３号、開発0331第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年４月１日から施行する。

ただし、0305ハの併給調整に係る別紙１、別紙２については、追って通知する。

ツ　平成30年８月24日付け職発0824第４号、開発0824第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年10月１日から施行する。

ネ　平成31年３月29日付け職発0329第２号、雇均発0329第６号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年４月１日から実施する。

ナ　令和元年５月７日付け職発0507第１号、雇均発0507第１号、開発0507第５号「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和元年５月７日から実施する。

なお、当分の間、平成31年３月29日付け職発0329第２号、雇均発0329第６号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第１号）でも受理するものとする。

ラ　令和元年９月27日付け職発0927第１号、雇均発0927第１号、開発0927第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月１日から施行する。

なお、当分の間、令和元年５月７日付け職発0507第１号、雇均発0507第１号、開発0507第５号「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第１号）でも受理するものとする。

ム　令和２年２月14日付け職発0214第４号、開発0214第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和２年２月14日から施行する。

なお、当分の間、令和元年９月27日付け職発0927第１号、雇均発0927第１号、開発0927第１号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第１号）でも受理するものとする。

ウ　令和２年３月13日付け雇均発0313第２号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定等について」による改正は、令和２年３月13日から施行する。

ヰ　令和２年３月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第６号、開発0331第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和２年４月１日から施行する。

なお、当分の間、令和２年２月14日付け職発0214第４号、開発0214第１号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第１号）でも受理するものとする。

ノ　令和２年６月12日付け雇均発0612第６号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要領の制定等について」による改正は、令和２年６月12日から施行する。

オ　令和２年12月25日付け職発1225第４号、雇均発1225第１号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によ

る改正は、令和２年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和２年12月25日付け職発1225第４号、雇均発1225第１号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第１　共通要領」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ク　令和３年２月５日付け職発0205第２号、雇均発0205第１号、開発0205第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和３年２月５日から施行する。

なお、当分の間、令和３年２月５日付け職発0205第２号、雇均発0205第１号、開発0205第１号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第１号）については、当該改正前の支給要件確認申立書（様式第１号）でも受理するものとする。

ヤ　令和３年３月10日付け職発0310第３号「雇用安定事業の実施等について（特定求職者雇用開発助成金に係る電子申請の運用開始）」による改正は、令和３年３月22日から施行する。

マ　令和３年３月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第５号、開発0331第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和３年４月１日から施行する。

なお、当分の間、令和３年３月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第５号、開発0331第６号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された「第１　共通要領」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ケ　令和３年９月29日付け雇均発0929第１号「雇用関係助成金支給要領の一部改正及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定について」による改正は、令和３年９月30日から施行する。

フ　令和４年３月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和４年４月１日から施行する。

コ　令和４年７月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第３号、開発0721第５号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和４年８月１日から施行する。

エ　令和４年９月30日付け職発0930第１号「雇用安定事業の実施等について（産業雇用安定助成金関係）」による改正は、令和４年10月１日から施行する。

テ　令和４年12月２日付け職発1202第１号、雇均発1202第１号、開発1202第５号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和４年12月２日から施行する。

ア　令和５年３月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第２号、開発0331第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年４月１日から施行する。

ただし、令和５年３月31日以前に、管轄労働局長が0705に定める公表を行った場合であって、不正受給を行った事業主等が0705イ(ｲ)aに該当し、かつ、不正受給に係る請求金を全額納付した場合については、0705ハ(ﾛ)の取扱いを準用することができる。

サ　令和５年６月23日付け職発0623第１号、雇均発0623第１号、開発0623第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年６月26日から施行する。

キ　令和５年９月28日付け雇均発0928第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年10月１日から施行する。

ユ　令和５年10月20日付け職発1020第２号、雇均発1020第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年10月20日から施行する。

メ　令和５年10月31日付け職発1031第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令

和５年11月１日から施行する。

ミ　令和５年11月29日付け職発1129第１号、雇均発1129第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年11月29日から施行する。

ただし、両立支援等助成金に係る改正は、令和６年１月１日から施行する。

シ　令和６年３月29日付け職発0329第８号、雇均発0329第７号、開発0329第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和６年４月１日から施行する。

ヒ　令和６年６月28日付け職発0628第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和６年６月28日から施行する。

モ　令和６年６月28日付け職発0628第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和６年７月１日から施行する。

セ　令和６年12月17日付け職発1217第３号、雇均発1217第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和６年12月17日から施行する。

ス　令和７年３月31日付け職発0331第４号、雇均発0331第８号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和７年４月１日から施行する。

い　令和７年４月１日付け職発0401第６号、雇均発0401第34号、開発0401第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和７年４月１日から施行する。

ろ　令和７年７月１日付け職発0701第１号、雇均発0701第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和７年７月１日から施行する。

は　令和８年４月１日付け職発0401第５号、雇均発0401第34号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和８年４月１日から施行する。

に　令和８年４月８日付け職発0408第３号、雇均発0408第１号、開発0408第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和８年４月８日から施行する。

ほ　令和８年10月22日付け職発1022第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和８年10月22日から施行する。

（Ｒ８．１０~~４~~．２２~~８~~）

（別紙1）

雇用関係助成金併給調整記号解説表

記号	解説
○	双方の支給要件を満たせば併給可能。
―	同時に双方の支給要件を満たすことはないため、併給調整の問題は生じない。
×	双方の支給要件を満たした場合であっても、どちらか一方しか支給できない。 （一方が既に支給済であった場合、もう一方の支給は不可。）
※	双方の支給要件を満たした場合であっても、一部併給できない部分がある。 別紙3を参照。

令和８年度（令和８年１０４月２２８日以降）雇用関係助成金併給調整表

（別紙２）

| | | 1(1) 雇用調整助成金（休業・教育訓練） | 1(2) 雇用調整助成金（出向） | 2(1) 産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース） | 2(2)① 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所 | 2(2)② 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所 | 2(3)① 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所 | 2(3)② 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所 | 新設 2(4)① 産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所 | 新設 2(4)② 産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所 | 3(1) 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース） | 3(2) 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） | 3(3)① 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大）） | 3(3)② 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大）） | 3(3)③ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～）） | 4(1) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） | 4(2) 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） | 4(3) 特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース） | 4(4) 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） | 5(1) トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） | 5(2) トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース） | 5(3) トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース） | 5(4) トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） | 6(1) 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） | 6(2) 地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース） | 7(1) 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） | 7(2) 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） | 7(3)① 人材確保等支援助成金（雇用管理改善促進事業） | 7(3)② 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース） | 7(4)① 人材確保等支援助成金（建設分野）※事業主経費助成 | 7(4)② 人材確保等支援助成金（建設分野）※若者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース | 7(4)③ 人材確保等支援助成金（建設分野）※若者・女性活動経費助成 | 7(5)① 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）） | 7(5)② 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）） | 7(5)③ 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）） | 7(6) 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース） | 7(7) 人材確保等支援助成金（テレワークコース） | 8① 通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換） | 8② 通年雇用助成金（職業訓練） | 8③ 通年雇用助成金（新分野進出） | 8④ 通年雇用助成金（季節トライアル雇用） | 9(1) 65歳超雇用推進助成金（６５歳超継続雇用促進コース） | 9(2) 65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース） | 9(3) 65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース） | 10(1)① キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合 | 10(1)② キャリアアップ助成金（正社員化コース）※派遣労働者を直接雇用する場合 | 10(2) キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース） | 10(3) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース） | 10(4) キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース） | 10(5) キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース） | 10(6) キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース） | 11(1) 両立支援等助成金（出生時両立支援コース） | 11(2) 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） | 11(3) 両立支援等助成金（育児休業等支援コース） | 11(4) 両立支援等助成金（育休中業務代替支援コース） | 11(5) 両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース） | 11(6) 両立支援等助成金（事業所内保育施設コース） | 11(7) 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース） | 12(1) 人材開発支援助成金（人材育成支援コース） | 12(2) 人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース） | 12(3)① 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成 | 12(3)② 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成 | 12(4)① 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成 | 12(4)② 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成 | 12(5)① 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成 | 12(5)② 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成 | 12(6) 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース） |
|---|---|---

併給調整に当たっての留意事項

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	同一労働者の同一賃金及び経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）における教育訓練と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者に対する研修または労務管理担当者に対する研修の一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、雇用調整助成金（休業・教育訓練）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、介護離職防止支援コース（介護休業）は同時（同日）に支給要件を満たさない。雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者の同一期間の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、育児休業等支援コース（育休取得時）は同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、育休中等業務代替支援コースの対象となる育児休業取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者の同一期間の併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業）は、労働者を休業させ休業手当を支払う場合に助成するものであり、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）は、業務命令として労働者に所定労働時間に支払う通常の賃金の額を支払って訓練を受けさせる場合に助成するものであるので、同一の対象労働者･同一日時において同時に双方の支給要件を満たすことはない。また、雇用調整助成金（教育訓練）と人材開発支援助成金（人材育成支援コース）は、同一の行為が根拠となる場合は併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業）は、労働者を休業させ休業手当を支払う場合に助成するものであり、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、業務命令として労働者に所定労働時間に支払う通常の賃金の額を支払って訓練を受けさせる場合に助成するものであるので、同一の対象労働者･同一日時において同時に双方の支給要件を満たすことはない（ただし、雇用調整助成金（休業）と自発的職業能力開発訓練（労働者が自発的に受講する訓練経費を負担する事業主に対して助成するもの。以下同じ。）については、双方の支給要件を満たせば併給可能。）。また、雇用調整助成金（教育訓練）と人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、同一の行為が根拠となる場合は併給不可（ただし、雇用調整助成金（教育訓練）と自発的職業能力開発訓練については、同時に双方の支給要件を満たすことはない。）。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者の同一期間の併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業）は、労働者を休業させ休業手当を支払う場合に助成するものであり、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）は、業務命令として労働者に所定労働時間に支払う通常の賃金の額を支払って訓練を受けさせる場合に助成するものであるので、同一の対象労働者･同一日時において同時に双方の支給要件を満たすことはない。また、雇用調整助成金（教育訓練）と人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）は、同一の行為が根拠となる場合は併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（出向）は支給しない。 ~~出向している労働者への賃金について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。~~ ~~長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成は支給しない。~~
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（出向）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	同一の賃金について併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について雇用調整助成金（出向）との併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について雇用調整助成金（出向）との併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。 労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。 労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。 労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。 労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について雇用調整助成金（出向）との併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)	※	労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	重複する賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）の賃金助成部分については併給不可。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②	※	※については併給不可。産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	取組に係る賃金について、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可 取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向または復帰後訓練に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）は支給しない。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）支給に係る人材育成支援は介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）との併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コーススキルアップ支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）支給しない。 労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者については産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）との併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所	2(2)①	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））は支給しない。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））は支給しない。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））は支給しない。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は介護離職防止支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者との併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者との併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。 出向している労働者への賃金について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の助成は支給しない。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成は支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所	2(2)②	※	出向している労働者への賃金について、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可 取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向または復帰後訓練に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）は支給しない。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））は支給しない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）は支給しない。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中の当該労働者の同一の賃金については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。 出向している労働者への賃金について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成は支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））は支給しない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）は支給しない。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中の当該労働者の同一の賃金については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。 出向している労働者への賃金について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成は支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）が支給された場合、同一の労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	取組に係る賃金について、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可 取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）は支給しない。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））は支給しない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）は支給しない。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中の当該労働者の同一の賃金については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。 出向している労働者への賃金について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成は支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所	2(4)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者への賃金について、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））は支給しない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者への賃金について、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）は支給しない。
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中の当該労働者の同一の賃金については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。 出向している労働者への賃金について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成が支給された場合、業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成は支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所	2(4)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスキリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）における訓練と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者に対する研修または労務管理担当者に対する研修の一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	①同一の訓練が双方の助成金支給対象となる場合、当該訓練に対してはどちらか一方のみしか支給できない。 ②人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成が支給された場合、当該訓練が行われた日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の賃金助成が支給された場合、当該休暇中又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中に当該労働者が行った訓練については、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の賃金助成が支給された場合、当該休暇が取得された日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の賃金助成が支給された場合、当該休暇取得された日又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中については、人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	①同一の訓練が双方の助成金支給対象となる場合、当該訓練に対してはどちらか一方のみしか支給できない。 ②人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成が支給された場合、当該訓練が行われた日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の賃金助成が支給された場合、当該休暇中又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中に当該労働者が行った訓練については、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース※制度導入助成）の賃金助成が支給された場合、当該休暇が取得された日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の賃金助成が支給された場合、当該休暇取得された日又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中については、人材開発支援助成金（人への投資促進コース※制度導入助成）の賃金助成を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	①同一の訓練が双方の助成金支給対象となる場合、当該訓練に対してはどちらか一方のみしか支給できない。 ②人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成が支給された場合、当該訓練が行われた日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の賃金助成が支給された場合、当該休暇中又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中に当該労働者が行った訓練については、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。 雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は長期教育訓練制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	同一労働者に対する経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の支給対象措置となる評価・処遇制度等の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象措置となる就労環境整備措置（苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度（短時間勤務制度、賃金・人事処遇制度、健康管理制度等）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の支給対象措置となる教育訓練休暇制度（長期教育訓練休暇制度を含む）及び教育訓練短時間勤務制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の支給対象措置となる長期教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務・所定外労働免除制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成・雇用環境整備コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	同一労働者の同一賃金及び経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の支給対象措置となる評価・処遇制度等の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象措置となる就労環境整備措置（苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度（短時間勤務制度、賃金・人事処遇制度、健康管理制度等）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の支給対象措置となる教育訓練休暇制度（長期教育訓練休暇制度を含む）及び教育訓練短時間勤務制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のいずれかを受給している場合は併給可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の支給対象措置となる長期教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務・所定外労働免除制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成・雇用環境整備コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	同一労働者の同一賃金及び経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の支給対象措置となる評価・処遇制度等の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象措置となる就労環境整備措置（苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度（短時間勤務制度、賃金・人事処遇制度、健康管理制度等）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の支給対象措置となる教育訓練休暇制度（長期教育訓練休暇制度を含む）及び教育訓練短時間勤務制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のいずれかを受給している場合は併給可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の支給対象措置となる長期教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務・所定外労働免除制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び人職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））	3(3)③	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者は併用可能。トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の一部（第２期支給対象期分）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の一部（支給対象期間が重複しない第２期支給対象期分以降）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）またはトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）を受給している場合は、支給可。
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分、新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の一部（支給対象期間が重複しない第２期支給対象期分以降）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	障害者トライアル雇用を終了した事業主が、引き続き継続して雇用する労働者として当該者を雇用した場合は、支給可。
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分、新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分、新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	生活保護受給者、生活困窮者は併用可能。トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の一部（第２期支給対象期分）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分、新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業は支給しない。 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業は支給しない。 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業は支給しない。 建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は、長期教育訓練休暇取得者の賃金助成部分、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の対象となる代替要員及び職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）または人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の併給は不可。 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合	10(1)①		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	10(2)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象労働者が介護離職防止支援コース（業務代替支援（新規雇用））の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象労働者が、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と長期教育訓練休暇における職務代行助成については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算の支給対象となる機器・設備等について、同一の機器・設備等に係る経費に対する助成は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）または人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	賃金助成部分については併給不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の併給は不可。 地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	賃金助成部分については併給不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合	10(1)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	10(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の対象労働者が介護離職防止支援コース（業務代替支援（新規雇用））の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の対象労働者が長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と長期教育訓練休暇における職務代行助成については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の雇用管理制度導入については両方を支給しない、どちらか一方のみ。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成	7(5)①		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成	7(5)②		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成	7(5)③		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）の支給対象措置となる雇用管理制度又は業務負担軽減機器等の導入と、65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となる。
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10(3)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となる。
キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	10(4)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となる。
キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）	10(5)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ経費について建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業の併給は不可 事業実施経費について、建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の取組に対する経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の取組に対する経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）における労働環境向上事業と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における「労働者に対する研修」、「労務管理担当者に対する研修」または「外部専門家によるコンサルティング」の一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分は併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分は併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の訓練経費が双方の助成金支給対象となる場合等は併給調整が必要となる。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の訓練経費が双方の助成金支給対象となる場合等は併給調整が必要となる。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の訓練経費が双方の助成金支給対象となる場合等は併給調整が必要となる。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分は併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（テレワークコース）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）の併給は不可
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）の併給は不可
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成又は職務代行助成の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成又は職務代行助成併給は不可
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主団体経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主団体経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※推進活動経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※推進活動経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））（※訓練施設等設置経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））（※訓練施設等設置経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成	7(5)③		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の併給は不可。 通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、通年雇用助成金（新分野進出）の併給は不可。 通年雇用助成金（新分野進出）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
通年雇用助成金（新分野進出）	8③		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の併給は不可。 通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の人件費（賃金）の対象者について、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者の助成部分については併給不可。 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の人件費（賃金）については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の人件費（賃金）の対象者について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者の助成部分については併給不可。 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の人件費（賃金）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。 人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）（※賃金助成）の併給は不可。 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。 人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。 人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の人件費（賃金）の対象者について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者の助成部分については併給不可。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の人件費（賃金）については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。 人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の事業主経費助成における対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における対象経費の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主経費助成）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成と介護離職防止支援コースの併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金に係る経費について、両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成と両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金及びコンサルティング料に係る経費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金及びコンサルティング料に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	同一の制度導入にかかる経費については、「人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成」と「人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）」の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金及びコンサルティング料に係る経費について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金及びコンサルティング料に係る経費について併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の事業主団体経費助成における対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における対象経費の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主団体経費助成）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成と介護離職防止支援コースの併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費について、両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成と両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の推進活動経費助成における対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における対象経費の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※推進活動経費助成）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成と介護離職防止支援コースの併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の賃金に係る経費について、両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の賃金に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成と両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の人件費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の人件費については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材開発支援助成金の事業主団体等に対する助成において、助成対象経費に一部重複が発生する可能性があるため。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の人件費について、長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者については併給不可。 長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の人件費については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成	7(5)①	※	人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算の支給対象となる機器・設備等について、同一の機器・設備等に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成または人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成	7(5)②	※	人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算の支給対象となる機器・設備等について、同一の機器・設備等に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成または人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成	7(5)③	※	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成支給に係る支給対象期中において、人への投資促進コースの対象となる長期教育訓練休暇取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成	7(5)③	※	人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算の支給対象となる機器・設備等について、同一の機器・設備等に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成または人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における支給対象経費について、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者に対する研修または労務管理担当者に対する研修と、通年雇用助成金（職業訓練）における職業訓練の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）または通年雇用助成金（職業訓練）のいずれか一方からしか行うことができない。
通年雇用助成金（職業訓練）	8②		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）におけるテレワーク用通信機器の導入・運用に係る経費と、65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）において対象となる措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費について、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）または65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者又は労務管理担当者に対する研修と、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）において対象となる訓練が重複する場合、当該経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）又は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者又は労務管理担当者に対する研修と、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）において対象となる訓練が重複する場合、当該経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）又は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者又は労務管理担当者に対する研修と、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）において対象となる訓練が重複する場合、当該経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）又は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）と介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）と長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費ついて、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費ついて、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費ついて、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費ついて、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費ついて、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の対象労働者が介護離職防止支援コース（業務代替支援（新規雇用））の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）と介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル）と人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。 通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の対象労働者が、長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）と長期教育訓練休暇制度における職務代行助成については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10(3)		
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	10(4)		
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）	10(5)		
65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算の支給対象となる機器・設備等について、同一の機器・設備等に係る経費に対する助成は、65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）または人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）※設備投資加算のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10(3)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるが、対象労働者が重複しない場合には併給調整の必要はない。
キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）	10(6)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	出生時両立支援コース（男性労働者の育児休業取得）と介護離職防止支援コース（介護休業）については、同一の対象労働者について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	育児休業等支援コース（育休取得時・職場復帰時）について、出生時両立支援コース（男性労働者の育児休業取得）と同一労働者の同一の育児休業について併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	出生時両立支援コース（男性労働者の育児休業取得）と柔軟な働き方選択制度等支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について、同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	出生時両立支援コース（男性労働者の育児休業取得）と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について、同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業）と育児休業等支援コース（育休取得時）については同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業、介護両立支援制度）と育休中等業務代替支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（新規雇用））の対象となった代替要員について、同一の雇入れについて育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員としての併給不可。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となった業務代替者について、同一期間に育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者としての併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護両立支援制度）と柔軟な働き方選択制度等支援コースについて、同一期間（同一日）に同一の制度を利用した対象労働者（制度利用者）について併給不可。
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）の賃金助成部分については併給不可。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業）と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。 介護離職防止支援コース（介護両立支援制度）と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一期間（同一日）に同一の制度を利用した対象労働者（制度利用者）について併給不可。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業、介護両立支援制度）と長期教育訓練休暇制度における新規採用助成及び職務代行助成については、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（新規雇用））の対象となった代替要員について、同一の雇入れについて長期教育訓練休暇制度における新規採用助成の代替要員としての併給不可。 介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となった業務代替者について、同一期間に長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者としての併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等（育児休業）、新規雇用（育児休業））と柔軟な働き方選択制度等支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）の賃金助成部分については併給不可。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等（育児休業）、新規雇用（育児休業））と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成、新規雇用助成及び代行手当助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)	※	柔軟な働き方選択制度等支援コースと不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一期間（同一日）に同一の制度を利用した対象労働者（制度利用者）について併給不可。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)	※	柔軟な働き方選択制度等支援コースと長期教育訓練休暇制度における新規採用助成及び職務代行助成については、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)	※	不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースと長期教育訓練休暇制度における新規採用助成及び職務代行助成については、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)	※	人材育成支援コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人への投資促進コースは支給しない。 人への投資促進コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材育成支援コースは支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)	※	長期教育訓練休暇制度における職務代行助成の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)	※	人材育成支援コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、事業展開等リスキリング支援コースは支給しない。 事業展開等リスキリング支援コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材育成支援コースは支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		

助成金名	別紙２の番号	記号	解説
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②	※	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②	※	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		

併給調整早見ツール

①併給調整を確認する助成金コースの名称を選択してください

番号 （自動表示）	助成金コース名

②確認ボタンを押してください

確　認

確認結果

（参考）

1①	雇用調整助成金（休業・教育訓練）
1②	雇用調整助成金（出向）
2(1)	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）
2(2)①	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向元事業所
2(2)②	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）※出向先事業所
2(3)①	産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所
2(3)②	産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所
2(4)①	産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向元事業所
2(4)②	産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）※出向先事業所
3(1)	早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）
3(2)	早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）
3(3)①	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））
3(3)②	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））
3(3)③	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（令和８年度～））
4(1)	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
4(2)	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
4(3)	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）
4(4)	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）
5(1)	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
5(2)	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）
5(3)	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）
5(4)	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）
6(1)	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
6(2)	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）

7(1)	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
7(2)	人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）
7(3)①	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業
7(3)②	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業
7(4)①	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成
7(4)②	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成
7(4)③	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成
7(5)①	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成
7(5)②	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成
7(5)③	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成
7(6)	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）
7(7)	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
8①	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）
8②	通年雇用助成金（職業訓練）
8③	通年雇用助成金（新分野進出）
8④	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）
9(1)	65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）
9(2)	65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）
9(3)	65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）
10(1)①	キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合
10(1)②	キャリアアップ助成金（正社員化コース）※派遣労働者を直接雇用する場合
10(2)	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）
10(3)	キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
10(4)	キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）
10(5)	キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）
10(6)	キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）
11(1)	両立支援等助成金（出生時両立支援コース）
11(2)	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
11(3)	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
11(4)	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
11(5)	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）
11(6)	両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）
11(7)	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
12(1)	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）
12(2)	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）
12(3)①	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成
12(3)②	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成
12(4)①	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成
12(4)②	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成
12(5)①	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成
12(5)②	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成
12(6)	人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）

２　産業雇用安定助成金

（４）令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第１項第１号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）附則第15条の４の６の規定に基づく産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）（以下「助成金」という。）の支給については、「第１共通要領」に定めるほか、この要領の定めるところによる。

0100　趣旨
　0101　趣旨
　0102　適用単位

0200　定義
　0201　出向
　0202　部分出向
　0203　所定労働時間・所定外労働時間・所定休日・所定労働日・所定外労働等
　0204　労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額
　0205　時間外等割増賃金

0300　支給要件
　0301　支給対象事業主
　0302　出向開始基準日
　0303　対象労働者
　0304　支給対象となる出向
　0305　書類の整備等

0400　支給額
　0401　支給額
　0402　支給額算定上の留意事項
　0403　支給限度日数等

0500　計画届の提出
　0501　計画届の提出
　0502　計画届の受理
　0503　計画届の変更・取下げ

0600　計画届の確認
　0601　経済上の理由の確認

0700　支給申請
　0701　支給申請書の提出
　0702　支給申請書の受理

0800　支給要件の確認
　0801　出向の実施状況の確認
　0802　出向労働者の人数の確認
　0803　出向の目的等の確認
　0804　出向元事業主と出向先事業主との出向契約等の確認
　0805　出向元事業所及び出向先事業所の確認
　0806　出向の時期と期間の確認
　0807　出向元事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認
　0808　出向先事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認
　0809　支給額の確認
　0810　出向中の賃金額が出向前の賃金額に相当することの確認
　0811　部分出向を行う場合の確認
　0812　事業所の状況の再確認
　0813　支給限度日数等の確認
　0814　補正

0900　支給決定
　0901　支給決定通知
　0902　出向先事業所を管轄する都道府県労働局長への連絡
　0903　支給台帳への記入及び書類の保存

（令和８年10月22日）

0602　支給対象事業主であることの確認
0603　生産指標の確認
0604　雇用指標の確認
0605　事業所の状況の確認
0606　判定基礎期間の確認
0607　労働組合等の確認
0608　出向の計画についての確認
0609　出向についての確認
1000　返還等
1001　返還
1002　連帯債務
1100　附則
1101　公共職業安定所長への業務の委任
1102　各種様式及び任意の様式の特例
1103　施行期日
1104　経過措置

0100　趣旨

0101　趣旨

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により確保するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して助成及び援助を行うものである。

0102　適用単位

助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

ただし、出向元事業所については、雇用保険の適用において雇用保険非該当施設として安定

（令和８年10月22日）

所長の承認を受けている施設が、次の①から③のいずれかに該当し、実態として、雇用保険適用事業所に準じる機能を果たしていると認められる場合は、助成金の支給においてこれを雇用保険の適用事業所とみなすことができる。

①従業員を他の事業所や施設に配転することが実態的に困難な状況にあること

②人事・経理・経営（又は業務）上の指揮監督、労働の態様等において、部分的にせよ一定の独立性を有すること

③ 施設としての持続性を有すること

0200　定義

0201　出向

「出向」とは、労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所（以下「出向元事業所」という。）から他の事業主の事業所（以下「出向先事業所」という。）において勤務すること（いわゆる在籍型出向）をいう。

0202　部分出向

「部分出向」とは、出向のうち、出向期間内に出向元事業所と出向先事業所の両方で勤務することをいう。

ただし、出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所においても勤務を行うもの及び出向期間中の１か月ごとの出向先事業所で勤務する日数が出向元事業所において出向を行う前の１か月の所定労働日数の５分の１未満であるものは、本助成金の対象とする部分出向に含まない。

0203　所定労働時間・所定外労働時間・所定休日・所定労働日・所定外労働等

イ　「所定労働時間」とは、「法定労働時間」の範囲内で、労働契約、就業規則、労働協約等によって労働者が勤務すべきものとして定められた時間をいう。

ロ　「所定外労働時間」とは、「所定労働時間」を超える労働時間をいう。

（参考）

・「法定労働時間」とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労働基準法」という。）第 32 条で定められた、１日８時間・１週 40 時間の労働時間をいう。ただし、商業、映画・演劇業（映画製作の事業を除く）、保健衛生業及び接客娯楽業であって、常時使用する労働者が 10 人未満の事業場は、特例として１週 44 時間とされており、これに該当する事業所においては、特に断りがない限り、「１週 40 時間」を「１週 44 時間」に読み替える。

・「法定外労働時間」とは、「法定労働時間」を超える労働時間をいう。

ハ　「所定休日」とは、労働契約、就業規則、労働協約等によって労働者が勤務を要さない日として定められた日をいう。

ニ　「所定労働日」とは、労働契約、就業規則、労働協約等により労働すべき日とされた日をいう。

１所定労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の「所定労働時間」の長短にかかわらず一律に１所定労働日とする。また、昼夜三交代制等にみられるように連続する「所定労働時間」が２暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を「所定労働日」とし、当該「所定労働時間」をその日の「所定労働時間」とする。

（令和８年10月22日）

（参考）

・「法定休日」とは、労働基準法第 35 条で定められた、毎週１日（又は４週で４日）の休日をいう。

ホ 以上を踏まえ、本要領において「所定外労働等」とは、所定外労働、法定外労働、所定休日労働、法定休日労働を総称する場合に用いる。

0204　労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額

「労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額」とは、事業所において、0303の対象労働者（この要領において以下「対象労働者」という。）の「0205の時間外等割増賃金の算定の基礎となる１時間当たり賃金の額」をいう。

なお、当該事業所において 0205 の時間外等割増賃金の算定の基礎となる１時間当たりの賃金の額が明確に定められていない場合は、労働基準法第 37 条第５項及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 21 条の規定に基づき、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び１か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて次のイからトにより算定した額を、「労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額」とする。

イ　時間によって定められた賃金

その額

ロ　日によって定められた賃金

その金額を１日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、１週間における１日平均労働時間数）で除して得た金額

ハ　週によって定められた賃金

その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合には、４週間における１週平均所定労働時間数）で除して得た金額

ニ　月によって定められた賃金（休日手当その他イからハ及びホからトまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。）

その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、１年間における１月平均所定労働時間数）で除して得た金額

ホ　月、週以外の一定の期間によって定められた賃金

イからニに準じて算定した金額

ヘ　出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金

賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。）において出来高払い制その他の請負制によって算定された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

ト　イからへの賃金の２以上からなる賃金

その部分についてイからへによってそれぞれ算定した金額の合計額

0205　時間外等割増賃金

「時間外等割増賃金」とは、労働基準法第 37 条に基づいて、「法定外労働時間」に係る労働に対して支払われるべき「時間外割増賃金」（25%以上（大企業については月 60 時間を超える分について 50%以上））、「法定休日」における労働に対して支払われるべき「休日割増賃金」

（35％以上）、及び深夜労働に対して支払われるべき「深夜割増賃金」（25％以上）の総称である。

0300　支給要件

0301　支給対象事業主

助成金の対象となる事業主は、対象労働者を出向により送り出す事業主（以下「出向元事業主」という。）及び当該対象労働者を出向により受け入れる事業主（以下「出向先事業主」という。）であり、「第１　共通要領」0300 を満たすことのほか、出向元事業主についてはイ、出向先事業主についてはロの要件を満たす事業主とする。

イ　出向元事業主

次の(ｲ)から(ﾆ)のすべての要件を満たす事業主

(ｲ) 熊本県内に所在する事業所の事業主であって、令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により、生産量（額）、販売量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）の最近１か月間の値が前年同期に比べ、10％以上減少している事業所の事業主（生産量要件）。ただし、生産量要件を比較する１か月間について、雇用保険の適用事業所であって、当該１か月間を通じて雇用保険被保険者がいる場合に本要件を満たすこととなる。

生産量要件の比較については、「出向実施計画（変更）届（出向元事業主）」（様式第１号）（以下「計画届（出向元）」という。また、「出向実施計画（変更）届（出向先事業主）」（様式第２号）（以下「計画届（出向先）」という）と併せて「計画届」という。）の提出日の属する月の前月と、前年同期との比較により行うものとするが、当該前年同期が令和８年７月以降となる場合においては、「前年同期に比べ」を「令和７年７月から令和８年６月までの任意の１か月（当該１か月間を通じて雇用保険被保険者がいる場合に限る。）に比べ」に読み替えること。この場合、令和８年熊本地震より後に事業所を設置した場合や、令和８年熊本地震より前に比較対象となる１か月がない場合は本コースの対象とならない。

(ﾛ) 次のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において出向先事業主との独立性を認めることが適当でないと判断されないこと。

ａ　他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

ｂ　取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること、又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ﾊ) 本助成金の支給対象となる期間において、出向元事業所において他の事業所に係る雇用保険被保険者を出向により受け入れ、当該出向について当該他の事業所の事業主が産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース、災害特例人材確保支援コース、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）、雇用調整助成金（出向）又は通年雇用助成金の支給を受けていないこと又は受けようとしていないこと。

(ﾆ) 管轄労働局長の求めに応じて出向の実施状況を報告するとともに、管轄労働局長による

当該内容に係る調査、確認に応じることに同意する事業主

ロ　出向先事業主

次の(ｲ)から(ﾎ)のすべての要件を満たす事業主

(ｲ) 次のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、助成金の支給において出向元事業主との独立性を認めることが適当でないと判断されないこと。

ａ　他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

ｂ　取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ﾛ) 支給対象となる出向の初日（以下「出向開始日」という。）の前日から起算して６か月前の日から支給申請を行う 0701 イの支給対象期（判定基礎期間又は二から六の連続する判定基礎期間）の末日までの間において、対象労働者の受入れに際し、その雇用する被保険者を事業主都合により離職（雇用保険制度における喪失原因コード３に該当）させた事業主以外であること。

(ﾊ) 雇用保険被保険者数及び当該事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標（以下「雇用指標」という。）の最近３か月間の月平均値が前年同期に比べ５％を超えかつ６名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ４名以上）減少していない事業所の事業主（雇用量要件）

ただし、雇用保険被保険者数については、労働者の責めに帰すべき理由により解雇された雇用保険被保険者、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことにより解雇された雇用保険被保険者及び日雇労働被保険者を除く数とする。

また、雇用指標の減少が、令和８年熊本地震の影響によるやむを得ない事情による場合については、要件を満たすものとすることができる。

雇用量要件の比較については、原則、計画届の提出日の属する月の前々々月から前月の３か月平均値と、前年同期との比較により行うものとするが、雇用指標について前年同期と比較することが適当ではないと認められる場合（雇用指標について前年同期と比較できない場合に限る。）は、「最近３か月間の月平均値が前年同期に比べ」の値を算定する月数及び比較に用いる月（以下、「比較月等」という。）について、次の①のとおり読み替えることができるものとする。

①　「最近１か月間（計画届の提出日の属する月の前月）の値が事業の開始期または、立ち上げ期等によりその他の比較月等（ただし、計画届の提出日の属する月の前々月から直近１年間の指標とする。）を用いることが適切だと認められる１か月（雇用保険適用事業所設置後であって雇用保険被保険者を雇用している場合に限る。）に比べ」に読み替えることができるものとする。

なお、令和８年７月 28 日以降に設置された事業所の場合、比較月等がない場合に限り、次の②から④のうちいずれかに該当する場合は、本要件を満たすものとすることができる。

②　地方公共団体から出資を受けている事業所

③　地方公共団体から事業を受託している事業所

④　地方自治体が実施する創業支援、産業振興、復旧・復興その他これらに類する施策に係る認定、認証又は採択を受けて設立された事業所

（令和８年10月22日）

(ニ) 本助成金の支給対象となる期間において、出向先事業所において自己の労働者について、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース（出向元事業主の場合に限る。）、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース（出向元事業主の場合に限る。）、災害特例人材確保支援コース（出向元事業主の場合に限る。））、雇用調整助成金又は通年雇用助成金（事業所内就業及び事業所外就業、休業、職業訓練）の支給を受けていないこと又は受けようとしていないこと。

(ホ) 管轄労働局長の求めに応じて出向の実施状況を報告するとともに、管轄労働局長による当該内容に係る調査、確認に応じることに同意する事業主

0302　出向開始基準日

一の出向元事業所において対象労働者の出向を開始する日をいい、複数の出向先事業所に対象労働者の出向を実施する場合は、出向開始日が最も早い出向先事業所に係る当該日をいう。

0303　対象労働者

「対象労働者」とは、助成金を受けようとする出向元事業所において雇用する本助成金の支給対象となる出向の対象となりうる雇用保険の被保険者である者であって計画届に記載のある労働者をいう。ただし、次のイからトまでのいずれかに該当する者を除く。

イ　計画届に基づく出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が６か月未満である者

ロ　解雇を予告された者、退職願を提出した者又は事業主による退職勧奨に応じた者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）

ハ　雇用保険法第 37 条の５第１項の申出をして高年齢被保険者となった者（特例高年齢被保険者。複数の事業主に雇用される 65 歳以上の労働者について、本人の申出に基づき、雇用保険の高年齢被保険者となることができるもの。）

ニ　日雇労働被保険者

ホ　以下のいずれかに該当する事業主等の資本的、経済的、組織的関連性等からみて、本助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主から、当該事業主において雇用保険業務に関する業務取扱要領 20351（1）に規定する雇用される労働者に該当しない者を雇い入れている場合における、当該雇入れ者

ａ　他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

~~ｂ~~ｂ　取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

ヘ　事業主が、その事業所において雇用保険業務に関する業務取扱要領 20351（1）に規定する雇用される労働者に該当しない者を２以上の事業主間で交換し雇い入れている場合における、当該雇入れ者

ト　出向元事業主に雇用される労働者のうち、出向開始日以前直近１か月における熊本県外（以下「対象区域外」という。）で勤務する日数が、所定労働日数の半分以上である者

0304　支給対象となる出向

助成金の対象となる出向は、出向元事業主と出向先事業主の間で、その出向元事業所における対象労働者について計画届に基づいて行う、次のイからヌ（リは該当する場合）のいずれに

も該当する出向とする。

イ　出向元事業所から出向先事業所（雇用保険の適用事業所に限る。）に出向させ、かつ、当該出向先事業所において就労することとなるものであること。

ロ　出向の目的等

次の（イ）又は（ﾛ）のいずれかを目的とする出向でないこと。

（イ）労働者の雇用維持を目的としないで行われる出向であって、経営指導・技術指導、職業能力開発、人事交流等を目的として行われるもの（※）。

（※）例えば、

・　出向元事業所において出向労働者が従事していた業務について、出向先事業所に委託・請負等を行った上で、出向労働者が当該業務を出向先事業所において引き続き行うこととなるもの

・　令和８年７月以降に、出向元事業所の業務を当該事業所以外の事業所に委託・請負等を行い、出向元事業所の業務量を意図的に減少させた上で行われるもの

などは本要件に当たると解される。

（ﾛ）労働者を交換しあうこととなる出向。

ハ　労働組合等との出向協定

次の(イ)から(ﾆ)に掲げる事項について、あらかじめ、出向元事業主と労働組合等との間に書面による協定（以下「出向協定」という。また当該書面を「出向協定書」という。）がなされ、当該出向協定に定めるところによって行われるものであること。

（イ）出向先事業所の名称、所在地、事業の種類及び事業主の氏名（法人の場合は代表者の氏名）

（ﾛ）出向実施予定時期・期間

出向を実施する予定の時期（始期及び終期）とその期間（年月数）について定める。

出向に係る労働者（以下「出向労働者」という。）が複数いて時期・期間のパターンが複数ある場合や、協定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定であるなどの理由で時期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅及びその範囲内での各出向労働者の出向実施予定期間（１か月以上１年以内に限る）を定めることも可能。

（ﾊ）出向期間中及び出向終了後の処遇

aA　出向の形態と雇用関係

出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所においては出向期間中、休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く。）に限る。）であることを定める。

b　出向期間中の賃金

出向期間中の賃金額の決定方法と出向前と比べた水準、賃金の支払者等、出向労働者の立場からみて必要となる、賃金に係る事項を定める。

なお、出向元事業主と出向先事業主の間における賃金の負担・補助については、ホ(ﾆ)の７つの類型のいずれかに該当する必要があるが、出向労働者に直接関係がないため「出向協定書」に定めることは任意とする。

c　出向期間中のその他の労働条件

d　出向期間中の雇用保険の適用

（令和８年10月22日）

出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を、出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを定める。なお労災保険は原則として出向先事業所で適用される。

e　出向終了後の処遇

出向終了後に出向労働者が出向元事業所に復帰（連続して他の事業所に出向した後に復帰する場合も含む。以下同じ）する予定であること及び出向労働者が復帰した際の職務や賃金等について定める。

(ニ) 出向労働者の範囲及び人数

出向労働者の範囲については、出向元事業所の労働者のうち出向労働者となりうる者の所属する部署・部門又は役職等を定める。また出向労働者の人数については、出向労働者が確定していればその確定数、未確定であればその概数を定める。

ニ　本人同意

すべての出向労働者が、出向することについて同意していること。

ホ　出向元事業主と出向先事業主との出向契約

次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項について、出向元事業主と出向先事業主との間であらかじめ締結された文書による契約（以下「出向契約」という。また当該文書を「出向契約書」という。）に定めるところにより実施されるものであること。

(イ) 出向元事業所及び出向先事業所の名称及び所在地

(ロ) 出向労働者ごとの出向実施時期・期間

出向を実施する時期（開始日及び終了日）とその期間について、出向労働者ごとに定める。

(ハ) 出向中の処遇

a　出向の形態と雇用関係

出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向先事業所において勤務する形態（その場合、出向元事業所においては出向期間中休職扱いとすることが定められているもの（部分出向である場合を除く。）に限る。）であることを明確化する。

b　出向期間中の賃金

賃金の支払者、支払方法その他賃金に関する事項

c　出向期間中のその他の労働条件

d　出向期間中の雇用保険の適用

出向労働者の出向期間中の雇用保険の適用を出向元事業所と出向先事業所のいずれで行うかを規定する。

(ニ)　出向元事業主及び出向先事業主の間の賃金の負担・補助

出向期間中の出向労働者の賃金については、下記トを前提とする必要があるが、当該負担の考え方、負担額の算定方法等について規定する。さらに両事業主の間で賃金補助を行う場合は、当該補助の考え方、補助額の算定の方法、補助額の支払いの方法・時期等について規定する。

なお、両事業主間の賃金の負担・補助は、次の７つの類型のいずれかに該当している必要がある。これは、両事業主の間のいずれの出向労働者についても原則として同様の類型とすること。

a　出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は一部を補助する

(a) 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う【A型】

(b) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う【B型】

b　出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う

(a) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部の補助を受ける【C型】

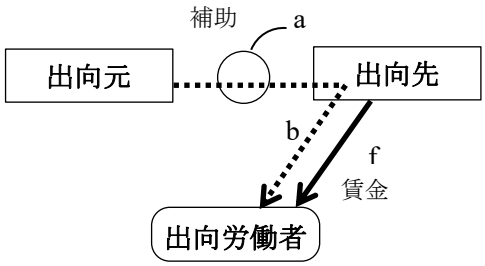
(b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う。【D型】

(c) 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない）【E型】

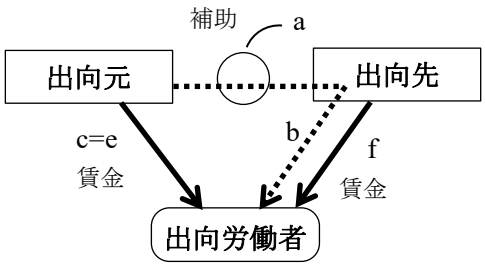
(d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う【F型】

c　出向先事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う【G型】

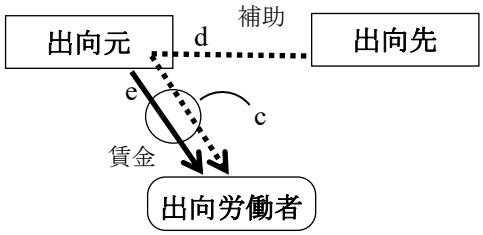
【A型】



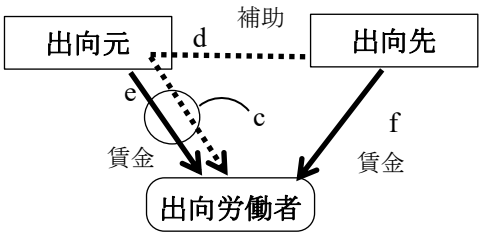
【B型】



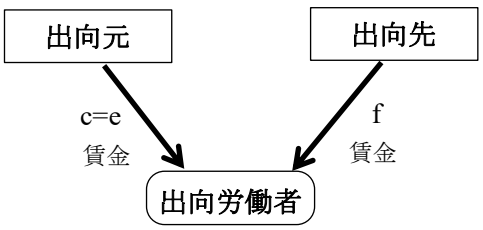
【C型】



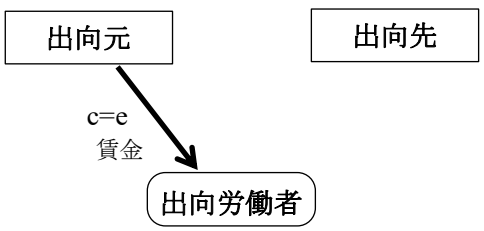
【D型】



【E型】

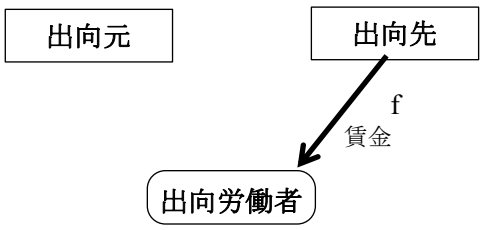


【F型】



（令和８年10月22日）

【G型】



a　＝　出向元事業主が出向先事業主に対して補助した（する）額

b　＝　出向先事業主が出向元事業主から補助を受けた（受ける）額のうち 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した（する）額

c　＝　出向元事業主が労働者に支払った額

d　＝　出向先事業主が出向元事業主に対して補助した（する）額

e　＝　出向元事業主が労働者に支払った額（C型、D型についてはうち、出向先事業主から補助を受けた（受ける）額のうち 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した（する）額を除いた額）

f　＝　出向先事業主が労働者に支払った額（A型、B型についてはうち、出向元事業主から補助を受けた（受ける）額のうち 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金に補填した（する）額を除いた額）

なお、両事業主の間での賃金補助（a 及び d）については、当該出向労働者の最後の 0701 イの支給対象期の支給申請を行うまでに両事業主間で支払いが行われる必要がある。

(ﾎ)　出向期間終了後に出向元事業所に復帰する予定であること。

ヘ　出向の期間

(ｲ)　令和８年 10 月１日以降に開始されたものであること。

(ﾛ)　出向先事業所における出向労働者ごとの出向期間が、ホの出向契約に基づき、１か月以上１年以内であって、終了後に出向元事業所に復帰するものであること。

(ﾊ)　同一の出向労働者について、同一の出向期間内に異なる２以上の出向先事業所への出向を行うものでないこと。

ト　出向中の賃金

(ｲ)　出向元事業主が、ホの出向契約に基づき、出向労働者の賃金を負担する場合は、出向先事業主に対して補助するか、又は出向労働者に対して直接賃金を支払うこと。

(ﾛ)　出向先事業主が、ホの出向契約に基づき、出向労働者の賃金を負担する場合は、出向元事業主に対して補助するか、又は出向労働者に対して直接賃金を支払うこと。

(ﾊ)　出向労働者に対して出向期間中に支払われた賃金（時間外等割増賃金、臨時に支払われた賃金及び３か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額が、概ね出向前の労働日に通常支払われる賃金の額に相当する額であること。

(ﾆ)　令和９年９月 30 日以前の出向に対して支払われた賃金経費であること。

チ　労働組合等による出向の実施状況の確認

（令和８年10月22日）

労働組合等によって出向の実施状況について確認を受けること。

リ　部分出向

部分出向を行う場合は、次の(ｲ)及び(ﾛ)を満たすこと。

(ｲ) 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行わないこと。

(ﾛ) 出向期間中における１か月ごとの出向先事業所で勤務する予定の日数が出向元事業所において出向を行う前の１か月の所定労働日数の５分の１以上であること。

ヌ　出向元事業主及び出向先事業主の双方が支給要件を満たすこと

助成金の支給対象となるのは出向元事業主に係る要件をいずれも満たし、かつ出向先事業主に係る要件をいずれも満たす出向に限られる（一の出向を実施する出向元事業主及び出向先事業主について、出向元事業主又は出向先事業主のいずれかが助成金の要件をいずれも満たしていたとしても、他方が要件を満たさない場合には、当該他方はもとより、当該要件を満たした出向元事業主又は出向先事業主も本要件を満たさないこととなる）こと。

ただし、出向先事業主が「第１　共通要領」0303 の国等である場合においては、出向労働者の受け入れにあたり、公正な選考をはじめとする関係法令の遵守、出向労働者の任用形態等を勘案し、出向元事業主に限り助成金の支給対象とするか否かを判断すること。

0305　書類の整備等

助成金の支給を受けようとする出向元事業主及び出向先事業主は、その事業所において、次のイ～ホの書類及び出向元事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」という。）の長が必要と認める書類について整備し、支給のための手続きに当たって必要となるものを出向元事業主が出向先事業主に係るものを含めて管轄労働局等へ提出するとともに、保存して管轄労働局から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ　確認書類(1)（労働組合等との協定に関する書類）

出向の実施について労働組合等との間で締結した協定書

「出向協定書」（0304ハに示す事項が盛り込まれていること）

ロ　確認書類(2)（事業所の状況に関する書類）

(ｲ)　生産指標の確認のための書類（出向元事業主のみ）

生産量要件を比較する１か月間それぞれの売上高、生産高又は出荷高を確認できる「月次損益計算書」、「総勘定元帳」、「生産月報」などの書類

(ﾛ) 0301ロ（ﾊ）の雇用量要件の確認のため、受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類(派遣労働者を受け入れている場合)（出向先事業主のみ）

最近３か月分及び前年同期３か月（0301ロ(ﾊ)①の規定により比較月等を読み替えた場合は、当該比較月等）分の月ごとのその人数を確認することができる「派遣先管理台帳」の写し等の書類

なお、出向先事業所において、一定数以上の派遣労働者を受け入れており、かつ派遣先管理台帳の提出に著しい時間・手間を要する場合は、他の書類の提出に替えることができるものとする。

また、0301ロ(ﾊ)なお書きに該当する出向先事業主の場合は、提出不要である。

(ﾊ) 0301ロ(ﾊ)なお書きの確認のための書類（0301ロ(ﾊ)なお書きに該当する場合のみ）

地方公共団体からの出資、事業受託又は認定、認証若しくは採択を受けたことが確認できる「登記簿」「委託契約書」「地方公共団体から発出された通知書」などの書類

（令和８年10月22日）

(ﾆ) 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類

事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認できる「就業規則」、「給与規定」、「年間休日カレンダー」などの書類

ハ　確認書類(3)（出向契約に関する書類）

(ｲ) 出向の実施について出向元事業主と出向先事業主との間で締結した出向契約書

「出向契約書」（0304ホに示す事項が盛り込まれていること）

ニ　確認書類(4)（出向の実績に関する書類）

(ｲ) 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係の確認のための書類

出向労働者が出向開始日以降に出向先事業所で実際に勤務していること、出向先事業所での勤務状況、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係が確認できる、出向元事業所及び出向先事業所の「労働者名簿」、「出勤簿」、「タイムカード」などの書類

(ﾛ) 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための書類

出向労働者の賃金の支払い方法に応じたaとbの両方の書類

a　出向元事業主又は出向先事業主が出向労働者の賃金の全部又は一部を負担していることが確認できる書類（部分出向を行う場合の出向元事業所の書類は、出向先事業所で勤務を行う日に係る出向労働者の賃金に対して出向元事業主が負担した額を確認できるものに限る。）

(a) 出向労働者の賃金を出向元事業主が支払っている場合（Ｂ型・Ｃ型・Ｄ型・Ｅ型・Ｆ型）

出向元事業所の「賃金台帳」などの書類

(b) 出向労働者の賃金を出向先事業主が支払っている場合（Ａ型・Ｂ型・Ｄ型・Ｅ型・Ｇ型）

出向先事業所の「賃金台帳」などの書類

(c) 出向労働者の賃金について出向元事業主と出向先事業主の間で補助している場合（Ａ型・Ｂ型・Ｃ型・Ｄ型）

「賃金補助額を証明する書類」（その額が証明されるものであれば書類の種類・名称・様式は問わない。出向元事業主・出向先事業主のいずれが作成したものでもよい。ただし月ごとの額が確認できるもの）

b　出向中の賃金額が出向前の賃金額に相当することを確認できる書類

(a)から(d)のすべての書類

(a) 各出向労働者に係る、出向開始日前１週間の総所定労働時間数・総所定労働日数を確認できる出向元事業所の「就業規則」などの書類

(b) 各出向労働者に係る、出向開始日前日現在の労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額を確認できる（所定労働日・所定労働時間に対して支払われた基本賃金と、所定外労働等に対する賃金や諸手当が明確に区分されている）、出向元事業所の「賃金台帳」などの書類

(c) 各出向労働者に係る、0701イの「支給対象期」末日以前１週間の総所定労働時間数・総所定労働日数を確認できる出向元事業所又は出向先事業所の「就業規則」などの

書類

(d) 各出向労働者に係る、0701 イの「支給対象期」末日現在の労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額を確認できる（所定労働日・所定労働時間に対して支払われた基本賃金と、所定外労働等に対する賃金や諸手当が明確に区分されている）、出向元事業所又は出向先事業所の「賃金台帳」などの書類

ホ　確認書類(5)（出向終了後に出向元事業所に復帰していることの確認のための書類）

労働者名簿、出勤簿、タイムカードなどの書類

0400　支給額

0401　支給額

助成金の支給額はイ（ロに該当する場合はロ）の額である。

イ　出向元事業主については(ｲ)の額、出向先事業主については(ﾛ)の額にそれぞれ３分の２（中小企業事業主にあっては５分の４）を乗じて求めた額とする。

また、(ｲ)の額及び(ﾛ)の額の計が【計算式１】によって求めた額を上回る場合は、(ｲ)の額は【計算式２】により、(ﾛ)の額は【計算式３】により、それぞれ求める額とする。

なお、賃金については臨時に支払われた賃金及び３か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除くものであることに留意すること（0304 ト(ﾊ)）。

(ｲ) 出向労働者の賃金に対して出向元事業主が負担した額（出向元事業主への支給額）

出向元事業主と出向先事業主の間の賃金の負担・補助の関係（0304 ホ(ﾆ)）に応じて、Ａ型の場合はｂの額、Ｂ型の場合はｂの額とｃ=ｅの額の和、Ｃ型・Ｄ型の場合はｅの額、Ｅ型・Ｆ型の場合はｃ=ｅの額。ただし、部分出向の場合はＡ～Ｇ型のいずれの場合も、出向先事業所で勤務を行う日に係る出向労働者の賃金に対するものに限る。

a　0304 により出向元事業主が出向先事業主に対して補助した（する）額（0807 ロ(ｲ)の(a)の額）のうち、0701 イの支給対象期に係る出向労働者の出向先事業所における出向期間について当該出向労働者の賃金に補填された（する）額（0807 ロ(ﾛ)の(b)の額）

b　0304 により出向元事業主が 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金として支払った額（0807 ハ(ﾊ)の(c=e)の額）（賃金の一部について出向先事業主が出向元事業主に対して補助する場合には、その額（0807 ハ(ﾛ)の(c-e)の額）を控除した額（0807 ハ(ﾛ)の(e)の額））

(ﾛ) 出向労働者の賃金に対して出向先事業主が負担した額（出向先事業主への支給額）

出向元事業主と出向先事業主の間の賃金の負担・補助の関係（0304 ホ(ﾆ)）に応じて、Ａ型・Ｂ型・Ｅ型・Ｇ型の場合はｆの額、Ｃ型の場合はｃ-ｅの額、Ｄ型の場合はｃ-ｅの額とｆの額の和。

a　0304 により出向先事業主が出向元事業主に対して補助した（する）額（0808 ハ(ｲ)の(d)の額）のうち、0701 イの支給対象期に係る出向労働者の出向先事業所における出向期間について当該出向労働者の賃金に補填された（する）額（0808 ハ(ﾛ)のｃ-ｅの額）

b　0304 により出向先事業主が 0701 イの支給対象期における出向労働者の賃金として支払った額（0808 ロ(ﾊ)又は(ﾆ)の(f)の額）

【計算式１】

（当該出向労働者の出向開始日の前日における労働日に通常支払われる１時間あたりの賃金の額）

×（当該出向開始日前１週間の総所定労働時間数）／（当該出向開始日前１週間の総所定労働日数）

×　支給対象期の出向先事業所における実労働日数（※）

（※）出向労働者が実際に労働した日数をいい、所定労働日における労働はもとより、法定休日にも労働をしていれば実労働日数に含む。なお、年次有給休暇を取得した日は、所定労働日に所定労働時間分の労働を行ったものとして取り扱うこととして実労働日数に含めるものとする。

（※）１実労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の実際の労働時間の長短にかかわらず一律に１実労働日とする。また、昼夜三交代制等にみられるように連続する「所定労働時間」が２暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を「所定労働日」とし、当該「所定労働時間」をその日の「所定労働時間」とし、当該「所定労働時間」中に労働をしていれば、これを１実労働日とする。

【計算式２】

【計算式１】によって求めた額　×　0401 イ(ｲ)の額／（0401 イ(ｲ)の額＋0401 イ(ﾛ)の額）

【計算式３】

【計算式１】によって求めた額　×　0401 イ(ﾛ)の額／（0401 イ(ｲ)の額＋0401 イ(ﾛ)の額）

ロ　イによって求めた出向元事業主への支給額及び出向先事業主への支給額の合計の額が雇用保険の基本手当の日額の最高額に支給対象期の出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額を上回る場合は、次により求める額

【出向元事業主への支給額】

雇用保険の基本手当の日額の最高額に支給対象期の出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額

×　0401 イ(ｲ)の額／（0401 イ(ｲ)の額＋0401 イ(ﾛ)の額）

（令和８年10月22日）

【出向先事業主への支給額】

$$\text{雇用保険の基本手当の日額の最高額に支給対象期の出向先事業所における実労働日数を乗じて得た額} \times \frac{\text{0401イ(ロ)の額}}{\text{0401イ(イ)の額＋0401イ(ロ)の額}}$$

0402　支給額算定上の留意事項

自己都合退職等の取り扱い

助成金は、次のイからニのいずれかの理由により出向開始日から起算して１か月が経過する前に出向労働者が出向先事業所に出向しなくなった場合には、当該出向しなくなった日の前日までの期間に係る 0401 の支給額のうちイ（ロに該当する場合はロ）を支給する。

イ　出向労働者の責に帰すべき理由により解雇した場合

ロ　出向労働者が自己の都合により退職した場合

ハ　出向労働者が死亡した場合

ニ　天災その他やむを得ない理由により継続が不可能となったために出向の解消を行った場合

この場合における 0401 の規定の適用については、「支給対象期」とあるのは「支給対象期の初日から出向しなくなった日の前日までの間」とする。

0403　支給限度日数等

0401 の支給額については、イを上限とする。

イ　一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は 12 か月（365 日）（当該日数は、一の事業主に雇用された同一の労働者について支給決定を受けた出向期間の日数（実労働日以外の日を含む）を算定の対象とする。以下 0403 において同じ。）を限度とする。

また、同一の出向先事業所につき一の年度（支給申請年月日を基準として、同年度４月１日から翌年３月 31 日までをいう。）に出向労働者 500 人分（当該年度における初回の計画届の提出日の前日（ただし当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の３月 31 日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者（計画届の提出日の前日において引き続き被保険者として雇用された期間が６か月未満である被保険者、解雇を予告された者等及び日雇労働被保険者を除く。）数が 500 人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が 10 人未満の場合は 10 人分とする。）（当該人数は、一の出向先事業所につき一の年度中に支給決定を受けた出向労働者の人数を算定の対象とする。）を上限とする。ただし、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合において、本助成金の出向労働者の雇用保険被保険者資格の取得又は喪失（出向による場合に限る。以下同じ。）があった場合は、当該雇用保険被保険者数に本助成金の出向労働者数を雇用保険被保険者資格の取得にあっては除いた人数分、喪失にあっては加えた人数分を上限とする。また、前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施しておらず、かつ支給申請日時点で当該年度における初回の計画届を提出していない場合、上限となる人数は、前年度と同数とする。

（令和８年10月22日）

0500　計画届の提出

0501　計画届の提出

イ　計画届の提出

出向元事業主及び出向先事業主が本助成金の支給を受けようとする場合は、出向元事業主が出向開始基準日の前日まで（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後１か月以内）に、計画届及び別紙に下記ロの(ｲ)から(ﾍ)までの書類及びその他管轄労働局長が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。ただし、下記ロの(ｲ)、(ﾛ)及び(ﾎ)については、計画届を提出した日から起算して１か月が経過する日又は初回の支給申請書の提出日のいずれか早い日までに提出すればよいものとする。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

ロ　計画届の添付書類

計画届に添付すべき書類は次のとおりである。

なお、(ｲ)、(ﾆ)及び(ﾎ)（0305 ロに示す確認書類のうち、(ﾛ)を除く。）の書類については、出向元事業所及び出向先事業所が、同一の管轄労働局長に対して２回目以降の計画届を提出しようとするときは、初回の計画届提出日から変更がない場合において、(ﾆ)ただし書きに該当する場合を除き、重複する書類を省略することができるものとする。

また、(ﾎ)（0305 ロに示す確認書類のうち、(ｲ)、(ﾛ)及び(ﾊ)を除く。）の書類については、雇用調整助成金（令和８年熊本地震の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例）の計画届を提出している場合において、重複する書類を省略することができるものとする。ただし、当該助成金の手続きにおいて確認した内容から変更が生じた場合は、変更後の書類を提出すること。

(ｲ)　「事業活動の状況に関する申出書」

「出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書」（様式第３号。以下「事業活動の状況に関する申出書」という。）

(ﾛ)　「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」（様式第４号。以下「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」という。）

(ﾊ)　「出向に係る本人同意書」

「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）　出向に係る本人同意書」（様式第５号。以下「出向に係る本人同意書」という。）

(ﾆ)　0305 イに示す労働組合等との協定に関する確認書類

出向協定書の有効期間内であること。ただし、有効期限が失効した場合は、改めて締結したものを提出する。

(ﾎ)　0305 ロに示す事業所の状況に関する確認書類

(ﾍ)　0305 ハに示す出向契約に関する確認書類

ハ　計画届及び添付書類の作成及び提出に関する留意事項

計画届、別紙１及び添付書類の作成及び提出に当たっては、それぞれ次に留意すること。

また、管轄労働局長は、出向先事業主が出向元事業主に対して提出する書類に個人情報が記載されている場合は、出向先事業主は本人に対して、出向元事業主に個人情報を含む書類

を提出することの同意を得るよう指導すること。

(ｲ) 計画届及び計画届（出向元）別紙１

計画届（出向元）及び計画届（出向元）別紙１の作成は、出向元事業主が行うこと。また、本書類は出向元事業主が計画届（出向元）別紙１及び(ﾛ)～(ﾍ)と併せて管轄労働局長（管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる場合は、計画届を提出する事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長。以下 0501 において同じ。）へ提出すること。

計画届（出向先）の作成は、出向先事業主が行うこと。また、本書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が計画届（出向元）、計画届（出向元）別紙１及び(ﾛ)～(ﾍ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾛ) 出向に係る本人同意書

出向に係る本人同意書の作成は出向元事業主が行い、本人確認欄については対象労働者が記入すること。また、本書類は出向元事業主が(ｲ)及び(ﾊ)～(ﾍ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾊ) 事業活動の状況に関する申出書

本書類の作成は、出向元事業主が行うこと。また、本書類は出向元事業主が(ｲ)、(ﾛ)及び(ﾆ)～(ﾍ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾆ) 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書

本書類の作成は、出向先事業主が行うこと。また、本書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が(ｲ)～(ﾊ)、(ﾎ)及び(ﾍ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾎ) 0305 イに示す労働組合等との協定に関する確認書類

本書類の作成は、出向元事業主が行うこと。また、本書類は出向元事業主が(ｲ)～(ﾆ)及び(ﾍ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾍ) 0305 ロに示す事業所の状況に関する確認書類

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類及び(ｲ)～(ﾎ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

ニ　計画届に記載できる対象労働者の出向時期

一の出向先事業所に係る「出向先事業所別調書」（様式第１号別紙１）の②欄に記載できる対象労働者は次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者とする。

(ｲ) 出向開始日が計画届の提出日から起算して３か月以内の者

(ﾛ) 支給対象となる出向の末日（以下「出向終了日」という。）が、(ｲ)に該当する者のうち出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して 12 か月（以下「審査対象期間」という。）以内の者

0502　計画届の受理

イ　管轄労働局長は、計画届が届け出られたときは、提出期限内の提出か、計画届に記載漏れがないか、生産指標の数値を実証する資料その他必要な資料が添付されているか等の形式的な不備がないことについて確認するとともに、0601 から 0609 に掲げる事項に特に留意して

これを審査した上、受理するものとする。審査において、不備が発見された場合には、その補正を指導し、補正がなされたことを確認してから受理すること。ただし、0501 イのただし書きにより計画届の提出日以降に添付書類を提出する旨の申告があった場合には、0601 から 0604 及び 0608 ホ(ﾛ)に掲げる事項については審査は行わずに受理し、当該添付資料が提出され次第審査を行うこと。

ロ　助成金の目的が失業の予防にある旨を事業主に注意喚起すること。

ハ　助成金の支給の対象となるのは、0304 に該当する出向であって、当該計画届により届け出られた範囲内で実施されるものとなる旨を事業主に確認すること。

ニ　計画届に記された出向の内容に応じて、対象労働者についての出向の実施状況及び手当の支払状況又は賃金の負担割合を明らかにする書類を整備し、第１共通要領の 0404 に基づき５年間保存すること等について指導すること。

また、助成金に係る提出書類（0700 に規定する申請書類を含む）には、対象労働者の氏名、生年月日、住所等の個人情報が含まれることから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第５項に規定する個人情報取扱事業者である場合には、同法に則って個人情報を取り扱うよう注意喚起すること。

ホ　計画届の記載内容に変更を生じたときは、遅滞なく 0503 により届け出るよう指導すること。

ヘ　届け出られた計画届については管轄労働局において保存すること。

なお、出向先事業所の所在地を管轄する労働局が管轄労働局と異なる場合は、写しを出向先事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に送付し、双方で保存すること。

0503　計画届の変更・取下げ

イ　事業主は、計画届のうち、出向先事業所の変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期間の延長、賃金類型及び支給申請頻度に変更が生じたときは、変更の生じる最も早い日から起算して３か月前の日から当該変更が生じる最も早い日の前日まで（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後１か月以内）に、計画届により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

ロ　添付書類

添付すべき書類は次のとおりであり、計画届提出時から変更が生じる場合のみ添付すればよい。

また、(ﾆ)及び(ﾎ)（0305 ロに示す確認書類のうち、(ｲ)、(ﾛ)及び(ﾊ)を除く。）の書類については、計画届提出時の内容から変更が生じた箇所のみ抜粋して提出することができる。

(ｲ)「事業活動の状況に関する申出書」

「出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書」

(ﾛ)「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」

(ﾊ)「出向に係る本人同意書」

「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）出向に係る本人同意書」

(ﾆ) 0305 イに示す労働組合等との協定に関する確認書類

（令和８年10月22日）

出向協定書の有効期間内であること。ただし、有効期限が失効した場合は、改めて締結したものを提出する。

(ホ) 0305 ロに示す事業所の状況に関する確認書類

(ヘ) 0305 ハに示す出向契約に関する確認書類

ハ　変更事由が出向先事業所の変更の場合、0301 ロ(ハ)の雇用量要件の確認を行うため、ロ(ロ)及び(ホ)（0305 ロに示す確認書類のうち、(ロ)又は(ハ)。）の書類を提出しなければならない。

ニ　変更事由が出向労働者数の増加又は出向期間の延長の場合について、計画届に記載できる対象労働者の出向時期は 0501 ニを準用する。この場合において、0501 ニ(イ)及び(ロ)中「出向開始日」とあるのは「変更の生じる日」と読み替えるものとする。

ホ　事業主は、計画届を取り下げるときは、やむを得ないと認められる場合を除き、支給申請ごとに 0701 の支給申請書を提出する前までに、計画届により管轄労働局長にその旨を届け出なければならない。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

0600　計画届の確認

0601　経済上の理由の確認

イ　0301 イの「令和８年熊本地震に伴う経済上の理由」とは、令和８年熊本地震に伴う経済的な取引関係の悪化・困難等の事情であって、その具体的な範囲の例は次のとおり。（0301 イ関係）

「経済上の理由」の具体的な範囲の例：

例：需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難

例：取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難

例：交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化

例：電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化

例：損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難

ロ　次の(イ)及び(ロ)に掲げる理由による事業活動の停止又は縮小は、助成金の支給対象とはならない。

(イ) 例年繰り返される季節的変動によるもの（自然現象に限らない。）

例：夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っていることにより事業活動の減少を余儀なくされる場合

例：降雪地において冬季間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合

例：例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合

(ロ) 法令違反若しくは不法行為又はそれらの疑いによる行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行っている場合を含む。）

例：営業規制、安全規制、競争規制等の法令違反（その疑いを含む。）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合

例：不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む。）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合

（令和８年10月22日）

ハ　事業活動の縮小が「令和８年熊本地震に伴う経済上の理由」によるものであるか否かの判定は、「事業活動の状況に関する申出書」及び事情聴取等により行うこと。

ニ　次に掲げる例のような場合を含め前項によっても判定が困難な場合は、事業主の疎明によりロ(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる理由によるものではないことを確認すれば、経済上の理由によるものとして取り扱うこととして差し支えないこと。

例：企業恐喝、いたずら、風評被害による場合

例：贈収賄、横領等又はこれらの疑いにより社会的信用を失ったことによる場合

0602　支給対象事業主であることの確認

出向元事業主については、生産指標の変動が、0301 イ(ｲ)に規定する要件を満たしていることを 0601 及び 0603 に基づき「事業活動の状況に関する申出書」及びこれを実証する添付書類により確認すること。

出向先事業主については、雇用指標の変動が、0301 ロ(ﾊ)に規定する要件を満たしていることを 0604 に基づき「出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書」及びこれを実証する添付書類により確認すること。

0603　生産指標の確認

出向元事業主が生産指標として届け出てきた数値が指標として適当であるか否かは、この要件の目的が生産指標の減少をもって（事業活動の縮小を余儀なくされ）雇用調整を実施せざるを得ないことを推定するものであることから雇用量の変動との相関がより高い指標であるか否か、かつ、多種多様な事業活動を一元的に示す指標として適切であるか否かをもって判断すること。

したがって、生産物品の生産量、販売物品の販売量又は売上高を用いることを原則とする。

しかし、生産量、販売量又は売上高によることが不適切又は困難であると認められる場合には、それぞれの事情に応じて最適と認められる指標を用いても差し支えない。

ただし、初回の確認時に利用した生産指標は、以降の確認時において原則として変更はできないものとする。（0301 イ(ｲ)関係）

0604　雇用指標の確認

出向先事業主については、出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書Ⅰ又はⅡのＡ欄及びＢ欄により 0301 ロ(ﾊ)の要件を満たすか否かの確認を行う。

また、雇用保険被保険者数については、労働者の責めに帰すべき理由により解雇された雇用保険被保険者、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことにより解雇された雇用保険被保険者及び日雇労働被保険者を除く数とし、ハローワークシステムにより確認し、派遣労働者数については派遣先管理台帳の写し等により確認すること。（0301 ロ(ﾊ)関係）

なお、出向先事業所について比較月等がない場合は、出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書Ⅲの記載及び 0305 ロ(ﾊ)に規定する書類により、0301 ロ(ﾊ)なお書きの要件を満たすか否かを確認すること。

0605　事業所の状況の確認

イ　出向元事業主については計画届（出向元）の(3)欄と(4)欄に、出向先事業主については計画届（出向先）の①(3)欄と①(4)欄に齟齬がないことを確認すること。

（令和８年10月22日）

ロ　出向元事業主については計画届（出向元）の(3)及び(4)欄により、また、出向先事業主については、計画届（出向先）の①(3)及び(4)欄により、それぞれ第１共通要領の 0202 に規定する中小企業事業主であるか否かを確認すること。この場合において、原則として、常時雇用する労働者の数（以下「常用労働者数」という。）により確認することとし、それのみでは中小企業事業主であると見なせない場合のみ、原則、法人ベース・レジストリ（デジタル庁が運営する、商業法人登記情報を閲覧することができるサービスをいう。以下同じ。）により確認すること。

ハ　常時雇用する労働者の数は、次の(ｲ)及び(ﾛ)により確認すること。

(ｲ) 出向元事業主については、計画届（出向元）に記載されている常用労働者数が、出向先事業主については計画届（出向先）に記載されている常用労働者数が第１共通要領の 0202 に定める数（例えば、製造業にあっては、300 人）を超えているときは、確認行為は要しないこと。

(ﾛ) 常用労働者数が第１共通要領の 0202 に定める数以下である場合には、事業主から企業全体の被保険者数を申告させ、次のａ及びｂにより処理すること。ただし、常用労働者数が第１共通要領の 0202 に定める数を大幅に下回る場合等で当該事業主が中小企業事業主であることが明らかな場合は、この限りでない。

ａ　被保険者数について第１共通要領の 0202 に定める数を下回ることが確認される場合には、常用労働者数についての確認行為は要しないこと。この場合において、被保険者数についての確認は、「雇用保険適用事業所台帳」「雇用保険被保険者台帳」（他の公共職業安定所の管轄に係る部分については、「被保険者資格得喪の確認通知書」等の提示を求める。）、ハローワークシステム等により行うこと。

ｂ　被保険者数が第１共通要領の 0202 に定める数を超えるときは、被保険者数と常用労働者数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数により常用労働者数を判定すること。

ニ　事業所の業種の大分類については、出向元事業所については計画届（出向元）(3)欄、出向先事業所の業種大分類については計画届（出向先）①(3)欄に記載されている内容を、ハローワークシステムの「雇用保険適用事業所台帳」等により確認すること。

0606　判定基礎期間の確認

イ　判定基礎期間とは、暦月をいう。

ただし、Ｂ型、Ｃ型、Ｄ型、Ｅ型及びＦ型においては出向元事業主において出向労働者の賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、出向元事業主の賃金締切期間をいい、Ａ型及びＧ型においては出向先事業主において出向労働者の賃金締切日として毎月一定の期日が定められている場合は、出向先事業主の賃金締切期間をいう。

なお、１暦月内に賃金締切日として２以上の期日が定められているときは、その最後の期日の翌日から１か月間をいう。

ロ　イにかかわらず、次の(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる場合は、それぞれに定める期間を判定基礎期間とすることができる。

(ｲ) 出向開始日が判定基礎期間の中途にある場合　当該判定基礎期間内の出向開始日以後の期間とこの期間後１か月間とを通算した期間

（令和８年10月22日）

(ﾛ) 出向終了日が判定基礎期間の中途にある場合　当該判定基礎期間内の出向終了日以前の期間とこの期間前１か月間とを通算した期間

ハ　計画届（出向元）別紙１の（2）欄に記載された期間及び次の(ｲ)及び(ﾛ)の取り扱いにより判定基礎期間を確認すること。

(ｲ) 当該事業所の全ての出向労働者について同一の賃金締切日が定められている場合に限らず、当該事業所の出向労働者の過半数について同一の賃金締切日が定められている場合には、当該賃金締切日に係る賃金締切期間を当該事業所に係る全出向労働者についての判定基礎期間とすることとして取り扱い、これ以外の場合は当該事業所に係る全対象労働者について暦月を判定基礎期間とすること。

(ﾛ) 基本賃金の賃金締切日と時間外等割増賃金等の手当の賃金締切日とが異なるような場合は、基本賃金の支払いについての賃金締切日によることとして取り扱うこと。この場合において、基本賃金の支払いについての賃金締切日が明確でないときは、時間外等割増賃金等、労働日の勤務状況によって変化する賃金（手当）に係る賃金締切日によること。

ニ　出向終了日が令和９年９月 30 日以降の場合は、当該判定基礎期間の末日は令和９年９月 30 日となる。

0607　労働組合等の確認

イ　労働組合等の代表性の確認(0304 ハ関係)

(ｲ) 出向協定を締結した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表するものであることを、計画届（出向元）別紙１の下部確認欄により確認する。

(ﾛ) 出向協定が締結された場合は、特に対象者の範囲の定めのない限り、当該事業所における全ての対象労働者に対して、その効力が及ぶ。したがって、当該協定に反対する過半数に満たない労働組合等があっても、当該協定の対象となり得る。当該事例が生じた場合には、事業主に対して、当該労働組合等の労働者を出向の対象とする場合は、当該労働組合等と交渉し理解を得た上で行うよう指導する。

ロ　出向協定書の記載事項の確認(0304 ハ関係)

「出向協定書」が、0304 ハに定める必要な事項を定めていることを確認する。

0608　出向の計画についての確認

イ　出向の目的等（0304 ロ関係）

実施する出向が、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、実習のため等雇用調整を目的としないで行われるものではないこと、及び労働者を交換し合うことになるものではないことについて、出向元事業主については計画届（出向元）別紙１の①(3)及び(4)欄、出向先事業所については計画届（出向先）の①(7)及び(8)欄により確認するとともに、出向元事業所について、出向期間において他の事業所の計画届（出向先）における出向先事業所となっていないか確認する。また、必要に応じて出向元事業主及び出向先事業所からの事情聴取により確認する。

ロ　本人同意（0304 ニ関係）

(ｲ) 各出向労働者本人が、出向することについて同意している旨及び出向期間終了後、出向元事業所へ復帰することになっていること（以下「同意等」）を、出向に係る本人同意書の本人確認欄によって確認する。

(ﾛ) さらにこの本人確認欄については、本人の意に反して事実と異なる記載を行わせられたものでないかどうかについて確認するために、次のａ及びｂにより確認を行う。

ａ　郵送による確認

出向に係る本人同意書の本人確認欄の内容に誤りがないか対象労働者に対して郵送による確認を行う。

(a) 対象労働者が郵送による確認に同意している場合

対象労働者の本人確認欄に記載された住所へ産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）確認調査票(様式第 11 号。以下「本人確認調査票」という。）を送付する。

本人確認調査票を送付した日から支給決定時までに返信があり、同意等を行っていなかった旨の申し出があった場合、当該対象労働者については不支給とする。当該調査票を送付した日から２週間を超えて返信がない場合は支給対象として差し支えない。

(b) 対象労働者が郵送による確認に同意しない場合

本人確認調査票の送付は行わず、支給対象として差し支えない。

ただし、支給決定までの間に対象労働者から対象労働者氏名住所を明記し対象労働者が特定できる書面（様式任意）により同意等を行っていなかった旨の申し出があった場合には、当該対象労働者については不支給とする。

なお電話でその旨の申し出があった場合は、証拠書類としての書面が必要であることから、改めて書面での申し出を求める。

ｂ　電話による確認

出向に係る本人同意書の本人確認欄に記載された電話番号（携帯電話番号に限る。）を利用して、対象労働者に対して電話による確認を行う。対象者数は、当面、申請事業主により申請された支給対象者のうち一定割合とする。電話による確認において、対象労働者から同意等を行っていなかった旨の申し出があった場合、a(a)により郵送による確認を行う。なお、対象労働者全員がａの郵送に同意し、本人確認調査票の返信があった場合は、同意等の有無の確認が完了しているため、電話による確認を行う必要はない。また、出向に係る本人同意書の電話番号が不記載の場合や、電話連絡をしたものの連絡が取れない等により、対象労働者に対する一定割合の確認ができなかった場合は、支給対象として差し支えない。

ハ　出向元事業主と出向先事業主との出向契約（0303・0304 ホ関係）

(ｲ) 計画届に記載のある労働者について、それぞれ 0303 を満たすことを確認する。

(ﾛ) 出向元事業主と出向先事業主との間で締結した「出向契約書」が、それぞれ 0304 ホに定める必要な事項を定めているか否かを確認する

ニ　出向の形態と雇用関係（0304 ハ(ﾊ)・0304 ホ(ﾊ)関係）

出向の形態と雇用関係が、出向元事業所の従業員たる地位を保有しつつ出向先事業所において勤務するものであり、出向期間中出向元事業所において休職扱いとすること（部分出向である場合を除く）について、「出向契約書」に定められていることを確認する。

ホ　出向先事業主（0301 ロ・0304 ハ(ｲ)・ホ(ｲ)関係）

(ｲ) 出向先事業所が雇用保険適用事業所であることについて、ハローワークシステムにより

確認する。

(ﾛ) 資本的、経済的、組織的関連性等からみて、本助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる出向ではないことについて、計画届（出向元）別紙１の①(5)欄及び計画届（出向先）の①(9)欄により確認する。必要に応じて、法人ベース・レジストリ等の資料により確認する。

(ﾊ) 出向先事業主が、出向開始日の前日から起算して６か月前の日までに、出向労働者の受入れに際しその雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により離職させていないことを、計画届（出向先）の①(5)欄及びハローワークシステムにより確認する。

0609　出向についての確認

イ　出向労働者の人数（0304 ハ(ﾆ)、ホ(ﾛ)関係）

計画届の出向予定労働者欄に記載された人数が、「出向協定書」に定められた出向労働者の人数を上回らないことを確認するとともに、「出向契約書」の出向労働者ごとの出向開始日及び出向期間の事項に定められた出向労働者数の人数と一致していることを確認する。

ロ　支給限度日数等の確認

計画届の出向予定労働者欄により出向予定労働者の人数を確認した上で、各年度において、当該出向先事業所の出向労働者数の合計が支給上限人数 500 人分（当該年度における最初の計画届の提出日の前日（ただし当該年度において前年度に提出した計画届に記載された出向を継続して実施している場合は、前年度の３月 31 日）において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が 500 人未満の場合は、その人数分。ただし、その数が 10 人未満の場合は 10 人分とする。）に満たないことを確認すること。

なお、確認の結果上限を超過している場合、出向元事業所を通じて出向先事業所に上限を超過している人数分について計画の取り下げ又は変更が必要であることを説明すること。

ハ　出向の時期と期間（0304 ハ(ﾛ)・ホ(ﾛ)・ヘ関係）

(ｲ) 出向の期間が、「出向協定書」の実施予定時期・期間、「出向契約書」の出向実施時期・期間、計画届（出向先）の②(2)欄の出向の実施予定期間と齟齬がなく、0304 ハの要件を満たしていることを確認する。

(ﾛ) 「出向契約書」に定められた各出向労働者の出向期間が、

・(ｲ)の実施予定期間の範囲内にあること

・「出向協定書」の出向予定の期間・時期と一致しているかその範囲内にあること

・出向開始日が令和８年 10 月１日以降であること

・１か月以上１年以内であることについて確認する。

(ﾊ) 出向期間終了後に出向元事業所に復帰する予定であることを「出向契約書」及び本人同意書により確認する。

ニ　部分出向の確認

部分出向の場合は、次の(ｲ)及び(ﾛ)を満たすこと。

(ｲ) 出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行わない予定であることを、出向契約書、就業規則等により確認すること。

(ﾛ) 出向期間中における１か月ごとの出向先事業所で勤務する予定の日数が、出向元事業所において出向を行う前の１か月の所定労働日数の５分の１以上であることを、出向契約書、就業規則等で確認すること。

（令和８年10月22日）

なお、変形労働時間制を採用している場合は、協定届において１か月の所定労働日数が明記されている場合を除き、対象期間中の総労働日数を元に算出した月平均の所定労働日数を用いて判断すること。

ホ　併給調整

本助成金の併給調整については共通要領 0304 に定めるとおりであること。

ヘ　出向期間中における本助成金以外の助成金・補助金・委託費等支給の有無（予定を含む）

(ｲ) 出向元事業所において、本助成金の支給対象期に、ホ及び 0301 イ(ﾊ)に規定する助成金の対象となる出向の受入を行っていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステムにより確認する。

(ﾛ) 出向先事業所において、本助成金の支給対象期に、ホ及び 0301 ロ(ﾆ)に規定する助成金等の支給を受けていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステム等により確認する。

ト　実地調査

届け出られた出向について、必要に応じ、出向元事業所及び出向先事業所の実地状況を調査すること。この場合において、管轄労働局長は、必要に応じ、出向先事業所を管轄する都道府県労働局に実地調査を依頼するものとする。

チ　補正

(ｲ) 「出向協定書」、「出向契約書」の規定等と計画届の記載に齟齬がある場合、必要に応じて補正を行わせる等の指導を行う。

(ﾛ) 適正に補正がなされない場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は１か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。

(ﾊ) 事業主が期限までに補正を行わない場合、第１共通要領の 0301 ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画届に係る助成金は支給しない。

0700　支給申請

0701　支給申請書の提出

イ　支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主は、一の支給対象期（判定基礎期間又は二から六の連続する判定基礎期間）ごとに、当該支給対象期分について、当該支給対象期の末日の翌日から２か月以内（天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後１か月以内）に支給申請を行わなければならない。

当該支給申請は、当該出向が「出向協定書」に定めるところによって行われたものであることについての当該出向協定をした労働組合等の確認、及び当該出向が「出向契約書」に定めるところによって行われたものであることについての出向先事業主の確認を得て、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）支給申請書」（様式第６号（１）。以下「支給申請書」という。）に次の(ｲ)から(ﾊ)までに掲げる書類及びその他管轄労働局長が必要と認める書類を添付して、出向元事業主が管轄労働局長に提出しなければならない。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

（令和８年10月22日）

(ｲ) 様式第６号(2)～(4)

出向元事業主と出向先事業主による賃金の支払方法及び両者の間の賃金補助・負担関係が 0304 ホ(ﾆ)に示す７つの類型のいずれに該当するかに応じて、次の様式の書類を提出させる。

なお、「出向元事業所賃金補填額・負担額等調書」（様式第６号（２）。以下「出向元調書」又は「様式第６号(2)」という。）は、出向労働者に係る出向元事業主の賃金の負担（出向先事業主に対する賃金補助又は出向労働者に対する賃金支払い）の状況を確認するための書面であり、「出向先事業所賃金補填額・負担額等調書」（様式第６号（３）。以下「出向先調書」又は「様式第６号(3)」という。）は、出向労働者に係る出向先事業主の賃金の負担の状況等確認するための書面である。また、「出向労働者別支給額算定調書」（様式第６号（４）。以下「算定調書」又は「様式第６号(4)」という。）については、出向労働者別に支給額を算定するための書面である。

a　出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は一部を補助する

(a)　出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う【Ａ型】

・様式第６号(2)a

・様式第６号(3)ab

・様式第６号(4)

(b)　出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う【Ｂ型】

・様式第６号(2)b

・様式第６号(3)ab

・様式第６号(4)

b　出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う

(a)　出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は一部の補助を受ける【Ｃ型】

・様式第６号(2)ｃｄ

・様式第６号(3)ｃ

・様式第６号(4)

(b) 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【Ｄ型】

・様式第６号(2)ｃｄ

・様式第６号(3)ｄ

・様式第６号(4)

(c)　出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者に対して賃金を支払う（出向元事業主と出向先事業主間の賃金の補助はない）【Ｅ型】

・様式第６号(2)efg

・様式第６号(3)efg

・様式第６号(4)

(d) 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支払う【Ｆ型】

・様式第６号(2)efg

・様式第６号(3)efg

・様式第６号(4)

（令和８年10月22日）

c　出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う【G型】

・様式第６号(2)efg

・様式第６号(3)efg

・様式第６号(4)

(ﾛ) 支給要件確認申立書（共通要領様式第１号。以下「支給要件確認申立書」という。）

(ﾊ) 0305 ニに示す出向の実績に関する確認書類

ロ　支給申請書の作成及び提出に関する留意事項

支給申請書の作成及び提出に当たっては、それぞれ次に留意すること。

また、管轄労働局長は、出向先事業主が出向元事業主に対して提出する書類に個人情報が記載されている場合は、出向先事業主は本人に対して、出向元事業主に個人情報を含む書類を提出することの同意を得るよう指導すること。

(ｲ) 支給申請書（様式第６号(1)）

支給申請書の作成は、出向元事業主及び出向先事業主が行うこと。また、出向先事業主記載欄に出向先事業主が申請に当たって記載した内容については、これを出向元事業主を使者として、管轄労働局長（管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる場合は、公共職業安定所長。以下 0701 において同じ。）に提出することになるものであること。出向元事業主は当該申請書の出向元事業主記載欄に記載の上で、当該申請書に(ﾛ)～(ﾆ)を併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾛ) 様式第６号(2)～(4)

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類、(ｲ)及び(ﾊ)～(ﾆ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾊ) 支給要件確認申立書

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類、(ｲ)、(ﾛ)及び(ﾆ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

(ﾆ) 0305 ニに示す出向の実績に関する確認書類

本書類の作成は、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ行うこと。また、本書類のうち出向先事業主が作成した書類は出向先事業主が出向元事業主に提出し、出向元事業主を使者として、出向元事業主が、出向元事業主が作成した書類及び(ｲ)～(ﾊ)と併せて管轄労働局長へ提出すること。

0702　支給申請書の受理

イ　支給要件・支給額の確認

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、期限内の申請であること及び記載内容について事業主に確認の上受理し、0800 及び第１共通要領の 0300 の各事項に留意して、これを審査するものとする。

ロ　支給申請書の処理

管轄労働局長は、イに基づく審査の結果、支給申請書について内容を確認したときは、当

該支給申請書の処理欄及び「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）支給判定・決定台帳」（様式第８号）（以下「支給台帳」という。）に所要事項を記載するとともに、当該支給申請書その他の関係書類を保管するものとする。

支給決定された後の処理については、0901 ハ参照。

0800　支給要件の確認

0801　出向の実施状況の確認

イ　出向の実施状況の確認

出向元事業所に雇用されていた各出向労働者が出向開始日以降に出向先事業所で実際に勤務していることについて、出向元事業所及び出向先事業所の「労働者名簿」、「出勤簿」、「タイムカード」等により確認する。

ロ　労働組合等による出向の実施状況の確認

「出向元調書」の下部確認欄において、出向協定をした労働組合等の確認がなされていることを確認する。当該労働組合等の確認がない場合は、当該確認を得た後申請するよう指導する。（0304 チ関係）

0802　出向労働者の人数の確認

「支給申請書」の①(4)欄に記載された人数が、「出向元調書」、「出向先調書」の「当該支給対象期の出向労働者人数」に記載された人数、及び「算定調書」の「当該出向先事業所への出向者数」に記載された人数と一致していることを確認する。

0803　出向の目的等の確認

イ　出向の目的が雇用調整を目的としたものであることについて、必要に応じて出向元事業主からの事情聴取により確認する。（0304 ロ(イ)関係）

ロ　労働者を交換し合うこととなる出向でないことについて、必要に応じて出向元事業主からの事情聴取等により確認する。（0304 ロ(ロ)関係）

0804　出向元事業主と出向先事業主との出向契約等の確認

イ　出向元事業主の出向労働者が出向契約の定めるところにより出向したものであること、出向先事業所に実際に出向していること、及び出向労働者の出向の形態と雇用関係等について、「出向契約書」、「出向元調書」、「出向先調書」、出勤簿、タイムカード等により確認する。（0304 ホ(ハ)関係）

ロ　雇用保険被保険者資格が出向元事業所・出向先事業所のいずれにあるかについて次によって確認する。（0304 ホ(ハ)d 関係）

(イ) 雇用保険の被保険者資格が出向先事業所に移る形態の出向

0305 ニ(イ)について、出向先事業所において被保険者資格を取得していることをハローワークシステム（助成金事務処理）等により確認する。

(ロ) 雇用保険の被保険者資格が出向元事業所に残る形態の出向

0305 ニ(イ)について、出向元事業所において被保険者資格を取得していることをハローワークシステム（助成金事務処理）等により確認する。

ハ　対象労働者に該当するかについて、様式第６号(2)、様式第６号(3)及びハローワークシステムを用いて確認する。（0303 イからヘ関係）

また、出向元事業主に雇用される労働者のうち、出向開始日以前直近１か月における対象

区域外の事業所で勤務する日数が所定労働日数の半分未満であることを、支給申請書及び出勤簿等により確認する。（0303 ト関係）

なお、変形労働時間制を採用している場合は、協定届において１か月の所定労働日数が明記されている場合を除き、対象期間中の総労働日数を元に算出した月平均の所定労働日数を用いて判断すること。

確認の結果、対象とならない場合は、当該労働者を除いて審査を行うこと。

0805　出向元事業所及び出向先事業所の確認

イ　出向元事業主と出向先事業主の間の独立性について、必要に応じて法人ベース・レジストリ等により確認する。（0301 イ(ﾛ)及びロ(ｲ)関係）

ロ　出向先事業所が出向開始日の前の日から起算して６か月前の日以降から支給申請を行う支給対象期の末日までの間において、出向労働者の受入れに際して、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により離職させたことがないことについて、「出向先調書」及びハローワークシステムにより確認する。（0301 ロ(ﾛ)関係）

ハ　出向元事業所において、本助成金の支給対象期に、0301 イ(ﾊ)及び 0609 ホに規定する助成金の対象となる出向の受入を行っていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステムにより確認する。

ニ　出向先事業所において、本助成金の支給対象期に、0301 ロ(ﾆ)及び 0609 ホに規定する助成金等の支給を受けていないこと等について、支給申請書及びハローワークシステム等により確認する。

0806　出向の時期と期間の確認

イ　出向元調書の④欄及び出向先調書の②欄により、出向先事業所における出向労働者ごとの出向開始年月日が令和８年 10 月１日以降であることを確認する。（0304 ヘ(ｲ)関係）

ロ　出向元調書の④・⑤欄及び出向先調書の②・③欄に記載された出向開始年月日及び出向終了（予定）年月日が、計画届（出向元）別紙１②欄の出向実施予定時期の初日から末日までの間の日であることを確認する。その範囲外の労働者については、本助成金は支給しないこととなる。

ハ　出向元調書の④・⑤欄及び出向先調書の②・③欄により、出向先事業所における出向労働者ごとの出向（予定）期間が１か月以上１年以内であることを確認する。（0304 ヘ(ﾛ)関係）

0807　出向元事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認

イ　出向労働者の賃金についての補助又は支払が出向契約の定めるところにより行われたものであること、及びそれが 0304 ホ(ﾆ)のＡ型からＧ型のどの類型に該当するかについて、計画届、出向契約書、出向元調書及び出向先調書により確認する。

ロ　出向元事業主が出向先事業主に対して出向労働者の賃金について補助を行う形態の出向（Ａ型及びＢ型）の場合

(ｲ) 出向元事業主が出向先事業主に対して出向労働者の賃金について補助した（する）額(a)について、出向元調書の⑦欄の額が、出向先調書の⑤欄及び 0305 ニ(ﾛ)の賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する。

(ﾛ) 出向労働者の支給対象期における賃金に補填された（する）額(b)について、出向元調書の⑨欄の額が、出向先調書の④－⑦欄の額、出向先事業主の賃金台帳や賃金補助額を証明

する書類から確認できる額と一致していることを確認する。

(ﾊ) 出向元事業主が出向労働者の支給対象期における賃金とした支払った額(c)について、出向元調書の⑩欄の額が出向元事業主の賃金台帳と賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する(B型の場合のみ)。

(ﾆ) 出向元調書の⑧欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が一致していること及び当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する。

ハ 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向（B型、C型、D型、E型及びF型）の場合

(ｲ) 出向元事業主の支払った賃金額(c)について、出向元調書の⑦欄の額が、出向先調書の④の欄の額、出向元事業所の賃金台帳から確認できる額と一致していることを確認する（C型及びD型の場合のみ）。

(ﾛ) (ｲ)の賃金額のうちの出向先事業主の負担額(c-e)について、出向元調書の⑦－⑩欄の額が、出向先調書の⑧欄の額、賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認するとともに、出向元事業主の負担額(e)について、出向元調書の⑩の額が、出向先調書の⑦欄の額、出向元事業所の賃金台帳と賃金補助額を証明する書類から確認できる額と一致していることを確認する（C型及びD型の場合のみ）。

(ﾊ) 出向元事業主の支払った賃金額(c=e)について、出向元調書の⑩欄（B型）、⑦欄（E型、F型）の額が、出向元事業所の賃金台帳から確認できる額と一致していることを確認する（B型、E型及びF型の場合のみ）。

(ﾆ) 出向元調書の⑨欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が一致していること及び当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する（C型及びD型の場合のみ）。

0808 出向先事業主が出向労働者の賃金の一部等を負担していること及びその額の確認

イ 出向労働者の賃金についての補助又は支払が出向契約の定めるところにより行われたものであること、及びそれが 0304 ホ(ﾆ)のA型からG型のどの類型に該当するかについて、「計画届」、「出向契約書」、「出向元調書」及び「出向先調書」により確認する。

ロ 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う形態の出向（A型、B型、D型、E型及びG型）の場合

(ｲ) 出向先事業主の支払った賃金額(b＋f)について、「出向先調書」の④欄の額が、出向先事業所の「賃金台帳」から確認できる額と一致していることを確認する（A型及びB型の場合のみ）。

(ﾛ) (ｲ)の賃金額のうちの出向元事業主の負担額(b)について、0807 ロ(ﾛ)により確認する（A型及びB型の場合のみ）。

(ﾊ) 出向先事業主の負担額(f)について、「出向先調書」の⑦欄の額が、(ｲ)により確認したb+f の額から(ﾛ)により確認したｂの額を減じた額と一致していることを確認する（A型及びB型の場合のみ）。

(ﾆ) 出向先事業主の支払った賃金額(f)について、「出向先調書」の⑨欄（D型）、④欄（E型及びG型）の額が、出向先事業所の「賃金台帳」から確認できる額と一致していることを確認する（D型、E型及びG型の場合のみ）。

(ﾎ) 出向元調書の⑧欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が一致していること及び当該出向労働

者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する（Ａ型及びＢ型の場合のみ）。

ハ　出向先事業主が出向元事業主に対して出向労働者の賃金について補助を行う形態の出向（Ｃ型及びＤ型）の場合

(ｲ) 出向先事業主が出向元事業主に対して出向労働者の賃金について補助した（する）額(d)について、「出向先調書」の⑤欄の額が、出向元調書の⑧欄の額及び 0305 ニ(ﾛ)の「賃金補助額を証明する書類」から確認できる額と一致していることを確認する。

(ﾛ) 出向元事業主が出向労働者の支給対象期における賃金に補填した（する）額(c-e)について、「出向先調書」の⑧欄の額が、「出向元調書」の⑦－⑩欄の額、出向元事業主の「賃金台帳」と「賃金補助額を証明する書類」から確認できる額と一致していることを確認する。

(ﾊ) 出向元調書の⑨欄及び出向先調書の⑥欄の年月日が当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限を超えていないことを確認する。

0809　支給額の確認

イ　出向労働者別の支給額の確認について（0401 イ及びロ関係）

(ｲ) 算定調書の①の氏名、被保険者番号及び人数の計が、出向元調書及び出向先調書における当該支給対象期の出向労働者数と一致していることを確認する。

(ﾛ) 算定調書の④の額が、出向元調書の支給対象賃金補填額及び支給対象賃金負担額と一致していること及び⑤の額が出向先調書の支給対象賃金補填額及び支給対象賃金負担額と一致していること及び⑥の額が④と⑤の額の和であることを確認する。

(ﾊ) 算定調書の⑦の額に、当該出向労働者に係る、「出向開始日前１週間の総所定労働時間数」を「出向開始日前１週間の総所定労働日数」で除して得た１日の平均労働時間数を求め、これに出向開始日前日現在の「労働日に通常支払われる１時間あたりの賃金の額」を乗じて得た額（１日の平均賃金額）が記載されていることを確認する。「出向開始日前１週間の総所定労働時間数」、「出向開始日前１週間の総所定労働日数」及び「労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額」は、出向元事業所の「就業規則」「賃金台帳」等の提出を求めて確認する。

(ﾆ) 算定調書の⑧の日数が、当該出向労働者が出向先事業所において勤務した日数であることを「出勤簿」等の提出又は提示を求めて確認し、⑨の額が⑦の額に⑧の日数を乗じて得た額であること確認する。

(ﾎ) ⑥と⑨の額の比較により以下の a 又は b を確認する。

a　⑥の額が⑨の額を超えない場合は、④欄の額が⑩欄の額に、⑤欄の額が⑪欄の額に記載されていることを確認する。

b　⑥の額の方が⑨の額を超える場合は、⑫欄の額が⑨の額に④の額を乗じて⑥の額で除した額であること及び⑬欄の額が⑨の額に⑤の額を乗じて⑥の額で除した額であることを確認する。

(ﾍ) ⑭欄及び⑮欄の額の確認

以下の a 又は b を確認する。

a　⑭欄の「出向元事業所」欄の額が⑩欄又は⑫欄に「助成率」を乗じて得た額であること、「助成率」が支給申請書安定所処理欄の出向元事業主の助成率であることを確認する。

（令和８年10月22日）

b　⑮欄の「出向先事業所」欄の額が⑪欄又は⑬欄に「助成率」を乗じて得た額であること、「助成率」が支給申請書安定所処理欄の出向先事業主の助成率であることを確認する。

(ﾄ)　⑭＋⑮の額が雇用保険の基本手当の日額の最高額に⑧を乗じた額を上回る場合は以下のａ又はｂを確認する。

ａ　「出向元助成金額（支給上限額）」欄の額が、雇用保険の基本手当の日額の最高額に⑧の額を乗じた額に、⑭の額を乗じて⑭の額と⑮の額の和で除した額であることを確認する。

ｂ　「出向先助成金額（支給上限額）」欄の額が、雇用保険の基本手当の日額の最高額に⑧の額を乗じた額に、⑮の額を乗じて⑭の額と⑮の額の和で除した額であることを確認する。

ロ　出向元事業所及び出向先事業所ごとの支給額について

支給申請書①(5)、②(5)及び算定調書⑯により確認すること。

ハ　支給対象期限について

令和９年９月 30 日までの賃金経費であることを確認すること。（0304 ト(ﾆ)関係）

ニ　出向期間の最後の支給申請に係る留意点

都道府県労働局長は出向元事業主から、出向労働者ごとの出向期間の最後の支給申請を受理した際は、次の点に留意すること。

出向期間の初回の支給申請に係る支給対象期から最後の支給申請に係る支給対象期までの申請書類に記載された金額が支給申請書、出向元調書及び出向先調書に記載されたとおりに出向労働者に係る賃金として支出されていること。支給申請のとおりとなっていない場合（出向元事業主及び出向先事業主の負担の割合が異なっている場合を含む）、その理由を聴取の上、適切でないと判断される場合には、不支給決定を行い、やむを得ないと判断される場合には、これまで支給している助成金の一部支給取消（回収）や追加支給を行う可能性がある旨を説明し、必要な対応を行うこと。

0810　出向中の賃金額が出向前の賃金額に相当することの確認

イ　算定調書の②(1)及び(2)欄に、それぞれ次によって求められた、出向前の賃金額、出向中の賃金額及び前者に対する後者の割合が記入されていることを確認する。

(ｲ)　出向前の賃金額

当該出向労働者に係る、「出向開始日前１週間の総所定労働時間数」を「出向開始日前１週間の総所定労働日数」で除して１日の平均労働時間数を求め、これに出向開始日の前日における「労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額」を乗じて求める（１日の平均賃金額）。

(ﾛ)　出向中の賃金額

当該出向労働者に係る、「支給対象期末日以前１週間の総所定労働時間数」を「支給対象期末日以前１週間の総所定労働日数」で除して１日の平均労働時間数を求め、これに支給対象期の末日における「労働日に通常支払われる１時間当たりの賃金の額」を乗じて求める（１日の平均賃金額）。

ただし、部分出向の場合は、当該労働者に係る、出向元事業所及び出向先事業所で支払われた「支給対象期末日以前１週間における労働日に通常支払われる賃金」の和を、出向

元事業所及び出向先事業所の「支給対象期末日以前１週間の総所定労働日数」を通算した日数で除して求めること。

(ﾊ) (ｲ)に対する(ﾛ)の割合

(ｲ)及び(ﾛ)を算定するための賃金額、所定労働時間数、所定労働日数について、(ｲ)については出向元事業所の、(ﾛ)については出向元事業所及び出向先事業所の、「就業規則」「賃金台帳」等の提出又は提示を求めて確認する。

ロ　算定調書の②(3)欄に記載された数値（上記イ(ﾊ)の値）が 0.85 以上 1.15 以下であるときは、出向労働者に対して出向期間中の労働日に通常支払われる賃金の額が、概ね出向前の労働日に通常支払われる賃金の額に相当する額であり 0304 ト(ﾊ)の要件を満たすとして差し支えない。

なお、当該数値が 1.15 を超える場合にあっては、事業所から事情を聴取し、ベースアップの実施等合理的な理由のある場合は上記と同様に取り扱って差し支えない。

0811　部分出向を行う場合の確認

部分出向を行う場合は、次のイ及びロを満たすことを確認する。

イ　出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行っていないことを、出向契約書、出勤簿、タイムカード等により確認すること。

ロ　支給対象期における１か月ごとの出向先で勤務日数が、出向元事業所において出向を行う前の１か月の所定労働日数の５分の１以上であることを、出向契約書、就業規則、賃金台帳等で確認すること。

なお、変形労働時間制を採用している場合は、協定届において１か月の所定労働日数が明記されている場合を除き、対象期間中の総労働日数を元に算出した月平均の所定労働日数を用いて判断すること。

0812　事業所の状況の再確認

0605 イ、ロ及びハにより確認した企業規模について、必要に応じて 0605 イ及びロよる確認をすること。当該支給申請以降は、再確認結果に基づき助成金の支給を行うこととする。

0813　支給限度日数等の確認

0403 イの但し書きにおける本助成金の出向労働者の雇用保険被保険者資格の取得又は喪失の有無については、各年度の初回申請時に支給申請書①(8)または②(7)欄により事業主が申告することとし、当該申告及び 0609 ロに基づき上限となる人数の算定を行うこと。

0814　補正

イ　「支給申請書」等の規定等と確認書類等に齟齬がある場合、必要に応じて補正を行わせる等の指導を行う。

ロ　適正に補正がなされない場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は１か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。

ハ　事業主が期限までに補正を行わない場合、第１共通要領の 0301 ハの要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る助成金は支給しない。

0900　支給決定

0901　支給決定通知

（令和８年10月22日）

イ　管轄労働局長は、事業主から提出された支給申請書の内容を審査し、助成金の支給・不支給を決定するものとする。

ロ　管轄労働局長は、支給・不支給を決定したときは、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）支給決定通知書」（様式第７号。以下「支給決定通知書」という。）により支給申請をした事業主に通知する。

ハ　管轄労働局長は、0702 ロにより保存した支給台帳への記入及び書類の保存を行うこと（0903）。

ニ　上記ハにより保存する文書は、助成金の支給事務を行ううえで、必要な記録を残すための重要な書類であるため、編綴、保存及び廃棄に当たっては、次の点を踏まえ紛失や誤廃棄することがないよう留意すること。

(ｲ) 文書の保存年限

助成金の支給に係る文書の保存年限は、支給決定日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年であること。

(ﾛ) 同一事業所について年度をまたいで支給している場合

誤って前年度の支給決定に係る文書と合わせて廃棄することの無いよう、インデックスを挿入する等により、年度の区分を明確にすること。

(ﾊ) 保存文書の廃棄

保存年限満了後であっても、内閣府より文書廃棄について同意を得られたことが確認できるまでは文書を廃棄してはならないこと。

(ﾆ) 保存文書の利用

業務上の必要により保存文書を利用する必要がある場合は、写しを利用することとし、原本は写しを取った後、速やかに元に戻すこと。

0902　出向先事業所を管轄する都道府県労働局長への連絡

管轄労働局長は、0901 により支給・不支給をしたときは、通知した支給決定通知書の写しを、出向先事業所を管轄する都道府県労働局長へ送付する。

0903　支給台帳への記入及び書類の保存

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その決定又は取消し後、支給台帳に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1000　返還等

1001　返還

イ　管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が次の(ｲ)から(ﾛ)のいずれかに該当する場合には、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）支給決定取消及び返還通知書」（様式第９号）により、当該事業主に対して、(ｲ)から(ﾛ)に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行うものとする。また、第１共通要領 0702 に定める不支給措置期間の通知は、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）不支給措置期間通知書」（様式第 10 号）により通知するものとする。

(ｲ) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合

支給した助成金の全部又は不正発生日を含む判定基礎期間以降の出向に対して支給した

助成金の全部の額及び必要に応じて当該事業主以外の事業主に支給した助成金の全部又は一部

(ﾛ) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

ロ　助成金の支給を受けた事業主が不正受給を行った場合、上記イ(ｲ)の返還額に加え、それぞれ当該支給を受けた日の翌日から納付の日まで、年３分の割合で算定した延滞金及び偽りその他不正の行為があった判定基礎期間に係る返還額の２割に相当する額（当該額に延滞金が発生する場合はその額を含む。）を支払う義務を負う。

1002　連帯債務

「第１共通要領」の 0802 の定めによる。

1100　附則

1101　公共職業安定所長への業務の委任

当分の間、管轄労働局長は、0502、0600、0702、0800 に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

1102　各種様式及び任意の様式の特例

助成金の事務に係る様式は、別添の様式のとおりとする。

ただし、次に掲げる様式については、支給審査等を妨げないものであって、かつ、所定の事項が記載されていれば、任意の様式を用いて差し支えない。

・様式第６号（２）

・様式第６号（３）

・様式第６号（４）

1103　施行期日

本要領は、令和８年 10 月 22 日から施行する。

なお、初回の計画届の提出日が令和９年１月 31 日までの間である場合は、0501 の規定にかかわらず、事前に届出のあったものとみなすことができるものとし、令和８年 10 月１日以降に開始された出向について、遡及して適用する。

1104　経過措置

一の出向元事業所において対象労働者の出向開始日が令和８年10月１日から令和９年１月31日までの計画届の提出については、0500の規定に関わらず令和９年１月31日までに提出することができることとする。

この場合、出向開始日の属する月と計画届の提出日の属する月が異なるときは、0301イ(ｲ)及び0301ロ(ﾊ)における「計画届の提出日の属する月」を「出向開始日の属する月」と読み替えること。

（令和８年10月22日）

６　地域雇用開発助成金

（１）　地域雇用開発コース

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第１項第５号並びに雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号。以下「雇保則」という。）第 111 条及び第 112 条の規定に基づく地域雇用開発助成金のうち、地域雇用開発コースの支給については、第１共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100　趣旨
　0101　趣旨
　0102　適用単位

0200　地域区分
　0201　同意雇用開発促進地域
　0202　過疎等雇用改善地域
　0203　特定有人国境離島等地域

0300　支給要件
　0301　支給対象事業主
　0302　設置・整備費用
　0303　除外費用
　0304　対象労働者
　0305　除外労働者
　0306　継続支給要件

0400　支給額
　0401　支給額
　0402　中小企業事業主
　0403　創業
　0404　個人事業の開始の日

0500　計画書の提出
　0501　計画書の提出
　0502　計画書の変更・取下げ
　0503　計画書の受理

0600　計画書の確認方法
　0601　雇用保険の適用の確認
　0602　設置・整備及び対象労働者の内容の確認
　0603　創業に該当することの確認
　0604　国の補助金等の受給の有無の確認
　0605　雇用調整助成金等に係る計画届の提出の有無の確認
　0606　地域雇用開発助成金の受給状況の確認
　0607　必要な書類の提出及び実地調査に応じることの確認
　0608　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

0700　支給申請（第１回）
　0701　完了届（第１回支給申請書）の提出
　0702　添付書類等
　0703　完了届（第１回支給申請書）の受理

0800　支給要件の確認（第１回）
　0801　設置・整備費用の確認
　0802　対象労働者の確認
　0803　除外労働者の確認
　0804　被保険者が増加していることの確認等
　0805　解雇等の有無の確認
　0806　特定受給資格者数の確認
　0807　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことによる勧告を受けていないことの確認
　0808　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認
　0809　第１共通要領上の支給要件等の確認

0900　支給決定（第１回）
　0901　支給決定に係る事務処理

1000　支給申請（第２回及び第３回）
　1001　第２回及び第３回支給申請書の提出
　1002　添付書類等
　1003　第２回及び第３回支給申請書の受理

1100　支給要件の確認（第２回及び第３回）
　1101　解雇等の有無の確認
　1102　特定受給資格者数の確認
　1103　対象労働者（補充者含む）の確認
　1104　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことによる勧告を受けていないことの確認

（Ｒ８．10~~４~~．22~~１~~）

1105　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認
1106　第１共通要領上の支給要件等の確認
1107　被保険者数の維持
1108　対象労働者数の維持
1109　対象労働者の定着

1200　支給決定（第２回及び第３回）
1201　支給決定に係る事務処理

1300　雇用調整を行う場合及び新たな計画書を提出する場合の手続
1301　雇用調整を行う場合の手続
1302　新たな計画書を提出する場合の手続

1400　地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域指定事業主に対する特例
1401　支給要件
1402　支給額
1403　計画書の提出
1404　計画書の確認方法
1405　支給申請（第１回）
1406　支給要件の確認（第１回）
1407　支給決定（第１回）
1408　支給申請（第２回及び第３回）
1409　支給要件の確認（第２回及び第３回）
1410　支給決定（第２回及び第３回）
1411　雇用調整を行う場合の手続及び新たな計画書を提出する場合の手続

1500　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施地域寄附事業主に対する特例
1501　支給要件
1502　支給額
1503　計画書の提出
1504　計画書の確認方法
1505　支給申請（第１回）
1506　支給要件の確認（第１回）
1507　支給決定（第１回）
1508　支給申請（第２回及び第３回）
1509　支給要件の確認（第２回及び第３回）
1510　支給決定（第２回及び第３回）
1511　雇用調整を行う場合の手続及び新たな計画書を提出する場合の手続

2300　雑則

1600　大規模雇用開発計画に係る特別措置
1601　大規模雇用開発計画に係る特別措置

1700　支給要件（大規模助成金）
1701　支給対象事業主
1702　設置・整備費用
1703　除外費用
1704　対象労働者
1705　除外労働者
1706　継続支給要件
1707　支給額

1800　大規模雇用開発計画
1801　大規模雇用開発計画の作成及び申請
1802　大規模雇用開発計画の内容
1803　大規模雇用開発計画策定協議会
1804　大規模雇用開発計画の認定
1805　大規模雇用開発計画の変更等
1806　大規模雇用開発計画推進連絡会議
1807　大規模雇用開発計画に対する実施状況の報告等
1808　大規模雇用開発計画の認定の取消し

1900　大規模助成金の支給申請（第１回）
1901　第１回支給申請書（大規模）の提出
1902　第１回支給申請書（大規模）の受理

2000　大規模助成金の支給決定（第１回）
2001　事業所の設置に要した費用の確認
2002　事業所の設置に伴い雇い入れた労働者の確認
2003　その他の支給要件の確認
2004　支給決定に係る~~かかる~~事務処理

2100　大規模助成金の支給申請・支給決定（第２回及び第３回）
2101　第２回及び第３回支給申請書（大規模）の提出
2102　第２回及び第３回支給申請書（大規模）の受理
2103　大規模助成金の支給決定（第２回及び第３回）

2200　不正受給対応

2301　返還に係る通知書の指定

2400　附則
2401　施行期日
2402　経過措置

0100　趣旨

0101　趣旨

地域雇用開発助成金は、雇用情勢が厳しい地域等において、雇用開発に取り組む事業主を支援するために、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成を行うものである。

地域雇用開発助成金は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（以下「地開金」という。）、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）（以下「沖縄助成金」という。）とする。

地開金における雇用情勢が厳しい地域等とは、0201 における同意雇用開発促進地域、0202 における過疎等雇用改善地域及び 0203 における特定有人国境離島等地域とする。

沖縄助成金における雇用情勢が厳しい地域とは、沖縄県とする。

0102　適用単位

地開金の支給（中小企業事業主の判定を除く。）は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。ただし、設置・整備又は雇入れに係る施設が事業所非該当施設（公共職業安定所長の承認を受けていない施設を含む。）である場合は適用しない。

0200　地域区分

0201　同意雇用開発促進地域

地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第７条に規定する同意雇用開発促進地域をいう。

0202　過疎等雇用改善地域

人口の減少等に伴い事業所の設置又は整備が特に困難となっていることにより雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって当該地域の人口動態等を考慮した場合に雇用機会を特に増大させる必要があると認められるものとして、雇保則第 112 条第２項第１号イ（２）に基づき厚生労働大臣が指定する地域をいう。

0203　特定有人国境離島等地域

雇保則第 112 条第２項第１号イ（３）に規定する特定有人国境離島地域等（奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第４条第１項に規定する小笠原諸島又は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第２条第２項に規定する特定有人国境離島地域）をいう。

0300　支給要件

0301　支給対象事業主

地開金の支給の対象となる者は、次のイからチのいずれにも該当する事業主とする。

イ　同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域において、計画日（0501 の計画書を都道府県労働局長に提出した日をいう。以下同じ。）から完了日（0701 の完了届（第１回支給申請書）を都道府県労働局長に提出した日（計画日から起算して 18 か月を経過する日までに当該完了届（第１回支給申請書）を提出していない場合は、計画日から起算して 18 か月を経過する日。）をいう。以下同じ。）までの間に、事業所の雇用拡大のために必要な事業の用に供する施設又は設備の設置・整備（その費用の合計額が 300 万円以上のものに限る。）を行う事業主であること。

ロ　イの設置・整備に伴い、0304 に定める対象労働者を、３人（創業の場合は２人）以上計画日から完了日までの間に雇い入れた事業主であること。

ハ　計画日の前日における当該地開金の支給に係る事業所の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）数から完了日における地開金の支給に係る事業所の被保険者数が３人（創業の場合は２人）以上増えている事業主であること。

ニ　第１回は計画日から完了日、第２回は完了日の翌日から完了日の１年後の日、第３回は完了日の１年後の日の翌日から完了日の２年後の日までの間（以下「支給要件判定期間」という。）

に、地開金の支給に係る事業所で雇用する被保険者を解雇（次に掲げるものを除く。）等事業主の都合で離職（以下「解雇等」という。）させていないこと。

(ｲ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（事業主からの申出（各支給対象期間の支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後１か月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）を含む。）

(ﾛ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

ホ　支給要件判定期間に、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第２項に規定する特定受給資格者であると認められた者の数が３人を超え、かつ、その数を当該支給要件判定期間の初日における地開金の支給に係る事業所の被保険者の数で除して得た値が６％を超えていないこと。

なお、次の(ｲ)から(ﾆ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者の数は除く。

(ｲ) 被保険者の責めに帰すべき理由による解雇等（0301 二(ｲ)の重責解雇に該当する離職を含む。）

(ﾛ) 被保険者の都合による退職

(ﾊ) 被保険者の死亡

(ﾆ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

ヘ　高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第 10 条第２項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けている場合及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第 10 条の３第２項に基づく勧告を受けている場合は、支給申請日までに是正していること。

ト　都道府県労働局が地開金を支給するために必要な書類の提出及び設置・整備に係る事業所（以下「設置・整備事業所」という。）に立ち入って行う実地調査に応じる事業主であること。

チ　地開金の支給に係る事業所において、地域の雇用構造の改善に資するものと認められない事業主でないこと。

0302　設置・整備費用

イ　設置・整備費用の算定対象となる施設又は設備とは、雇用拡大のために必要な事業の用に供する不動産（土地を除く。）又は動産をいう。

動産とは、機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機及び運搬器具等をいい、商品以外のものであれば減価償却資産であるか否かを問わず、原材料や消費財以外のものは設置・整備費用の算定対象とする。

原材料や消費財であるか否かの判断は、原則として、繰り返し使用されるものか否かによる。

ロ　設置・整備費用の算定対象はイの施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要したハの費用のうち、次の(ｲ)及び(ﾛ)のいずれにも該当する費用とする。

(ｲ) 計画日から完了日までの間に、工事又は購入の場合は引渡日が、賃借の場合は賃貸借期間の初日があること（契約締結日が計画日前のものを含む。）

(ﾛ) 計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用であること。

ハ　施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用は次の(ｲ)から(ﾊ)の費用をいう。

(ｲ) １契約が 20 万円以上の工事費用（建築工事費及びこれに付随する土地造成費、設計・監理費、基礎工事費、外構工事費、電気工事費、各種設備工事費、内装工事費及び工事管理費のほか建物の解体費を含む。なお、地開金を申請する事業主名義で不動産登記している部分に限る。）

(ﾛ) 次の a 又は b のいずれかに該当する購入費用（購入に伴う取付費用及び運搬費用等の諸費用を含める。）

a　不動産（土地を除く。）の購入であって、１契約あたりの購入費用として支払った金額が 20 万円以上のもの

b　動産の購入であって、１点あたりの購入費用として支払った金額が 20 万円以上のもの

(ﾊ) 次の a 又は b のいずれかに該当する c から d により算定した賃借費用（契約期間が１年以上であり、原則として、反復更新が見込まれるものに限る。）

a　不動産（土地を除く。）の賃借であって、１契約あたりの賃借費用（共益管理費を含む。）として支払った金額が 20 万円以上のもの（賃貸借契約をすることに伴い支払った敷金及び建設協力金、礼金並びに不動産仲介料は含めない。なお、賃貸借契約した不動産にかかる内装等の工事費用は算定対象に含める。）

b　動産の賃借（リース契約を含む。）であって、１点あたりの賃借費用として支払った金額が 20 万円以上のもの（賃借に伴う取付費用・運搬費用等の諸費用を含め、保守メンテナンス費用を除く。）

c　計画日から完了日の間に支払った金額が賃借の契約期間の１年分を超える場合は、１年分の金額を賃借費用の上限とする。

d　賃借の契約期間が１年を超えるもので、１年分の賃借費用が定められていない場合は、契約金額を契約年数で割って得た額を賃借費用とする。

ニ　前項にかかわらず、次の(ｲ)から(ﾆ)のいずれかに該当する費用は設置・整備費用の算定対象としない。

(ｲ) 完了日後に支払われる予定の費用

(ﾛ) 賃借費用のうち支払期日が到来していない費用

(ﾊ) 分割払いにより支払われた費用のうち手数料等（利子分は除く。）

(ﾆ) 小切手、手形又はクレジットカードにより支払われた費用のうち、決済を完了していない費用

0303　除外費用

イ　0302 にかかわらず、次の(ｲ)から(ﾜ)のいずれかに該当する費用は、原則として、設置・整備費用の算定対象としない。

(ｲ) 賃貸用の施設又は設備（賃借人の居所とならないものを除く。）の新設、増設、購入又は賃借に要した費用

なお、当該施設が雇用拡大のための部分を含む場合は、a 又は b のとおり取り扱う。

a　雇用拡大のための部分の費用と賃貸用の部分の費用が明確に分離できる場合は、雇用拡大のための部分の費用を設置・整備費用の算定対象に含める。

b　雇用拡大のための部分の費用とその他の部分の費用が明確に分離できない場合は、それぞれの床面積に応じて按分して算定するものとする。

(ﾛ) 国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む。以下「補助金等」という。）の交付又は交付決定を受けている施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用のうち補助金等の交付額

(ﾊ) 地方自治法第 244 条第１項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行う場合、公の施設の増設又は賃借、若しくは公の施設に設置する設備の新設、購入又は賃借に要した費用

(ﾆ) 個人自宅等と一体となっている施設（申請事業主又は（表－１）の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手が所有する建物の一部に、建物所有者や（表－１）の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手の自宅又は倉庫（非事業用施設）がある場合をいう。）又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用

(ﾎ) 雇用拡大を伴わない施設の建て替え又は設備の交換に要した費用

(ﾍ) 既存設備の移設に要した費用

(ﾄ) 従業員のための福利厚生用の施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借（ただし、従業員のための福利厚生用の施設又は設備が雇用拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生用の施設又は設備に要した費用の占める割合が一体となって設置・整備された費用の３分の１（過疎等雇用改善地域及び特定有人国境離島等地域内の事業所にあっては２分の１。以下同じ。）以下であれば、設置・整備費用の算定対象に含める。）に要した費用

(ﾁ) 無形固定資産（工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）、専用権（電話加入権、側線専用権等）、借地権（地上権を含む）、営業権及びソフトウェアなどの権利）の取得に要した費用

(ﾘ) 消費税以外の税金及び保険料等の費用（リース料に含まれるものを除く。）

(ﾇ) 駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用（ただし、設置・整備費用に車両が認められた場合は当該車両のための駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用を除く。）

(ﾙ) 光熱水料及び発電用の施設・設備の設置に要した費用

(ｦ) 不動産登記の手数料

(ﾜ) フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費、保証金

ロ　0302にかかわらず、次の(ｲ)から(ﾊ)のいずれかに該当する場合は設置・整備費用の算定対象としない。

(ｲ) 設置・整備事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が当該設置・整備事業所に立ち入って行う実地調査において、その存在が確認できない場合

(ﾛ) 計画日から完了日までの間に解約又は売却等を行ったため、完了日において要件を満たさないこととなった場合

(ﾊ) 地域の雇用構造の改善に資すると認められないと管轄労働局長が判断した場合

ハ　0302 にかかわらず、（表－１）の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引により支払った費用は設置・整備費用の算定対象としない。

（表－１）

支給対象事業主	支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手
法人（法人形態の事業体のすべてをいう。以下同じ。）	①　当該法人の代表者
	②　当該法人の代表者が代表者の法人
	③　当該法人の代表者の配偶者
	④　当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人
	⑤　当該法人の代表者の３親等以内の親族（民法第 725 条に定める親族をいう。以下同じ。）
	⑥　当該法人の代表者の３親等以内の親族が代表者の法人
	⑦　当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員（以下「取締役等」という。）
	⑧　当該法人の取締役等が代表者の法人
	⑨　計画日の前日から起算して１年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係等にあった法人又は個人事業主
	⑩　当該法人の親会社、子会社及び関連会社
個人事業主	⑪　当該個人事業主
	⑫　当該個人事業主が代表者の法人
	⑬　当該個人事業主の配偶者
	⑭　当該個人事業主の配偶者が代表者の法人

	⑮　当該個人事業主の３親等以内の親族
	⑯　当該個人事業主の３親等以内の親族が代表者の法人
	⑰　計画日の前日から起算して１年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該個人事業主と雇用関係等にあった法人又は個人事業主
	⑱　当該個人事業主の関連事業主

0304　対象労働者

対象労働者とは次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。

イ　同意雇用開発促進地域においては、次の(ｲ)から(ﾊ)のいずれにも該当する者であること。

(ｲ)　雇入れ当初より、一般被保険者等（雇用保険法第 60 条の２第１項第１号に定める一般被保険者、又は雇用保険法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）として雇い入れられ、設置・整備事業所において継続して雇用すること（対象労働者の年齢が原則として 65 歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該労働者の雇用期間が完了日から２年後の日以降まであることをいう。以下同じ。）が確実であると認められる者

(ﾛ)　公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸局監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）（以下「公共職業安定所等」という。）又は適正な運用を期すことのできる特定地方公共団体若しくは有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者（以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。）（「雇用安定事業の実施等について」別添２「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成 25 年 5 月 16 日付け職発 0516 第 19 号・能発 0516 第 4 号・雇児発 0516 第 9 号）によるものをいう。以下同じ。）の紹介により計画日から完了日までの間に雇い入れられた者

(ﾊ)　設置・整備事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に雇入れ日時点で居住する求職者（以下「地域求職者」という。）

ロ　過疎等雇用改善地域においては、次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者であること。

(ｲ)　イの(ｲ)及び(ﾛ)のいずれにも該当し、設置・整備事業所の所在する過疎等雇用改善地域の管轄公共職業安定所管内に雇入れ日時点で居住する求職者（以下「過疎等雇用改善地域求職者」という。）又は当該設置・整備事業所に就職するため当該過疎等雇用改善地域の管轄公共職業安定所管外から当該過疎等雇用改善地域の管轄公共職業安定所管内へ完了日までに住所を移転する求職者（以下「過疎等雇用改善地域移転求職者」という。）

(ﾛ)　次の a 及び b のいずれにも該当し、設置・整備事業所において行われる事業に従事させるため、当該設置・整備事業所を有する事業主の他の事業所、又は当該設置・整備事業所を有する事業主と親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主の過疎等雇用改善地域以外の事業所から配置転換等により計画日から完了日までの間に当該設置・整備事業所に転任させる一般被保険者等（以下「過疎等雇用改善地域転任者」という。）

a 助成金支給終了後も設置・整備事業所において引き続き雇用することが見込まれる者

b 当該転任の日まで当該企業において６か月以上継続して雇用されている者

ハ　特定有人国境離島等地域においては、次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者であること。

(ｲ)　イの(ｲ)及び(ﾛ)のいずれにも該当し、設置・整備事業所の所在する特定有人国境離島等地域の管轄公共職業安定所管内に雇入れ日時点で居住する求職者（以下「特定有人国境離島等地域求職者」という。）又は当該設置・整備事業所に就職するため当該特定有人国境離島等地域の管轄公共職業安定所管外から当該特定有人国境離島等地域の管轄公共職業安定所管内へ完了日までに住所を移転する求職者（以下「特定有人国境離島等地域移転求職者」という。）

(ﾛ) 次の a 及び b のいずれにも該当し、設置・整備事業所において行われる事業に従事させるため、当該設置・整備事業所を有する事業主の他の事業所、又は当該設置・整備事業所を有する事業主と親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主の特定有人国境離島等地域以外の事業所から配置転換等により計画日から完了日までの間に当該設置・整備事業所に転任させる一般被保険者等（以下「特定有人国境離島等地域転任者」という。）

a 助成金支給終了後も設置・整備事業所において引き続き雇用することが見込まれる者

b 当該転任の日まで当該企業において６か月以上継続して雇用されている者

ニ　設置・整備事業所の所在地が同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域のうち複数にあたる場合は、0501 の計画書の提出時に選択したイからハのいずれかに該当する者のみを対象労働者とすること。

0305　除外労働者

0304 にかかわらず、次のイからリのいずれかに該当する場合（過疎等雇用改善地域転任者及び特定有人国境離島等地域転任者を除く。）は対象労働者に含まない。

イ　公共職業安定所等の紹介以前に、雇入れに向けた選考を開始していた者を雇い入れる場合

ロ　対象労働者の雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合

ハ　対象労働者の雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 18 条第５号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練をいう。以下同じ。）（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合

ニ　対象労働者の雇入れ日の前日から起算して１年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該者を雇用していた事業主と次の(ｲ)又は（ﾛ）のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合（有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該有料・無料職業紹介事業者等と密接な関係にある関連事業所の事業主が雇い入れる場合を含む。）

(ｲ) 雇入れ日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。

(ﾛ) 取締役会の構成員について、代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）が同一人物であること、又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

ホ　公共職業安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合

ヘ　0301 ニの支給要件判定期間に 0304 の対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合（支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）

ト　法人の代表者又は個人事業主と３親等以内の親族を雇い入れる場合

チ　対象労働者の数の３分の１を超えて雇い入れられる新規学校卒業者（次の(ｲ)から（ﾆ）のいずれかに該当する者（「定時制の課程」若しくは「通信制の課程」に在学する者又はこれらの課程を卒業した者を除く。）以下同じ。）である場合

(ｲ) 新規中学校卒業者

中学校卒業予定者、義務教育学校卒業予定者及び中等教育学校前期課程修了予定者並びに中学校卒業者、義務教育学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者をいう。

なお、卒業後３か月間は新規学校卒業者として取り扱うものとする。

(ﾛ) 新規高等学校卒業者

高等学校又は中等教育学校の卒業予定者及び卒業者をいう。

なお、卒業後３か月間は新規学校卒業者として取り扱うものとする。

(ﾊ) 新規大学等卒業者

大学、高等専門学校、専修学校又は公共職業能力開発施設等の行う普通課程の普通職業訓練（高等学校卒業者等を対象とする２年以上のものに限る。）、総合課程、専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練若しくは指導員養成課程（訓練技法習得コース及び訓練技法・技能等習得コースに限る。）若しくは高度養成課程（専門課程担当者養成コースを除く。）の指導員訓練の卒業予定者及び修了予定者並びに卒業者及び修了者をいう。

なお、卒業月の月末までは新規学卒者として取り扱うものとする。

(ﾆ) 特別支援学校卒業者

特別支援学校の卒業予定者及び卒業者をいう。

リ　0303 ｲ(ﾊ)の公の施設の管理を行うために雇い入れられる者である場合

0306　継続支給要件

第２回及び第３回の支給申請に係る支給要件（以下「継続支給要件」という。）は、次のイからニのとおりとする。なお、第２回に継続支給要件を欠いた場合は、第３回についても地開金を支給しない。

イ　被保険者数の維持

完了日における地開金の支給に係る事業所の被保険者数を、第２回又は第３回の支給基準日（第２回は完了日の１年後の日、第３回は完了日の２年後の日をいう。以下同じ。）における当該事業所の被保険者数が下回る場合、当該支給基準日に係る地開金を支給しない。

ロ　解雇等の未実施

支給要件判定期間に、地開金の支給に係る事業所で雇用する被保険者を解雇等（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇（0301 ニ(ｲ)の重責解雇に該当する離職を含む。）を除く。以下同じ。）させていないこと。

ハ　対象労働者数の維持

完了日における対象労働者数を、第２回又は第３回の支給基準日における対象労働者数が下回る場合、当該支給基準日に係る地開金を支給しない。

ただし、完了日から第２回又は第３回支給基準日までの間に、対象労働者が地開金の支給に係る事業所で就業しなくなった（解雇等によるものを除く。）場合、(ｲ)の方法により、当該就業しなくなった者（以下「被補充者」という。）に相当する対象労働者（以下「補充者」という。）を雇い入れていれば支給する。

(ｲ) 補充者の雇入れの方法

a　被補充者の就業しなくなった日の翌日（雇用保険被保険者資格の喪失日。以下同じ。）から起算して４か月を経過する日までの間に補充者を雇い入れること。

b　被補充者が就業しなくなることが予定されている場合は、被補充者の就業しなくなる日から起算して１か月前の日以降であれば補充者の雇入れを行うことができる。

c　既に対象労働者の要件を満たしていた者を補充者として扱えないこと。

d　過疎等雇用改善地域移転求職者又は特定有人国境離島等地域移転求職者を補充者とする場合は、a 又は b に定める期間に移転する者であることとし、0304 ロ（イ）及びハ（イ）の「完了日」を「雇入れ日」と読み替えること。

e　過疎等雇用改善地域転任者又は特定有人国境離島等地域転任者を補充者とする場合は、a 又は b に定める期間に当該事業所に転任させること。

(ﾛ) 補充者

（表－２）の被補充者の欄に掲げる者に応じて、それぞれ補充者の欄に掲げる者とする。

（表－２）

被補充者	補充者
地域求職者	・地域求職者
過疎等雇用改善地域求職者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・過疎等雇用改善地域移転求職者
過疎等雇用改善地域移転求職者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・過疎等雇用改善地域移転求職者
過疎等雇用改善地域転任者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・過疎等雇用改善地域移転求職者 ・過疎等雇用改善地域転任者
特定有人国境離島等地域求職者	・特定有人国境離島等地域求職者 ・特定有人国境離島等地域移転求職者
特定有人国境離島等地域移転求職者	・特定有人国境離島等地域求職者 ・特定有人国境離島等地域移転求職者
特定有人国境離島等地域転任者	・特定有人国境離島等地域求職者 ・特定有人国境離島等地域移転求職者 ・特定有人国境離島等地域転任者

※　計画日時点もしくは雇入れ日時点における同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域で判定をする。

ニ　対象労働者の定着

完了日時点の対象労働者及び補充者のうち、第２回又は第３回の支給基準日までの間において就業しなくなった者の人数が、完了日時点の対象労働者の数の２分の１を超え、かつ、４人以上となった場合は、補充者の雇入れにより対象労働者数を維持していたとしても、当該支給基準日に係る地開金を支給しない。

0400　支給額

0401　支給額

イ　地開金は、0301 の支給対象事業主のうち、事業所の設置・整備（0302 の設置・整備費用が 300 万円以上）に伴い雇い入れた 0304 の対象労働者の人数が３人（創業の場合にあっては、２人）以上であるものに対して、事業所の設置・整備費用及び対象労働者の数に応じて、（表－３）に定める額を１年ごとに３回支給するものとする。

ロ　中小企業事業主の場合は、第１回目の支給時に１回目の支給額の２分の１を上乗せして支給する。

ハ　創業の場合は、第１回目の支給時に（表－３）の括弧内の金額を支給し、２回目以降の支給時は（表－３）に括弧外の金額を支給する。（例：創業に該当する計画かつ設置・整備費用が 300 万円、対象労働者の数が３人の計画においては、１回目は 100 万円、２回目以降 50 万円を支給する。）

ニ　計画日の前日と比較した完了日時点の被保険者の増加人数が、計画日から完了日までの間に雇い入れられた対象労働者の要件を満たす者の数よりも少ない場合は、計画日の前日と比較した完了日時点の被保険者の増加人数を対象労働者の数とする。

ホ　フランチャイズ本部直営店を買い取り、フランチャイズ加盟店として事業所の設置・整備を行う場合は、ニの「計画日の前日」を「直営店廃止日の３か月前の日」と読み替えること。

（表－３）

設置・整備費用	対象労働者の数			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 （100万円）	80万円 （160万円）	150万円 （300万円）	300万円 （600万円）
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 （120万円）	100万円 （200万円）	200万円 （400万円）	400万円 （800万円）
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 （180万円）	150万円 （300万円）	300万円 （600万円）	600万円 （1,200万円）
5,000万円以上	120万円 （240万円）	200万円 （400万円）	400万円 （800万円）	800万円 （1,600万円）

※（ ）内は創業の場合のみ適用

0402　中小企業事業主

完了日時点で第１共通要領 0202 に定める中小企業事業主は、0401 における中小企業事業主として取り扱う。

また、確認については第１共通要領 0502 に定める方法で行うこと。

0403　創業

次のイからチのいずれにも該当する事業主は、0401 における創業の要件を満たす事業主として取り扱う。

イ　新たに法人の設立又は個人事業を開業し、雇用保険適用事業所設置年月日が完了日以前となっている事業主であること。

ロ　完了日時点において第１共通要領 0202 に定める中小企業事業主であること。

ハ　法人の設立日又は個人事業の開業をした日（以下「創業基準日」という。）の前日から起算して２か月前の日から、創業基準日から起算して２か月を経過する日までの間に 0501 の計画書を提出する事業主であること。

ニ　資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと。

ホ　当該法人の代表者又は個人事業主が、創業基準日から過去３年以内に法人の代表者又は個人事業主であった者でないこと。

ヘ　当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が他の事業主の取締役会その他これに準ずる機関の構成員でないこと、又は取締役会その他これに準ずる機関の構成員であった者でないこと。

ト　次のいずれかに該当し営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人又は開業された個人事業であると判断されないこと。

(ｲ) 屋号が同一であること

(ﾛ) 取引先（顧客を含む。）が引き継がれていること

(ﾊ) 商品・メニュー等が同一であること

(ﾆ) 労働者が引き継がれていること

チ　創業基準日から、当該法人の代表者又は個人事業主が専ら当該法人等の業務に従事するものであること。収入の多寡に関わらず、他の業務に従事している場合（名義の使用のみの場合を含む。）は専ら従事していないこととする。

0404　個人事業の開始の日

個人事業の開業の場合、創業基準日は、開業のあった日又は雇用保険の適用事業主となった日の

いずれか早い方であり、税務署に開業届を届け出ているものに限る。

0500　計画書の提出

0501　計画書の提出

イ　地開金の支給を受けようとする事業主は、管轄労働局長に対して、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書（地様式第１号）」（電子申請の場合はハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）（以下「雇用関係助成金ポータル」という。）における計画届とする。）（以下「計画書」という。）を提出しなければならない。なお、同意雇用開発促進地域であれば同意期間、過疎等雇用改善地域であれば指定期間内に計画書を管轄労働局長へ提出しなければならない。

事業主は計画書を提出する場合、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域のいずれかの地域区分を選択しなければならない。

ロ　事業主が新たに企業を設立して、事業所の設置・整備及び雇入れを行おうとする場合には、当該企業設立前に発起人その他事業主に相当する者が計画書を提出することができるものとする。ただし、雇用保険適用事業所設置年月日は完了日以前でなければならない。

ハ　計画書を提出する事業主は、次の(ｲ)から(ﾎ)の計画書の認定・不認定に係る審査に必要な書類等を管轄労働局の求めに応じ提出しなければならない。

(ｲ) 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）事業所状況等申立書（地様式第 12 号）（以下「事業所状況等申立書」という。）（電子申請の場合を除く。）

(ﾛ) 事業所の事業概要がわかるもの（パンフレット、組織図等）（新規法人設立又は新規事業所設置の場合を除く。）

(ﾊ) （創業による追加助成を申請する事業主の場合）申請事業主の「職歴書（創業）＜法人の代表者・個人事業主＞（地様式第３号）」（以下「職歴書」という。）

(ﾆ) （国の補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所の場合）当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）（写）

(ﾎ) (ｲ)から(ﾆ)以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

ニ　創業による追加助成を申請する事業主は、創業基準日の前日から起算して２か月前の日から、創業基準日から起算して２か月を経過する日までの間に、計画書を提出する際に創業の確認のための書類等をあわせて提出しなければならない。

ホ　天災その他やむを得ない理由により、提出期間内に計画書を提出しなかった場合は、当該理由のやんだ後１か月以内にその理由を記した書面を添えて提出することができる。（本助成金において、他の提出書類についても同様の取り扱いとする。）

0502　計画書の変更・取下げ

イ　計画書の内容を次の(ｲ)から(ﾍ)のいずれかに該当する変更をする場合は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書変更届（地様式第４号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける変更届とする。）（以下「変更届」という。）を完了予定日の前日までに管轄労働局長に提出しなければならない。

(ｲ) 法人の合併があった場合

(ﾛ) 法人形態、法人名又は事業所名を変更した場合（新規法人設立又は新規事業所設置の場合を除く。）

(ﾊ) 法人の代表者に変更があった場合

(ﾆ) 申請事業主の住所又は事業所の所在地に変更があった場合

(ﾎ) 完了予定日を計画日から 18 か月を経過した日以降に変更する場合

ただし、計画日についても、当該変更届の完了予定日の 18 か月前の日の翌日から当該変更届の提出日までの間の任意の日（変更前の計画日以後の日に限る。）を事業主が選択し、変更

しなければならない。

(ﾍ) (ｲ)から(ﾎ)以外で管轄労働局長が変更届を提出する必要があると認めた場合（不正受給防止の観点から、原則として提出後の事業主都合による変更は認めないこと）

ロ　計画書の内容を次の(ｲ)から(ﾍ)のいずれかに該当する変更をする場合は、既に提出済みの計画書を取下げ、新たに計画書を管轄労働局長に提出しなければならない（新たな計画書を提出した日に計画日も変更がなされる。）。

(ｲ) 0501 により選択した地域区分を変更する場合

(ﾛ) 法人の分割があった場合

(ﾊ) 事業所の分割又は統合があった場合

(ﾆ) 完了予定日を再度変更する場合

(ﾎ) 創業の追加助成を申請する事業主が計画書にて申告した創業基準日が計画日から起算して２か月を超えたために変更する場合

(ﾍ) (ｲ)から(ﾎ)以外で管轄労働局長が計画書の再提出をする必要があると認めた場合

ハ　管轄労働局長は、記入事項について確認を行った後、変更届を認定した旨を「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書変更届認定通知書（地様式第５号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される認定通知書とする。）により事業主に通知する。

ニ　計画書は、完了予定日の前日まで取り下げることができる。

計画書の取下げは、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書取下げ届（地様式第６号）」（以下「計画書取下げ届」という。）により行う。

管轄労働局長は、取り下げる理由について確認を行った後、計画書取下げ届を認定した旨を「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書取下げ届認定通知書（地様式第７号）」により事業主に通知する。

なお、事業主が雇用関係助成金ポータルにより計画書を提出していた場合は、計画書取下げ届の提出ではなく雇用関係助成金ポータルのシステム画面から処理を行う。

0503　計画書の認定

イ　管轄労働局長は、計画書の提出時点で完了日において支給対象事業主の要件を満たさないことが明らかである事業主でないことを 0601 から 0608 までに掲げる事項で確認を行う。

ロ　当該事項について支給対象事業主の要件に該当すると判断した場合は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書認定・不認定通知書（地様式第２号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される認定通知書とする。）（以下「計画書認定・不認定通知書」という。）により計画を認定した旨を事業主に通知する。

ハ　当該事項について支給対象事業主の要件に該当しないと判断した場合は、計画を認定できない旨をその理由とともに計画書認定・不認定通知書により事業主に通知する。

ニ　計画書の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める（電子申請における修正指示を含む。）。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は１か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、第１共通要領の 0301 ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画書に係る助成金は支給しない。

0600　計画書の確認方法

0601　雇用保険の適用の確認

イ　設立中の会社等の取扱い

設立中の会社、計画書提出時点では被保険者が０人である事業所又は新設の事業所に係る計画書を認定する場合は、雇用保険に係る保険関係が成立すると同時に雇用保険適用事業所設置届を提出するよう事業主に指導すること。

ただし、当該事業所設置年月日は完了日以前でなければならない。

ロ　暫定任意適用事業の取扱い

暫定任意適用事業の事業主から計画書の提出があった場合は、暫定任意適用事業の事業主に任意加入の認可があった後又は暫定任意適用事業が適用事業になった後に雇い入れた者のみが助成金の対象となることを事業主に指導すること。

ハ　雇用保険の適用事業所となっていない事業所の取扱い

イ又はロ以外の事業所であって、雇用保険の適用事業所になっていない事業所に係る計画書は認定しない。

ただし、計画書の提出とともに当該事業所が適用事業所となるように手続をとったものは認定することとするので、その旨を事業主に説明し、雇用保険適用部門と連携を図ること。

0602　設置・整備及び対象労働者の内容の確認

当該設置・整備費用が 300 万円未満のものは計画書を認定しないこと。また、当該設置・整備に係る事業の内容が、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域の雇用構造の改善に資すると認められない場合は計画書を認定しないこと。

なお、計画書を提出する日以前に、事業主が管轄労働局長に提出した 0701 の完了届（第１回支給申請書）又は 1901 の第１回支給申請書（大規模）に係る設置・整備費用又は対象労働者と同一の設置・整備費用又は対象労働者が含まれている場合は計画書を認定しないこと。

0603　創業に該当することの確認

管轄労働局長は、計画書の提出時点で完了日において 0403 の創業の要件を満たさない事業主でないことを計画書等により確認を行うこと。

0604　国の補助金等の受給の有無の確認

事業所状況等申立書（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請書。以下0605、0606、0607、0608、0808 及び 1105 にて同じ。）により、補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所であるかどうかについて確認をする。補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所については、当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）（写）を提出させ、当該補助金等の補助対象となっている施設又は設備及び補助金等の交付額を確認すること。当該施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用から補助金等の交付額を除いた費用を地開金の算定対象として認めるものとする。

0605　雇用調整助成金等に係る計画届の提出の有無の確認

事業所状況等申立書により、事業主が当該設置・整備事業所について、既に雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）に係る計画届（ただし、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）に係る出向先事業所の計画は除く。以下同じ。）を提出しているかどうかについて確認をする。雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）に係る計画届を提出している場合は、当該計画届に係る休業等が終了し、又は支給対象期間が経過しているかを確認し、当該休業等が終了し又は支給対象期間が経過していないことが判明した場合は、地開金に係る計画書は認定しないこと。

雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）に係る計画届を取り下げれば、その後は地開金に係る計画書を認定することができること。

0606　地域雇用開発助成金の受給状況の確認

事業所状況等申立書により、事業主が当該設置・整備事業所について、既に地開金の支給を受けるための計画書を提出している又は地開金の支給を受けている最中である場合は、新たな計画書は認定しないこと。

（Ｒ８.10~~4~~.22~~1~~）

0607　必要な書類の提出及び実地調査に応じることの確認

労働局が地開金を支給するために必要な書類の提出及び設置・整備事業所に立ち入って行う実地調査に応じる事業主であることを、事業所状況等申立書により確認する。事業主が必要な書類の提出及び実地調査に応じないという場合は、計画書を認定しないこと。

0608　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

事業所状況等申立書等により、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域の雇用構造の改善に資すると認められない場合（社会保険の加入の要件を満たしているのに未加入である等、労働者の雇用環境が良好であるとは言えない事業所）は計画書を認定しないこと。

0700　支給申請（第１回）

0701　完了届（第１回支給申請書）の提出

イ　地開金の支給を受けようとする事業主は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）完了届（第１回支給申請書）（地様式第８号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける完了届兼支給申請とする。）（以下「完了届（第１回支給申請書）」という。）を計画日から起算して 18 か月を経過する日までに管轄労働局長に提出しなければならない。この場合、完了届（第１回支給申請書）の提出日を完了日とする。

ロ　計画日から起算して 18 か月を経過する日までに完了届（第１回支給申請書）の提出がない場合は、当該 18 か月を経過する日の翌日から起算して２か月を経過する日までに完了届（第１回支給申請書）を提出しなければならない。ただし、完了日は当該 18 か月を経過する日とする。なお、この期間に完了届（第１回支給申請書）の提出がない場合は、当該計画書は失効する。

0702　添付書類等

完了届（第１回支給申請書）を提出する事業主は、次のイからリの支給・不支給の決定に係る審査に必要な書類等を提出しなければならない。

イ　事業所状況等申立書（電子申請の場合を除く。）

ロ　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）（電子申請の場合を除く。）

ハ　対象労働者の確認のための書類等

(ｲ)　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者申告書（地様式第 13 号）（以下「対象労働者申告書」という。）（電子申請の場合を除く。）

(ﾛ)　対象労働者の氏名及び雇入れ時点の住所（過疎等雇用改善地域移転求職者又は特定有人国境離島等地域移転求職者の場合は就職前後の住所）が確認できるもの（以下「住民票（写）等」という。以下同じ。）（過疎等雇用改善地域転任者及び特定有人国境離島等地域転任者を除く。）

(ﾊ)　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者雇用状況等申立書（地様式第 14 号）（以下「対象労働者雇用状況等申立書」という。）（電子申請の場合は対象労働者雇用状況等申立書に加えて「対象労働者一覧」も提出する。）

(ﾆ)　雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（船員法第 32 条の規定により船員に対して明示しなければならない書類を含む。）（写）

(ﾎ)　対象労働者の支給要件判定期間に属する月の賃金台帳（写）

(ﾍ)　対象労働者の支給要件判定期間に属する月の出勤簿等（写）

(ﾄ)　（有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合）有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書

ニ　設置・整備費用の確認のための書類等

(ｲ)　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）設置・整備費用申告書（地様式第 16 号）（以下「設置・整備費用申告書」という。）

(ﾛ) 見積書（写）、請求書（写）、総勘定元帳（該当部分の写し）、預金通帳（該当部分の写し）又は現金出納簿（該当部分の写し）のうち対象経費のための支出であることが確認できる書類

(ﾊ) （振込による支払いの場合）金融機関の振込明細書（写）。ただし、インターネットバンキングによる振込の場合、預金通帳の該当部分の写し

(ﾆ) （振込以外による支払いの場合）領収証（写）

(ﾎ) （不動産の工事又は購入をした場合）請負契約書（写）、図面及び引渡書（写）

当該不動産に 0303 除外費用イ(ｲ)に定める賃貸用の施設又はイ（ﾄ）に定める福利厚生施設を含む場合、雇用拡大のための部分を明記したものに限る。

(ﾍ) （動産の購入をした場合）売買契約書（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）（写）

(ﾄ) （不動産の賃借をした場合）賃貸借契約書（写）

(ﾁ) （動産の賃借（リースを含む。）をした場合）賃貸借（リースを含む。）契約書（写）

(ﾘ) （購入又は賃借に係る取付費用又は運搬費用が別途支払われた場合）取付け又は運搬に係る納品書（写）

ホ （中小企業事業主に対する追加助成を申請する事業主である場合）中小企業事業主の確認のための書類等

企業全体の常時雇用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）事業所状況等申立書（地様式第 12 号）（電子申請の場合を除く。）

ヘ （創業による追加助成を申請する事業主の場合）創業の確認のための書類等

(ｲ)（個人事業の開業の場合）開業届（所轄税務署に受け付けられたことがわかるものに限る。）（写）

(ﾛ)（計画書提出後から変更がある場合）職歴書

ト （フランチャイズ本部の直営店を買い取りフランチャイズ加盟店として事業所の設置・整備を行う事業主の場合）直営店廃止日の３か月前の被保険者数を確認するための書類（フランチャイズ本部が作成した被保険者数の申立書等）

チ （国の補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所の場合）当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）（写）

リ イからチ以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

0703 完了届（第１回支給申請書）の受理

管轄労働局長は、0701 により完了届（第１回支給申請書）及び添付書類等が提出された場合は、事業所の所在地、添付書類等の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。完了届（第１回支給申請書）及び添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は第１共通要領 0402 ホに準じて取り扱うことができる。この場合において、第１共通要領 0402 ホの「支給申請期間末日」とは、完了日の翌日から起算して２か月を経過した日をいう。（不正受給防止の観点から、原則として提出後の事業主都合による完了届（第１回支給申請書）及び添付書類の変更・差し替えは認めないこと。）

0800 支給要件の確認（第１回）

0801 設置・整備費用の確認

申告された設置・整備費用については、必要に応じ、総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳等の帳簿類、領収書等の原本を持参させるとともに、法人ベース・レジストリ（デジタル庁が運営する、商業法人登記情報を閲覧することができるサービスをいう。以下同じ。）及び登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。な

お当該システムは令和８年中に廃止予定。以下同じ。）により確認すること。

また、申告されたものが実際に設置・整備され、当該事業所の雇用拡大のために必要な事業の用に供しているか否かについては、原則、事業所の実地調査により確認すること。

なお、0303イ（ト）のとおり、福利厚生施設又は設備の設置・整備に要した費用の占める割合が一体となって設置・整備された費用の３分の１以下の場合、福利厚生施設も算定対象とできるが、その判定は、床面積に応じて按分した工事費用又は賃貸費用に付帯する動産を加えた費用で行うこと。

0802　対象労働者の確認

イ　地域求職者、過疎等雇用改善地域求職者及び特定有人国境離島等地域求職者並びに過疎等雇用改善地域移転求職者及び特定有人国境離島等地域移転求職者の確認

(ｲ) 雇入れ日の確認

雇用保険の被保険者資格を取得した日が、当該事業所に係る計画日から完了日までの間にあることを、対象労働者雇用状況等申立書に記入された労働者ごとに、雇用保険データを用いて確認すること。

(ﾛ) 公共職業安定所等の紹介により雇い入れられた者であることの確認

a　公共職業安定所の紹介により雇い入れられた者である場合は、職業紹介データを用いて内容を確認すること。

b　地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇い入れられた者である場合、職業紹介証明書等により確認をすること。

(ﾊ) 就業場所の確認

主たる就業場所が当該設置・整備事業所であるか否かは、求人票、出勤簿等又は対象労働者雇用状況等申立書により確認をすること。

(ﾆ) 地域求職者等の確認

地域求職者、過疎等雇用改善地域求職者又は特定有人国境離島等地域求職者に該当するか否かは、雇入れ日における住所を住民票（写）等により確認すること。

(ﾎ) 移転求職者の確認

過疎等雇用改善地域移転求職者又は特定有人国境離島等地域移転求職者に該当するか否かは、住民票（写）等を用いて就職前後の住所を確認すること。

(ﾍ) 継続して雇用することが確実であることの確認

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）及び対象労働者雇用状況等申立書により無期雇用契約又は無期雇用契約と同視できる有期雇用契約であることを確認すること。

なお、無期雇用契約と同視できる有期雇用契約とは、次のａ及びｂのいずれも満たしているものをいう。

a　本人が希望すれば、対象労働者の年齢が原則として 65 歳以上に達するまで契約更新ができること。

b　当該雇用契約の更新等により完了日から２年後の日以降まで雇用されるものであること。

ロ　地域転任者の確認

過疎等雇用改善地域転任者又は特定有人国境離島等地域転任者に該当するか否かは、対象労働者申告書、対象労働者雇用状況等申立書及び雇用保険データを用いて、当該事業所を有する企業の他の事業所に転任の日までに６か月以上継続して雇用されていること、及び当該転任の日が計画日から完了日までの間にあることを確認すること。

0803　除外労働者の確認

イ　公共職業安定所等の紹介以前に雇入れに向けた選考を開始していなかったことの確認

対象労働者雇用状況等申立書により事業主から雇入れに向けた選考を開始していなかったことについて申立を行わせるとともに、公共職業安定所等と連携し職業紹介データ等により確認する。

その上で、必要に応じて、事業主及び対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

ロ　対象労働者の雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主の事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

その上で、出勤簿等、労働者名簿、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類等又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

ハ　対象労働者の雇入れ日の前日から起算して３年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

ニ　対象労働者の雇入れ日の前日から起算して１年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係がある事業主が雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書若しくは法人の設立に必要な書類等の管轄労働局長が必要と認める書類等、雇用保険データ、事業主からの事情聴取によるほか、法人ベース・レジストリ及び登記情報連携システムにより確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

ホ　公共職業安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合でないことの確認

公共職業安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合には、必要な調査を行うこととする。対象労働者雇用状況等申立書の対象労働者確認欄から判断し必要なものについて、申出内容を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な証拠の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

労働条件が労働関係法令に違反するものであると確認された場合、当該労働者は対象労働者から除外する。

ヘ　0301 ニの支給要件判定期間に 0304 の対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合でないことの確認

支給申請に併せて提出される賃金台帳等（その写しを含む。）により、支給申請時点において 0304 の対象労働者の賃金（0301 ニの支給要件判定期間に限る。）が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、計画日から起算して 20 か月を経過する日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には当該労働者は対象労働者から除外する。

なお、支給申請時点で賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ト　当該法人の代表者又は個人事業主と３親等以内の親族を雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者が当該法人の代表者又は個人事業主と３親等以内の親族に該当しないことについて、対象労働者雇用状況等申立書により確認する。

チ　対象労働者の数の３分の１を超えて雇い入れられる新規学校卒業者である場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書の記載、職業紹介証明書及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

リ　公の施設の管理を行うために雇い入れられる者でないことの確認は、対象労働者雇用状況等申立書により行う。

ヌ　地域の雇用構造の改善に資すると認められないことの確認は、対象労働者雇用状況等申立書等により行う。

0804　被保険者が増加していることの確認等

イ　完了日における当該地開金の支給に係る事業所の被保険者数が計画日の前日における当該事業所の被保険者数を上回ることの確認は、次の(ｲ)及び(ﾛ)に留意し、雇用保険データにより行うこと。

(ｲ) 地開金の支給に係る事業所が新設の場合であって、計画日の前日において当該事業所が設置されていない場合には、計画日の前日における被保険者数は０人とする。

(ﾛ) 計画日の前日及び完了日における被保険者数の算定に当たっては、当日に「雇用保険の被保険者資格を取得した者」を含め、当日に「雇用保険の被保険者資格を喪失した者」を除く。

ロ　計画日から完了日の間に雇い入れられた対象労働者数の要件を満たす者の数が、計画日の前日と比較した完了日における被保険者の増加人数を上回る場合は、被保険者の増加人数を対象労働者の数の上限とする。

ハ　フランチャイズ本部直営店を買い取り、フランチャイズ加盟店として事業所の設置・整備を行う場合は、ロの「計画日の前日」を「直営店廃止日の３か月前の日」と読み替えること。

0805　解雇等の有無の確認

支給要件判定期間（計画日から完了日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、被保険者を解雇等しなかったことを完了届（第１回支給申請書）及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇（0301 ニ(ｲ)の重責解雇に該当する離職を含む。）及び天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「３」と判断されるものである。

0806　特定受給資格者数の確認

支給要件判定期間（計画日から完了日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における計画日における被保険者数で除した割合が６％を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされた者の発生数が３人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主であることを完了届（第１回支給申請書）及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。ただし、本取扱いは、0301 ホ(ｲ)から(ﾆ)のいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者には適用しない。

この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が１Ａ又は３Ａであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

0807　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことによる勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を

満たさないものとして取り扱う。

0808　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

事業所状況等申立書等により、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域の雇用構造の改善に資すると認められない場合（社会保険の加入の要件を満たしているのに未加入である等、労働者の雇用環境が良好であるとは言えない事業所）は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

0809　第１共通要領上の支給要件等の確認

第１共通要領 0501 に示す不支給要件に該当しないことの確認、第１共通要領 0303 国等に対する不支給及び第１共通要領 0304 併給調整の確認を行うこと。

0900　支給決定（第１回）

0901　支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、第１回支給（不支給）決定を行ったときは、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給決定通知書・不支給決定通知書（地様式第９号）」（電子申請の場合であって、支給決定を行う場合は雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定通知書とし、不支給決定を行う場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書とする。また、電子申請の場合であって、追加支給決定を行う場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される追加支給決定通知書とする。）（以下「支給・不支給決定通知書」という。）を通知すること。また、支給決定をした際には「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者認定通知書（地様式第 15 号）」（以下「対象労働者認定通知書」という。）を添付して事業主に通知すること（電子申請の場合を除く。）。

1000　支給申請（第２回及び第３回）

1001　第２回及び第３回支給申請書の提出

イ　第２回及び第３回の支給基準日に係る地開金を受けようとする事業主は、支給基準日が経過するごとに、支給基準日の翌日から起算して２か月以内に「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）第２回及び第３回支給申請書（地様式第 11 号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルにおける支給申請(第２、３回)とする。）（以下「第２回及び第３回支給申請書」という。）を管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ　第２回支給申請を怠った者は、第３回支給申請をすることができない。

1002　添付書類等

第２回及び第３回支給申請書を提出する事業主は、次のイからトの支給・不支給の決定に係る審査に必要な書類等を提出しなければならない。

イ　対象労働者認定通知書（写）（電子申請の場合を除く。）

ロ　事業所状況等申立書（電子申請の場合を除く。）

ハ　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）（電子申請の場合を除く。）

ニ　対象労働者（補充者を含む。）の支給要件判定期間に属する月の賃金台帳（写）

ホ　対象労働者（補充者を含む。）の支給要件判定期間に属する月の出勤簿等（写）

ヘ　（当該支給申請に係り対象労働者の補充を行った場合）
雇い入れた補充者の確認のための書類等

(ｲ) 対象労働者申告書

(ﾛ) 住民票（写）等（過疎等雇用改善転任者及び特定有人国境離島等地域転任者を除く。）

(ﾊ) 対象労働者雇用状況等申立書（電子申請の場合は対象労働者雇用状況等申立書に加えて雇用関係助成金ポータルにおける対象労働者一覧も提出する。）

(ﾆ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（船員法第 32 条の規定により船員に対して明示しなければならない書類を含む。）（写）

(ﾎ) （有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合）有料

・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書

ト　イからヘ以外のその他管轄労働局長が必要と認めるもの

1003　第２回及び第３回支給申請書の受理

管轄労働局長は、第２回及び第３回支給申請書及び添付書類等が提出されたときは、事業所の所在地、添付書類等の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。第２回及び第３回支給申請書並びに添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は第１共通要領 0402 へのとおり取り扱うことができる。この場合において、第１共通要領 0402 への「支給申請期間末日」とは、支給基準日の翌日から起算して２か月を経過した日をいう。（不正受給防止の観点から、原則として提出後の事業主都合による第２回及び第３回支給申請書及び添付書類の変更・差し替えは認めないこと。）

1100　支給要件の確認（第２回及び第３回）

1101　解雇等の有無の確認

支給要件判定期間（第２回は完了日の翌日から完了日の１年後の日、第３回は完了日の１年後の日の翌日から完了日の２年後の日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、被保険者を解雇等しなかったことを第２回及び第３回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

1102　特定受給資格者数の確認

支給要件判定期間（第２回は完了日の翌日から完了日の１年後の日、第３回は完了日の１年後の日の翌日から完了日の２年後の日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における支給要件判定期間の初日（第２回は完了日の翌日、第３回は完了日の１年後の日の翌日）における当該事業所の被保険者数で除した割合が６％を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされた者の発生数が３人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主であることを第２回及び第３回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。ただし、本取扱いは、0301 ホ(ｲ)から(ﾆ)のいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者には適用しない。

この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が１Ａ又は３Ａであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

1103　対象労働者（補充者含む）の確認

0802 及び 0803 の確認を行う。

1104　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことによる勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、高年齢者雇用安定法に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

1105　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

事業所状況等申立書等により、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域における雇用構造の改善に資すると認められない場合（社会保険の加入の要件を満たしているのに未加入である等、労働者の雇用環境が良好であるとは言えない事業所）は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

1106　第１共通要領上の支給要件等の確認

第１共通要領 0501 に示す不支給要件に該当しないことの確認、第１共通要領 0303 国等に対する不支給及び第１共通要領 0304 併給調整の確認を行うこと。

1107　被保険者数の維持

イ　第２回又は第３回支給基準日における地開金の支給に係る事業所の被保険者数が、完了日における当該事業所の被保険者数を維持していることを、第２回及び第３回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認すること。

ロ　被保険者数の算定については、0804 イ(ﾛ)の規定に準じて取り扱う。

ハ　対象労働者が第２回又は第３回支給基準日において補充されることによって、被保険者数の維持がはかられる場合は、補充者が第２回又は第３回支給基準日に補充されたものとみなし、第２回又は第３回支給基準日時点で判断すること。

1108　対象労働者数の維持

完了日における地開金の支給に係る事業所の対象労働者数を、第２回又は第３回支給基準日において維持していることを、第２回及び第３回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認すること。この場合、補充者について 0802 及び 0803 と同様の確認を行うとともに、被補充者が就業しなくなった日から起算して１か月前の日から、被補充者が就業しなくなった日の翌日から起算して４か月を経過する日までの間に補充者の雇入れ日があることを確認し、要件を満たさない者は補充者とはしない。

なお、第２回及び第３回支給申請書提出日までに補充者を雇い入れていない場合は、支給決定を保留し、補充者の雇入れを確認した後、支給決定を行う。

対象労働者が出向、配置転換又は研修等により一時的に就業をしていない場合、就業していない期間が４か月以内であり、第２回又は第３回支給基準日において当該事業所に就業していれば対象労働者として取り扱うこと。

1109　対象労働者の定着

完了日時点の対象労働者及び補充者のうち、第２回又は第３回の支給基準日において就業しなくなった者の人数が、完了日時点の対象労働者数の２分の１を超え、かつ、４人以上となっていないことを、第２回及び第３回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認すること。

1200　支給決定（第２回及び第３回）

1201　支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給又は不支給を決定したときは、支給・不支給決定通知書により事業主に通知する。当該支給決定において対象労働者の補充が行われている場合は、補充者に係る対象労働者認定通知書を添付して事業主に通知すること（電子申請の場合を除く。）。

1300　雇用調整を行う場合及び新たな計画書を提出する場合の手続

1301　雇用調整を行う場合の手続

イ　地開金は地域における雇用機会の開発を促進するため支給するものであることから、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）が支給されることとなる雇用調整を行う事業主に対して、地開金を支給することは適当でないものである。そのため、雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の計画届を提出している事業所について地開金の計画書を提出できないこととしているが、既に計画書を提出した事業所においてその後雇用調整を行おうとする場合には、次の手順により雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の支給を受けることができることとする。

(ｲ) 完了日の前日までは、計画書を撤回する。

(ﾛ) 完了日以後であり、かつ、地開金の支給を受け終わっていない（地開金の最終の支給申請を行っておらず、かつ、継続支給が不可能となる状態になっていない）間は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）中止届」（以下「中止届」という。地様式第 17 号）を提出する。（電子申請の場合を除く。）

（Ｒ８.10-4.22-1）

ロ　管轄労働局長は、当該事業主から中止届の提出があったときは、記入された事項について確認を行った後、当該事業主から中止届を認定し、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）中止届認定通知書」（以下「中止届認定通知書」という。地様式第 18 号）により事業主にその旨を通知する。

ハ　中止届を認定した日以降の支給基準日に係る地開金は支給しない。

ニ　中止届の認定以後は雇用調整助成金又は産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース及び令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）に係る計画届を提出することができる。この場合、これに中止届認定通知書を添付しなければならない。

1302　新たな計画書を提出する場合の手続

イ　完了日以後であり、かつ、地開金の支給を受け終わっていない（地開金の最終の支給申請を行っておらず、かつ、継続支給が不可能となる状態になっていない）間に新たな計画書を提出しようとする場合には、中止届を提出することにより、新たな計画書を提出することができることとする。（電子申請の場合を除く。）

ロ　管轄労働局長は、当該事業主から中止届の提出があったときは、記入された事項について確認を行った後、当該事業主から中止届を認定し、中止届認定通知書により事業主にその旨を通知する。なお、支給要件を満たさないことを理由とした中止届については、当該計画の第３回目の支給申請期間の翌日までは認定を保留すること。

1400　地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域指定事業主に対する特例

1401　支給要件

イ　支給対象事業主

地開金の支給を受けようとする雇保則第 140 条の２第１項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の区域内に事業所を設置し、又は整備する事業主を除く。）（以下「指定事業主」という。）については、0301 を準用する。この場合において、0301 イの「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「地域活性化雇用創造プロジェクトが実施される区域（以下「地プロ対象区域」という。）」と読み替えること。

ロ　設置・整備費用

0302 を適用すること。

ハ　除外費用

0303 を適用すること。

ニ　対象労働者

0304 イを準用する。この場合において、0304 イの「同意雇用開発促進地域においては」を「地プロ対象区域においては」と、0304 イ(ハ)の「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」を「地プロ対象区域を含む都道府県の区域」と、「地域求職者」を「地プロ対象区域求職者」と、0304 ニの「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域」を「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域、地プロ対象区域」と、「イからハのいずれか」を「地プロ対象区域」と読み替えること。

また、対象労働者のうち、少なくとも１人は期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）又は派遣労働者（労働者派遣法第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）ではない労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度を適用している労働者（以下「必須要件労働者」という。）であること。

ホ　除外労働者

0305 を適用すること。

ヘ　継続支給要件

0306 を準用する。この場合において、表－２を次の表のとおり読み替えること。なお、第２回又は第３回の支給基準日において、対象労働者（補充者含む。）のうち、少なくとも１人は必須要件労働者の基準を満たす者であることを継続支給要件とする。

（表－２）

被補充者	補充者
地プロ対象区域求職者	地プロ対象区域求職者

1402　支給額

イ　支給額

0401（0401 ロ及び 0401 ハを除く。）を準用する。この場合において、表－３を次の表のとおり読み替えるとともに、読み替え後の表－３に掲げる支給額に、第１回目の支給時に必須要件労働者１人につき 50 万円を上乗せして支給する。ただし、１事業所あたり 20 人を上乗せ支給の上限とする。

（表－３）

設置・整備費用	対象労働者の数			
	３（２）～４人	５～９人	10～19人	20人以上
３００万円以上 １，０００万円未満	50 万円	80 万円	150 万円	300 万円
１，０００万円以上 ３，０００万円未満	60 万円	100 万円	200 万円	400 万円
３，０００万円以上 ５，０００万円未満	90 万円	150 万円	300 万円	600 万円
５，０００万円以上	120 万円	200 万円	400 万円	800 万円

ロ　創業

0403 を準用する。この場合において、「ロ　完了日時点において第１共通要領 0202 に定める中小企業事業主であること。」を「ロ　完了日時点において第１共通要領 0202 に定める中小企業事業主であること。なお、確認については、第１共通要領 0502 に定める方法により行うこと。」と読み替えること。

ハ　個人事業の開始の日

0404 を適用すること。

1403　計画書の提出

イ　計画書の提出

0501 を準用する。0501 イの「同意雇用開発促進地域であれば同意期間、過疎等雇用改善地域であれば指定期間内」を「地域活性化雇用創造プロジェクト実施期間（都道府県が提案した一の事業期間（最大３か年）と同一の期間となる。以下同じ。）内」と、「同意雇用開発促進地域、

過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域のいずれか」を「地プロ対象区域」と読み替えるほか、0501 ハで規定するもののほか、都道府県又は地域活性化雇用創造プロジェクトを実施する都道府県が地域の関係者の参画を得て設置する協議会から承認を受けた「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認通知書・不承認通知書（地様式第 20 号）」（写）（以下「地プロ承認通知書（写）」という。）を提出しなければならない。

ロ　計画書の変更・取下げ

0502 を適用すること。

ハ　計画書の認定

0503 を適用すること。

1404　計画書の確認方法

0601 から 0608 を準用する。この場合において、0602 の「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」及び 0608 の「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「地プロ対象区域」と読み替えること。

1405　支給申請（第１回）

イ　完了届（第１回支給申請書）の提出

0701 を適用する。

ロ　添付書類等

0702 を準用する。この場合において、0702 ホの「中小企業事業主に対する追加助成を申請する事業主」及び 0702 への「創業による追加助成を申請する事業主」を「創業による対象労働者の要件緩和を申請する事業主」と読み替えること。

ハ　完了届（第１回支給申請書）の受理

0703 を適用すること。

1406　支給要件の確認（第１回）

イ　設置・整備費用の確認

0801 を適用すること。

ロ　対象労働者の確認

(ｲ)　雇入れ日の確認

0802 イ(ｲ)を適用すること。

(ﾛ)　公共職業安定所等の紹介により雇い入れられた者であることの確認

0802 イ(ﾛ)を適用すること。

(ﾊ)　就業場所の確認

0802 イ(ﾊ)を適用すること。

(ﾆ)　地プロ対象区域求職者の確認

地プロ対象区域求職者に該当するか否かは、雇入れ日における住所を住民票（写）等により確認すること。

(ﾎ)　継続して雇用することが確実であることの確認

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）及び対象労働者雇用状況等申立書により無期雇用契約であることを確認すること。

(ﾄ)　必須要件労働者の確認

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）及び対象労働者雇用状況等申立書により確認すること。

ハ　除外労働者の確認

0803 を適用すること。

ニ　被保険者が増加していることの確認

0804 を適用すること。

ホ　解雇等の有無の確認

0805 を適用すること。

ヘ　特定受給資格者数の確認

0806 を適用すること。

ト　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第 10 条の３第２項に基づく勧告を受けていないことの確認

0807 を適用すること。

チ　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

0808 を準用すること。この場合において、「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「地プロ対象区域」と読み替えること。

リ　第１共通要領上の支給要件等の確認

0809 を適用すること。

1407　支給決定（第１回）

管轄労働局長は、1406 の支給審査において適正と認められる場合は、第１回目の支給時に必須要件労働者１人あたり 50 万円を上乗せして支給するものとする。（ただし、１事業所あたり 20 人を上限とする。）

第１回支給（不支給）決定を行ったときは、支給・不支給決定通知書を通知すること。また、支給決定をした際には、対象労働者認定通知書を添付して指定事業主に通知すること（電子申請の場合を除く。）。

1408　支給申請（第２回及び第３回）

イ　第２回及び第３回支給申請書の提出

1001 を適用すること。

ロ　添付書類等

1002 を適用すること。

ハ　第２回及び第３回支給申請書の受理

1003 を適用すること。

1409　支給要件の確認（第２回及び第３回）

イ　解雇等の有無の確認

1101 を適用すること。

ロ　特定受給資格者数の確認

1102 を適用すること。

ハ　対象労働者（補充者含む）の確認

1406 ロ及び 1406 ハの確認を行うこと。

ニ　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第 10 条の３第２項に基づく勧告を受けていないことの確認

1104 を適用すること。

ホ　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

1105 を準用する。この場合において、「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「地プロ対象区域」と読み替えること。

ヘ　第１共通要領上の支給要件等の確認

1106 を適用すること。

ト　被保険者の維持

1107 を適用すること。

チ　対象労働者の維持

1108 を準用する。この場合において、「0802 及び 0803」を「1406 ロ及び 1406 ハ」と読み替

えること。

リ　対象労働者の定着

1109 を適用すること。

1410　支給決定（第２回及び第３回）

1201 を適用すること。

1411　雇用調整を行う場合の手続及び新たな計画書を提出する場合の手続

イ　雇用調整を行う場合の手続

1301 を適用すること。

ロ　新たな計画書を提出する場合の手続

1302 を適用すること。

1500　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施地域寄附事業主に対する特例

1501　支給要件

イ　支給対象事業主

地開金の支給を受けようとする、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第８条第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同項第１号イに規定する事業であって地域的な雇用構造の改善を図る事業に限る。）（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関連する寄附をした事業主（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の区域内に事業所を設置し、又は整備する事業主を除く。）については、0301 を準用する。この場合において、0301 イの「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「寄附をしたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が実施される区域（以下「寄附活用対象区域」という。）」と読み替えること。

なお、本特例は１適用事業所あたり１回限りとする。

ロ　設置・整備費用

0302 を適用すること。

ハ　除外費用

0303 を適用すること。

ニ　対象労働者

0304 イを準用する。この場合において、0304 イの「同意雇用開発促進地域においては」を「寄附活用対象区域においては」と、0304 イ(ハ)の「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」を「寄附活用対象区域」と、「地域求職者」を「寄附活用対象区域求職者」と、0304 ニの「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域」を「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域、寄附活用対象区域」と、「イからハのいずれか」を「寄附活用対象区域」とそれぞれ読み替えること。

ホ　除外労働者

0305 を適用すること。

ヘ　継続支給要件

0306 を準用する。この場合において、表－２を次の表のとおり読み替えること。

（表－２）

被補充者	補充者
寄附活用対象区域求職者	寄附活用対象区域求職者

1502　支給額

イ　支給額

0401（0401 ハ及び 0401 ホを除く。）を準用する。この場合において、0401 イの「３人（創業の場合にあっては２人）」を「３人」と、表－３を次の表のとおり読み替えること。

（表－３）

設置・整備費用	対象労働者の数			
	３～４人	５～９人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

ロ　中小企業事業主

0402 を適用すること。

1503　計画書の提出

イ　計画書の提出

0501（0501 ロ及び 0501 二を除く。）を準用する。この場合において、0501 イの「同意雇用開発促進地域であれば同意期間、過疎等雇用改善地域であれば指定期間内」を、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施期間内（事業の最終年度については当該事業を実施する地方公共団体の出納整理期間後１月以内。以下同じ。）」と、「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域のいずれか」を「寄附活用対象区域」と、0501 ハ(ハ)の「（創業による追加助成を申請する事業主の場合）申請事業主の「職歴書（創業）＜法人の代表者・個人事業主＞（地様式第３号）」（以下「職歴書」という。）」を「認定地方公共団体が発行したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る受領証（「事業名」、「寄附年月日」、「寄附金額」及び「地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附であること」が記載されているもの）（以下「受領証」という。）」と読み替えること。

ロ　計画書の変更・取下げ

0502（ただし、0502 ロ(ホ)は除く。）を適用すること。

ハ　計画書の認定

0503 を準用する。この場合において、「0601 から 0608」を「0601、0602 及び 0604 から 0608」に読み替えること。

1504　計画書の確認方法

0601、0602 及び 0604 から 0608 を準用する。この場合において、0601 イの「設立中の会社、計画書提出時点では被保険者が０人である事業所又は新設の事業所」を「計画書提出時点では被保険者が０人である事業所又は新設の事業所」と、0602 の「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」及び 0608 の「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「寄附活用対象区域」と読み替えるほか、次のイからハの確認を行う

こと。

イ　寄附活用対象区域であることの確認

寄附活用対象区域であることは、受領証により確認すること。

ロ　事業実施期間内であることの確認

計画日がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施期間内であることは、受領証により確認すること。

ハ　地開金の支給対象となる寄附であることの確認

寄附活用事業主が行う寄附が地開金の支給対象となる寄附であることは、受領証により確認すること。

1505　支給申請（第１回）

イ　完了届（第１回支給申請書）の提出

0701 を適用すること。

ロ　添付書類等

0702（0702 ヘ及び 0702 トは除く）を適用すること。

ハ　完了届（第１回支給申請書）の受理

0703 を適用すること。

1506　支給要件の確認（第１回）

イ　設置・整備費用の確認

0801 を適用すること。

ロ　対象労働者の確認

(ｲ)　雇入れ日の確認

0802 イ(ｲ)を適用すること。

(ﾛ)　公共職業安定所等の紹介により雇い入れられた者であることの確認

0802 イ(ﾛ)を適用すること。

(ﾊ)　就業場所の確認

0802 イ(ﾊ)を適用すること。

(ﾆ)　寄附活用対象区域求職者の確認

寄附活用対象区域求職者に該当するか否かは、雇入れ日における住所を住民票（写）等により確認すること。

(ﾎ)　継続して雇用することが確実であることの確認

0802 イ(ﾍ)を適用すること。

ハ　除外労働者の確認

0803 を適用すること。

ニ　被保険者が増加していることの確認

0804（0804 ハを除く。）を適用すること。

ホ　解雇等の有無の確認

0805 を適用すること。

ヘ　特定受給資格者数の確認

0806 を適用すること。

ト　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第 10 条の３第２項に基づく勧告を受けていないことの確認

0807 を適用すること。

チ　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

0808 を準用する。この場合において、「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「寄附活用対象区域」と読み替えること。

リ　第１共通要領上の支給要件等の確認

0809 を適用すること。

1507　支給決定（第１回）

0901 を適用すること。

1508　支給申請（第２回及び第３回）

イ　第２回及び第３回支給申請書の提出

1001 を適用すること。

ロ　添付書類等

1002 を適用すること。

ハ　第２回及び第３回支給申請書の受理

1003 を適用すること。

1509　支給要件の確認（第２回及び第３回）

イ　解雇等の有無の確認

1101 を適用すること。

ロ　特定受給資格者数の確認

1102 を適用すること。

ハ　対象労働者（補充者含む）の確認

1506 ロ及び 1506 ハの確認を行うこと。

ニ　高年齢者雇用確保措置の勧告及び法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていなかったために、高年齢者雇用安定法第 10 条の３第２項に基づく勧告を受けていないことの確認

1104 を適用すること。

ホ　地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

1105 を準用する。この場合において、「同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域」を「寄附活用対象区域」と読み替えること。

ヘ　第１共通要領上の支給要件等の確認

1106 を適用すること。

ト　被保険者の維持

1107 を適用すること。

チ　対象労働者の維持

1108 を準用する。この場合において、「0802 及び 0803」を「1506 ロ及び 1506 ハ」と読み替えること。

リ　対象労働者の定着

1109 を適用すること。

1510　支給決定（第２回及び第３回）

1201 を適用すること。

1511　雇用調整を行う場合の手続及び新たな計画書を提出する場合の手続

イ　雇用調整を行う場合の手続

1301 を適用すること。

ロ　新たな計画書を提出する場合の手続

1302 を適用すること。

1600　大規模雇用開発計画に係る特別措置

1601　大規模雇用開発計画に係る特別措置

同意雇用開発促進地域における雇用機会の増大に関する計画であって、事業所の設置に伴い、相当数の労働者を雇い入れること等当該同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資すると認められるもの（以下「大規模雇用開発計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を受け

た事業主に対して、地開金について、特別の措置を講ずるものとする。

1700　支給要件（大規模助成金）

1701　支給対象事業主

同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発計画に係る特別措置としての地開金（以下「大規模助成金」という。）の支給の対象となる者は、次のいずれにも該当する事業主とする。

イ　雇用保険の適用事業の事業主であること。

ロ　同意雇用開発促進地域において、大規模雇用開発計画書を作成し、当該同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資すると認められるものとして厚生労働大臣の認定を受けた事業主（以下「計画認定事業主」という。）であること。

ハ　前号の認定を受けた大規模雇用開発計画（以下「認定計画」という。）の定めるところに従い、認定計画に定める雇用開発期間（事業所の設置及びそれに伴う雇入れを開始する日から完了する日までの期間。最大２年間。以下同じ。）内に事業所の設置（次の(ｲ)から(ﾊ)に定める費用を含め、その費用の合計額が 50 億円以上のものに限る。）を行う事業主であること。

なお、大規模助成金の設置に係る費用に、施設の賃借費は含めないこととする。

(ｲ)　従業員の福祉の用に供する施設又は設備（労働者住宅、保健関係、給食関係、職業訓練関係の施設又は設備等従業員の福祉を増進するために必要な施設又は設備をいう。）の新設、購入又は設備の賃借に要した費用（全体の費用の３分の１以下に限る。）

(ﾛ)　認定計画において当該設置に係る事業所に付随する事業所として計画されている他の事業主の設置する事業所（0102 によらず雇用保険の事業所非該当施設を含む。）（以下「付随事業所」という。）が含まれている場合に行う付随事業所の設置（従業員の福祉の用に供するものを含む。）に要した費用（全体の費用の３分の１以下に限る。）

(ﾊ)　事業所の雇用拡大のために必要な事業の用（従業員の福祉の用を含む。）に供する無形固定資産（借地権及び営業権を除く。）の購入又は賃借に要した費用

ニ　ハの設置・整備に伴い、雇用開発期間内に 1704 の対象労働者を 100 人以上雇い入れ、かつ、雇用開発期間の末日の時点まで雇用維持している事業主であること。

ホ　認定計画における当該設置に係る事業所について、地方公共団体からの助成（補助金、助成金、低利融資、税の減免措置等）を受けている事業主であること。

ヘ　0301 ニからチのいずれにも該当する事業主であること。

ト　次の(ｲ)及び(ﾛ)のいずれにも該当しない等ハの事業所の設置に伴う対象労働者の雇入れが当該同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資するものと認められる事業主であること。

(ｲ)　地域の労働市場の実情から判断して求人の充足が困難である、又は就職後の定着が危ぶまれる等、当該地域の雇用構造の改善につながる常用雇用の場の開発を促進するとは認められないこと。

(ﾛ)　地域の雇用の安定性を損なう等事業所の設置の内容が適切でないこと。

1702　設置・整備費用

次のイ及びロの取扱いを除き 0302 のとおりとする。

イ　不動産の賃借費用を設置・整備費用に算定できない。

ロ　代金支払日が認定計画に定める雇用開発期間内でなくとも、雇用開発期間内に引渡日又は賃貸借期間の初日があれば設置・整備費用に算定できる。

1703　除外費用

0303 イ(ﾁ)の取扱いを除き 0303 のとおりとする。なお、0303 イ(ﾁ) については「無形固定資産（借地権及び営業権）の取得に要した費用」と読み替える。

1704　対象労働者

イ　次の(ｲ)から(ﾊ)のいずれにも該当する者であること。

(ｲ) 雇入れ当初より、一般被保険者等として雇い入れられ、設置・整備事業所において継続して雇用することが確実であると認められる者

(ﾛ) 公共職業安定所等又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇用開発期間内に雇い入れられた者

(ﾊ) 次のａ又はｂのいずれかに該当する者

ａ 0304 イ(ﾊ)の地域求職者

ｂ 当該設置・整備事業所に就職するため当該同意雇用開発促進地域及び隣接する同意雇用開発促進地域外から当該同意雇用開発促進地域及び隣接する同意雇用開発促進地域内に住所を移転する求職者（以下「移転求職者（大規模）」という。）

ロ 認定計画に付随事業所が含まれている場合において、当該付随事業所の設置に伴い、当該付随事業所において継続して雇用する労働者として雇い入れた対象労働者数も含めることができる。この場合、付随事業所における雇入れ人数は全体の雇入れ人数の３分の１以下としなければならない。

ハ 求職者には、いわゆる在籍出向（労働者が従前から勤務していた事業所（以下「出向元事業所」という。）の従業員たる地位を保有しつつ、即ち、休職という形のまま、他の事業主の事業所（以下「出向先事業所」という。）において勤務すること。）であれ、移籍出向（将来、出向元事業所に復帰することもあるということその他、人事上のつながりを持ちながら一旦出向元事業所を退職して失業することなく出向先事業所に雇用されることをいう。）であれ、当該出向により雇い入れられるものは含めない。

1705 除外労働者

短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、雇用保険法第 38 条第１項第２号の厚生労働大臣の定める時間数未満をいう。以下同じ。）及び 0305 のとおりとする。

1706 継続支給要件

第２回及び第３回の支給申請に係る支給要件は次のイからホのとおりとする。

なお、第２回に継続支給要件を欠いた場合は、第３回についても大規模助成金を支給しない。

イ 1808 により厚生労働大臣が認定計画の認定を取り消されていないこと

ロ 被保険者数の維持

雇用開発期間末日における被保険者数を、第２回又は第３回の支給基準日（第２回は雇用開発期間の末日の１年後の日、第３回は雇用開発期間の末日の２年後の日をいう。以下同じ。）における当該事業所の被保険者数が下回っていないこと

ハ 対象労働者数の維持

雇用開発期間末日における対象労働者数を、第２回、又は第３回の支給基準日における当該事業所の対象労働者数（ただし、雇用開発期間内に雇い入れた、又は雇用開発期間の末日の翌日以後当該支給基準日までに雇い入れた対象労働者であって、当該支給基準日において当該事業所に雇用している者の数に限る。）が下回っていないこと

なお、雇用開発期間の末日から第２回又は第３回支給基準日までの間に、対象労働者が地開金の支給に係る事業所で就業しなくなった（解雇等（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇等（0301 ニ(ｲ)の重責解雇に該当する離職を含む。）を除く。）によるものを除く。）場合、0306 ハ(ｲ)の方法により、補充者を雇い入れていれば支給する。

ニ 対象労働者の定着

雇用開発期間の末日時点の対象労働者のうち、第２回又は第３回の支給基準日において就業しなくなった者の人数が、雇用開発期間末日時点の対象労働者の数の２分の１を超えた場合は、補充者の雇入れにより対象労働者数を維持していたとしても、当該支給基準日に係る地開金を

支給しない。

ホ　付随事業所が含まれている場合は、付随事業所における対象労働者数が全体の対象労働者数の３分の１を超えていないこと

1707　支給額

イ　大規模助成金は、1701 の支給対象事業主のうち、雇用開発期間内に当該事業所の設置に伴い雇い入れた 1704 の対象労働者の人数が 100 人以上（雇用開発期間の末日まで当該事業所に雇用している者であって、当該末日において対象労働者であるものの数に限る。）であるものに対して、事業所の設置に要した費用の額及び対象労働者の数に応じて１年ごとに３年間支給する。

ロ　大規模助成金の１回当たりの支給額は、継続して雇用する労働者として雇い入れた対象労働者の人数及び事業所の設置に要した費用の額に応じて次の（表－４）の額とする。

（表－４）

設置・整備費用	対象労働者の数	
	100～199人	200人以上
50億円以上	１億円	２億円

1800　大規模雇用開発計画

1801　大規模雇用開発計画の作成及び申請

イ　同意雇用開発促進地域内において、中長期的観点から地域にとって望ましい雇用開発を進めていくため、地域経済に大きな影響を与え、雇用構造の改善に資するような地域に根ざした大規模な雇用機会を開発する事業を自ら中心となって推進しようとする事業主は、1802 に掲げる事項を内容とする当該雇用開発のための取組みに関する大規模雇用開発計画を作成し、「大規模雇用開発計画認定申請書（地様式第 21 号）」により、管轄労働局長を経由して、厚生労働大臣に大規模雇用開発計画の認定を申請するものとする。

ロ　イの事業主は、大規模雇用開発計画の作成に当たっては、事前に管轄労働局長に申し出るものとする。

ハ　イの事業主は、大規模雇用開発計画の認定の申請に当たっては、1803 の大規模雇用開発計画策定協議会の意見書を添付しなければならないものとする。

ニ　管轄労働局長は申請のあった大規模雇用開発計画の厚生労働大臣への進達に当たっては、都道府県知事に対して次に掲げる事項について意見照会を行い、その意見書を添付するものとする。

(ｲ)　計画対象地域の経済、雇用の動向からみた当該大規模雇用開発計画の必要性（地域の経済、雇用構造への波及効果を含む。）

(ﾛ)　地域振興計画等との関連性

(ﾊ)　事業の安定性、成長性等の将来見通し

(ﾆ)　雇用機会の良質性

1802　大規模雇用開発計画の内容

イ　計画の概要

(ｲ)　事業所を設置する事業主の氏名又は名称、住所及び大規模雇用開発計画の名称、設置しようとする事業所の名称及び所在地（事業が第３セクター等共同出資で行われる場合は出資内容、付随事業所の設置が見込まれる場合は当該付随事業所を設置しようとする事業主の氏名又は名称及び住所並びに当該付随事業所の名称及び所在地を記入すること。）

(ﾛ) 事業所の事業内容及び中長期的な事業計画（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

ロ　雇用開発期間

事業所の設置及びそれに伴う雇入れを開始する日から完了する日までの期間（最長２年）

ハ　事業所の設置に関する事項

事業所の設置に要する費用の合計額（見込み）及びその内訳（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

ニ　労働者の雇入れに関する事項

(ｲ) 雇入れ予定労働者数及び雇用形態、職種（職務の内容）等（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

(ﾛ) 雇入れ予定労働者の年齢別内訳、障害者雇用の予定の有無等

(ﾊ) 雇入れ予定労働者の確保の方法（雇入れルート及び地域別内訳を含む。）（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

ホ　事業所内労働者の雇入れ後の能力開発に関する事項

ヘ　事業所内労働者の労働条件等

(ｲ) 労働条件（賃金水準、週休制等労働時間、定年制及び定年後の継続雇用制度の状況）等

(ﾛ) 福利厚生（社宅など福祉施設の設置状況、育児休業制度、財形、持家促進融資等の実施制度の状況等）

ト　地域の経済、雇用構造への波及効果に関する事項

(ｲ) 経済への波及効果の見込み

(ﾛ) 雇用・就業への波及効果の見込み

チ　地方公共団体からの助成に関する事項

1803　大規模雇用開発計画策定協議会

イ　労働局は、1801ロの申し出を受けたときは、大規模雇用開発計画策定協議会を設置し、事業主による計画の策定について協議・指導を行うものとする。

ロ　大規模雇用開発計画策定協議会は、当該地域を管轄する労働局職業安定部、都道府県職業能力開発主管課及び労働・商工・地域振興関係部課等関係部局の職員、その他必要と認められる者等から構成するものとする。

1804　大規模雇用開発計画の認定

イ　厚生労働大臣は、1801により認定を申請された大規模雇用開発計画について審査し、次の要件を満たすことにより当該地域の雇用構造の改善に特に資すると認められたときは、当該大規模雇用開発計画を認定し、「大規模雇用開発計画認定証（地様式第 22 号）」（以下「計画認定証」という。）を事業主に交付するものとする。

(ｲ) 中長期的にみて景気変動等に左右されない良質な雇用機会の開発を促進し、地域活性化に資するとともに地域の雇用構造の改善を図ると見込まれるものであること。

(ﾛ) 事業所の設置及び雇入れが円滑に実施されるとともに継続的に事業が実施されると見込まれるものであること。

ロ　厚生労働大臣は、1801により認定を申請された大規模雇用開発計画について認定をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を事業主に通知するものとする。

1805　大規模雇用開発計画の変更等

イ　計画認定事業主は、雇用開発期間を変更する等認定計画の内容を変更する必要が生じたときは、すみやかに「大規模雇用開発認定計画変更申請書（地様式第 23 号）」により労働局を経由して厚生労働大臣に申請するものとする。ただし、認定計画の内容の変更であっても、事業所を設置する事業主の住所の変更等軽微なものについては、この限りではなく、変更内容を「大規模雇用開発認定計画変更届（地様式第 24 号）」により厚生労働大臣に届け出ることで

足りるものとする。

ロ　前項の申請、届け出及び認定については、1801 ロ及び 1804 に準じて行うものとする。

1806　大規模雇用開発計画推進連絡会議

イ　認定計画の実施を推進するため、当該地域を管轄する労働局職業安定部は、大規模雇用開発計画推進連絡会議を設置し、次に掲げる事項等について計画認定事業主への指導等を行うものとする。

(ｲ) 求職者の確保及び必要な能力開発の実施

(ﾛ) 雇入れ条件及び職業紹介

(ﾊ) 雇入れ後の能力開発、雇用管理、福利厚生等

ロ　大規模雇用開発計画推進連絡会議は、当該地域を管轄する労働局職業安定部、都道府県雇用開発主管課、関係公共職業安定所、関係公共職業能力開発施設、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター、関係市町村の職員、計画認定事業主、その他必要と認められる者等により構成するものとする。

1807　大規模雇用開発計画に対する実施状況の報告等

イ　厚生労働大臣は、認定計画の実施状況等を把握する必要があると認められるときは、計画認定事業主に対し、認定計画の実施状況についての報告を求めることができるものとする。

ロ　厚生労働大臣は、認定計画の実施に関し必要があると認められるときは、計画認定事業主（付随事業所の事業主を含む。）に対し、適正な認定計画の推進を確保するために必要な指導及び助言をすることができるものとする。

1808　大規模雇用開発計画の認定の取消し

厚生労働大臣は、認定計画に関し、次のいずれかに該当すると判断したときには、「大規模雇用開発計画認定取消通知書（地様式第 25 号）」により計画の認定を取り消すことができるものとする。

イ　認定計画の内容の実現が著しく困難となったとき（1801 により申請された認定計画の変更により認定計画の内容が 1804 イに掲げる要件を満たさなくなるときを含む。）。

ロ　1807 ロの厚生労働大臣の指導について計画認定事業主の協力が得られないとき。

ハ　計画認定事業主に労働関係法規の重大な違反があったとき。

1900　大規模助成金の支給申請（第１回）

1901　第１回支給申請書（大規模）の提出

イ　大規模助成金の支給を受けようとする計画認定事業主は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）第１回支給申請書（大規模）（地様式第 26 号）」（以下「第１回支給申請書（大規模）」という。）を雇用開発期間の末日の翌日から起算して２か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。この期間に第１回支給申請書（大規模）の提出がない場合は、当該認定計画は失効する。

ロ　添付書類等

第１回の支給申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(ｲ)　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）

(ﾛ)　計画認定証

(ﾊ)　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）事業所状況等申立書（大規模）（地様式第 27 号）（以下「事業所状況等申立書（大規模）」という。）(ﾆ)　対象労働者の確認のための書類等

a　対象労働者申告書及び「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者申告書（大規模・付随事業所分）（地様式第 30 号の 1）」（以下「対象労働者申告書（付随事業所分）」という。）

付随事業所が複数ある場合はそれぞれの付随事業所ごとに対象労働者申告書（大規模・付

随事業所分）を提出すること。なお、対象労働者がこの申告書に書ききれないときは「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者申告書（大規模・付随事業所分）（続紙）（地様式第 30 号の 2）」に記入して提出すること。

b　住民票（写）等

c　対象労働者雇用状況等申立書

d　雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（船員法第 32 条の規定により船員に対して明示しなければならない書類を含む。）（写）

e　対象労働者の支給要件判定期間に属する月の賃金台帳（写）

f　対象労働者の支給要件判定期間に属する月の出勤簿等（写）

g　（有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合）有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書

(ﾎ)　設置・整備費用の確認のための書類等

a　設置・整備費用申告書及び「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）設置・整備費用申告書（大規模・付随事業所分）（地様式第 31 号）」（以下「設置・整備費用申告書（附随事業所分）」という。）

b　見積書（写）、請求書（写）、総勘定元帳（該当部分の写）、預金通帳（該当部分の写）又は現金出納簿（該当部分の写）のうち対象経費のための支出であることが確認できる書類

c　（振込による支払いの場合）金融機関の振込明細書（写）。ただし、インターネットバンキングによる振込の場合、預金通帳の該当部分の写し

d　（振込以外による支払いの場合）領収証（写）

e　（不動産の工事又は購入をした場合）請負契約書（写）、図面及び引渡書（写）

当該不動産に 0303 除外費用イ(ｲ)に定める賃貸用の施設又はイ（ﾄ）に定める福利厚生施設を含む場合、雇用拡大のための部分を明記したものに限る。

f　（動産の購入をした場合）売買契約書（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）（写）

g　（動産の賃借（リースを含む。）をした場合）賃貸借（リースを含む。）契約書（写）

h　（購入又は賃借に係る取付費用又は運搬費用が別途支払われた場合）取付け又は運搬に係る納品書（写）

(ﾍ)　(ｲ)から(ﾎ)以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

1902　第１回支給申請書（大規模）の受理

管轄労働局長は、1901 により第１回支給申請書（大規模）及び添付資料が提出された場合は、事業所の所在地、添付書類の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。第１回支給申請書（大規模）及び添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は第１共通要領 0402 へに準じて取り扱うことができる。この場合において、第１共通要領 0402 への「支給申請期間末日」とは、雇用開発期間の末日の翌日から起算して２か月を経過した日をいう。（不正受給防止の観点から、原則として提出後の事業主都合による第１回支給申請書（大規模）及び添付書類の変更・差し替えは認めないこと。）

2000　大規模助成金の支給決定（第１回）

2001　事業所の設置に要した費用の確認

申告された設置・整備費用については、1702 及び 1703 に留意し、必要に応じ、総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳等の帳簿類、領収書等の原本を持参させるとともに、法人ベース・レジストリ及び登記情報連携システムにより確認すること。

また、申告されたものが実際に設置・整備され、当該事業所の雇用拡大のために必要な事業の用に供しているか否かについては、原則、事業所の実地調査により確認すること。

なお、1701 ハ(ｲ)のとおり、従業員の福祉の用に供する施設又は設備の設置・整備に要した費用が総費用の３分の１以下の場合、算定対象とできるが、その判定は、床面積に応じて按分した工事費用に付帯する動産を加えた費用で行うこと。

2002　事業所の設置に伴い雇い入れた労働者の確認

イ　地域求職者の確認

0802 イ(ｲ)から(ﾆ)、(ﾍ)及び 0803 のとおりとする。

ロ　移転求職者（大規模）の確認

0802 イ(ｲ)から(ﾊ)、(ﾎ)、(ﾍ)及び 0803 のとおりとする。

ハ　短時間労働者でないことの確認

雇用契約書（写）等により確認する。

ニ　付随事業所の対象労働者数の確認

付随事業所が含まれている場合は、付随事業所における対象労働者数が全体の対象労働者数の３分の１を超えていないことを確認すること。

2003　その他の支給要件の確認

イ　管轄労働局長は、0805 から 0809 までの確認を行う。なお、確認を行う際「支給要件判定期間」は、「雇用開発期間」と読み替えること。

ロ　申請事業主が地方自治体からの助成を受けていることについては、第１回支給申請書（大規模）及び当該助成にかかる交付決定通知書（写）などで確認すること。

2004　支給決定に~~かかる~~係る事務処理

管轄労働局長は、第１回の支給（不支給）を決定したときは、支給・不支給決定通知書及び対象労働者認定通知書により事業主に通知する。なお、管轄労働局長は、支給・不支給決定通知書等の送付と同時に、計画認定証を事業主に返戻するものとする。

2100　大規模助成金の支給申請・支給決定（第２回及び第３回）

2101　第２回及び第３回支給申請書（大規模）の提出

イ　第２回及び第３回の支給基準日に係る大規模助成金を受けようとする事業主は、支給基準日が経過するごとに、支給基準日の翌日から起算して２か月以内に「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）第２回及び第３回支給申請書（大規模）（地様式第 28 号）」（以下「第２回及び第３回支給申請書（大規模）」という。）を管轄労働局長に提出しなければならない。

第２回支給申請を怠った者は、第３回支給申請することができない。

ロ　添付書類等

第２回及び第３回の支給申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(ｲ)　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）

(ﾛ)　前回の支給決定通知書

(ﾊ)　対象労働者認定通知書（写）

(ﾆ)　事業所状況等申立書（大規模）

(ﾎ)　対象労働者（補充者を含む。）の支給要件判定期間に属する月の賃金台帳等（写）

(ﾍ)　対象労働者（補充者を含む。）の支給要件判定期間に属する月の出勤簿等（写）

(ﾄ)　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者離職等申告書（大規模）（地様式第 29 号の１）（以下「対象労働者離職等申告書」という。）

前回の支給申請時期において当該事業所で被保険者として雇い入れた対象労働者の人数として数えられた対象労働者であって、前回の支給基準日の翌日から当該支給基準日までの間において、離職し、又は他の事業所に配置転換した等により当該事業所に就業しなくなった者を記入して提出すること。なお、離職等した者がこの申告書に書ききれないときは「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者離職等申告書（大規模）（続紙）（地様式第 29 号の 2）」に記入して提出すること。

(ﾁ)（当該支給申請に係り対象労働者の補充を行った場合）雇い入れた補充者の確認のための書類等

a 対象労働者申告書及び対象労働者申告書（付随事業所分）

b 住民票（写）等

c 対象労働者雇用状況等申立書

d 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（船員法第 32 条の規定により船員に対して明示しなければならない書類を含む。）（写）

e （有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合）有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書

(ﾘ)（ｲ)から(ﾁ)以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

2102 第２回及び第３回支給申請書（大規模）の受理

管轄労働局長は、第２回及び第３回支給申請書（大規模）及び添付書類等が提出されたときは、事業所の所在地、添付書類等を確認の上、これを受理すること。第２回及び第３回支給申請書（大規模）並びに添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は第１共通要領 0402 へのとおり取り扱うことができる。この場合において、第１共通要領0402への「支給申請期間末日」とは、支給基準日の翌日から起算して２か月を経過した日をいう。（不正受給防止の観点から、原則として提出後の事業主都合による第２回及び第３回支給申請書（大規模）及び添付書類の変更・差し替えは認めないこと。）

2103 大規模助成金の支給決定（第２回及び第３回）

イ 支給の決定は、申請の都度次によって行う。

(ｲ) 管轄労働局長は、1101 から 1106、1108 及び 1109 までの確認を行う。なお、確認を行う際「支給要件判定期間」は「第２回は雇用開発期間の末日の翌日から１年後の日、第３回は雇用開発期間の末日の１年後の翌日から２年後の日までの間」と読み替えること。なお、1706 のロについては第２回及び第３回支給申請書（大規模）、対象労働者申告書、対象労働者申告書（付随事業所分）及び対象労働者離職等申告書の記載事項によって確認すること。

(ﾛ) 1706 のロの要件を満たしていないときは、支給決定を保留し、当該支給申請期間の末日までに対象労働者を被保険者として雇い入れ、要件を満たすものとなった場合には、その時点で支給決定を行う。この場合、新たに雇い入れた地域求職者等については、事業主から、対象労働者申告書等を提出させ、必要な確認、調査を行うこと。

ロ 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給（不支給）を決定したときは、支給・不支給決定通知書及び対象労働者認定通知書により事業主に通知する。

ハ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給・不支給決定通知書等の返戻

管轄労働局長は、支給・不支給決定通知書等の送付と同時に第２回及び第３回支給申請書（大規模）に添付された支給・不支給決定通知書を事業主に返戻するものとする。

2200 不正受給対応

不正受給に対する対応は第１共通要領 0700 番台のとおり行うこと。なお、地開金においては、第１共通要領 0703 の不支給決定通知書は、支給・不支給決定通知書（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書とする。）とし、不支給措置期間通知書は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）不支給措置期間通知書（地様式第 32 号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される不支給措置期間通知書とする。）とする。

2300 雑則

2301 返還に係る通知書の指定

支給決定を取り消す場合の対応は第１共通要領 0801 のとおり行うこと。なお、地開金においては、第１共通要領 0801 の支給決定取消通知書及び返還通知書は、「地域雇用開発助成金（地域雇

用開発コース）支給決定取消及び返還通知書（地様式第 10 号）」（電子申請の場合は雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び返還通知書とする。）とする。

2400　附則

2401　施行期日

イ　平成26年３月31日付け職発0331第13号・能発0331第５号・雇児発0331第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は平成26年４月１日から施行する。

ロ　平成27年３月31日付け職発0331第２号・能発0331第12号・雇児発0331第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は平成27年４月１日から施行する。

ハ　平成28年４月１日付け職発0401第40号・能発0401第10号・雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は平成28年４月１日から施行する。

ニ　平成28年８月19日付け職発0819第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は平成28年８月20日から施行する。

ホ　平成28年10月19日付け職発1019第１号・能発1019第１号・雇児発1019第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は平成28年10月19日から施行する

ヘ　平成28年12月27日付け職発1227第11号、「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年１月１日から施行する。

ト　平成29年３月31日付け職発0331第７号、能発0331第２号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年４月１日から施行する。

チ　平成29年10月13日付け職発1013第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年10月13日から施行する。

リ　平成30年３月31日付け職発0331第２号、雇均発0331第３号、開発0331第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年４月１日から施行する。

ヌ　平成31年３月29日付け職発0329第２号・雇均発0329第６号・開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年４月１日から施行する。

ル　令和２年３月31日付け職発0331第10号・雇均発0331第６号・開発0331第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和２年４月１日から施行する。

ヲ　令和２年12月25日付け職発1225第４号、雇均発1225第１号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和２年12月25日から施行する。

ワ　令和３年３月31日付け職発0331第25号・雇均発0331第５号・開発0331第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和３年４月１日から施行する。

カ　令和４年３月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和４年４月１日から施行する。

ヨ　令和４年７月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第３号、開発0721第５号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和４年８月１日から施行する。

タ　令和５年３月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第２号、開発0331第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年４月１日から施行する。

レ　令和５年６月23日付け職発0623第１号、雇均発0623第１号、開発0623第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年６月26日から施行する。

ソ　令和６年３月29日付け職発0329第８号、雇均発0329第４号、開発0329第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和６年４月１日から施行する。

ツ　令和６年６月28日付け職発0628第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和６年７月１日から施行する。

ネ　令和７年４月１日付け職発0401第６号、雇均発0401第34号、開発0401第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和７年４月１日から施行する。

ナ　令和７年７月１日付け職発0701第１号、雇均発0701第１号、「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和７年７月１日から施行する。

ラ　令和８年４月１日付け職発0401第５号、雇均発0401第34号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和８年４月１日から施行する。

ム　令和８年10月22日付け職発1022第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和８年10月22日から施行する。

2402　経過措置

（R８.10~~4~~.22~~1~~）

イ　平成26年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、平成26年３月31日付け職発0331第13号・能発0331第５号・雇児発0331第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。

ロ　平成27年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、平成27年３月31日付け職発0331第２号・能発0331第12号・雇児発0331第２号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。

ハ　平成28年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ニ　平成28年４月14日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ホ　平成29年１月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ヘ　平成29年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ト　平成29年10月13日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

チ　平成30年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

リ　平成31年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ヌ　令和２年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ル　令和２年12月25日付け職発1225第４号、雇均発1225第１号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第２　各助成金別要領　６　地域雇用開発助成金　(1)　地域雇用開発コース」の様式については、当分の間、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ヲ　令和３年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ワ　令和４年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

カ　令和５年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ヨ　令和５年６月26日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

タ　令和６年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

レ　令和６年７月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ソ　令和７年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ツ　令和７年７月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ネ　令和８年４月１日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

ナ　令和８年10月22日より前に提出された計画書に対する地開金の支給については、なお従前の例による。

（Ｒ８．10~~４~~．22~~１~~）